



第5次小郡市総合振興計画 後期基本計画

人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり



平成28年3月
福岡県小郡市

ごあいさつ



現在、わが国は急速な少子高齢化に伴う人口減少時代の到来という歴史的にも大きな転換期に直面しています。この状況に対し、国は地方分権を急速に進め、地方自治体自らが人口減少を打破していくことを求めており、地方自治体が担う役割と責任は、ますます大きくなっています。

こうした中、本市では、この度、人口減少をはじめとする様々な課題に対応し、計画的かつ持続的なまちづくりを進めていくために、第5次小郡市総合振興計画後期基本計画を策定いたしました。

本計画は、平成23年度に策定した第5次総合振興計画基本構想をもとに、平成27年度までの前期基本計画を検証した上で平成28年度からの5年間のまちづくりの方向性を示すものです。

本市においても重要課題である人口減少の解決へ向け、平成27年度に策定した小郡市人口ビジョン及び本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略である「恋来い！おごおり創生戦略」に基づく施策について、本計画でも新たに「地方創生」の分野を追加し、新たな人の流れの創造に取り組んでまいりたいと考えております。

基本構想に定めた基本理念「市民との協働によるまちづくり」のもと、本計画の施策に取り組み、将来像である「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を実現できるよう努力してまいりますので、市民の皆様におかれましてもより一層のご理解、ご協力とまちづくりへの積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員各位、市民ワークショップ、アンケート調査、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見をお寄せいただいた多くの方々に対し、心から厚くお礼申し上げます。

小郡市長 平安 正知

目次

■ 序 論

第1章 計画策定にあたって 3

- 第1節 計画の目的……………3
- 第2節 計画の役割と構成、期間……………3

第2章 基本構想 5

- 第1節 基本理念……………5
- 第2節 将来像……………5
- 第3節 目標人口……………6
- 第4節 土地利用基本構想……………7
- 第5節 計画の大綱……………8

第3章 計画をめぐる背景 11

- 第1節 社会動向…………… 11
- 第2節 本市の概況…………… 13
- 第3節 住民ニーズ…………… 19
- 第4節 計画策定への住民参画…………… 26
- 第5節 第5次総合振興計画前期計画の検証…………… 30

■ 後期基本計画

第1章 安全で快適な都市機能・都市基盤づくり 37

- 第1節 土地利用…………… 37
- 第2節 道路・交通網…………… 40
- 第3節 交通安全・防犯対策…………… 43
- 第4節 消防・防災・国土の保全…………… 46
- 第5節 情報通信基盤…………… 49

第2章 豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり 51

- 第1節 農業…………… 51
- 第2節 商業…………… 55
- 第3節 工業…………… 57
- 第4節 観光…………… 59
- 第5節 雇用と労働…………… 61

第3章 ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり 63

第1節	環境衛生対策・環境保全	63
第2節	上水道	67
第3節	下水道	69
第4節	住環境・景観	71
第5節	公園・緑地	73

第4章 やさしさあふれる健康と福祉づくり 75

第1節	地域福祉	75
第2節	高齢者福祉	78
第3節	母子・父子福祉	81
第4節	子育て支援	83
第5節	障害者福祉	86
第6節	人権・同和対策	89
第7節	保健活動	92
第8節	医療体制	95
第9節	社会保障制度	97

第5章 生きる力を育む教育と地域文化づくり 102

第1節	幼児教育	102
第2節	学校教育	104
第3節	青少年教育	108
第4節	人権・同和教育	110
第5節	生涯学習	113
第6節	文化活動	116
第7節	文化財	118
第8節	スポーツ・レクリエーション	120
第9節	交流	122
第10節	男女共同参画社会	124

第6章 新たな小郡市の地域自治体制づくり 126

第1節	市民と行政の協働	126
第2節	新たな地域自治	128
第3節	健全な行財政運営	130
第4節	広域行政	133
第5節	地方創生	135
第6節	計画の進行管理	137

資料編 139

序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

近年、地方分権に向けてさまざまな制度改正が行われ、地方への権限移譲が進められています。また、国は「地方人口ビジョン[※]」及び「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」の策定を努力義務化するなど、地方が人口問題解決に向け自覚的意欲的に取り組みを進めることを奨励する政策も始まり、地方自治体には少子高齢化、財政逼迫の中でも有効な政策を精選し実行する責任が求められています。

これらのことを受け、本市では、市民との協働による新しい時代を創造していくことをめざし、取り組みを始めています。平成23年度に第5次小郡市総合振興計画を策定し、「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」をまちづくりの将来像に掲げ、「市民との協働によるまちづくり」を基本理念として、6つの政策目標に基づきまちづくりを進めてきました。本市の特徴である緑豊かな自然環境と鉄道や高速道路などによる交通利便性を活かした快適緑園都市をめざしながら、行財政改革への不断の取り組みを推進することで、市民との協働のまちを実現しようとしています。

第5次総合振興計画後期基本計画は、前期基本計画における成果・課題の評価・検証を行い、再構成することで、第5次総合振興計画の長期的な指針を継続・推進するために策定するものです。

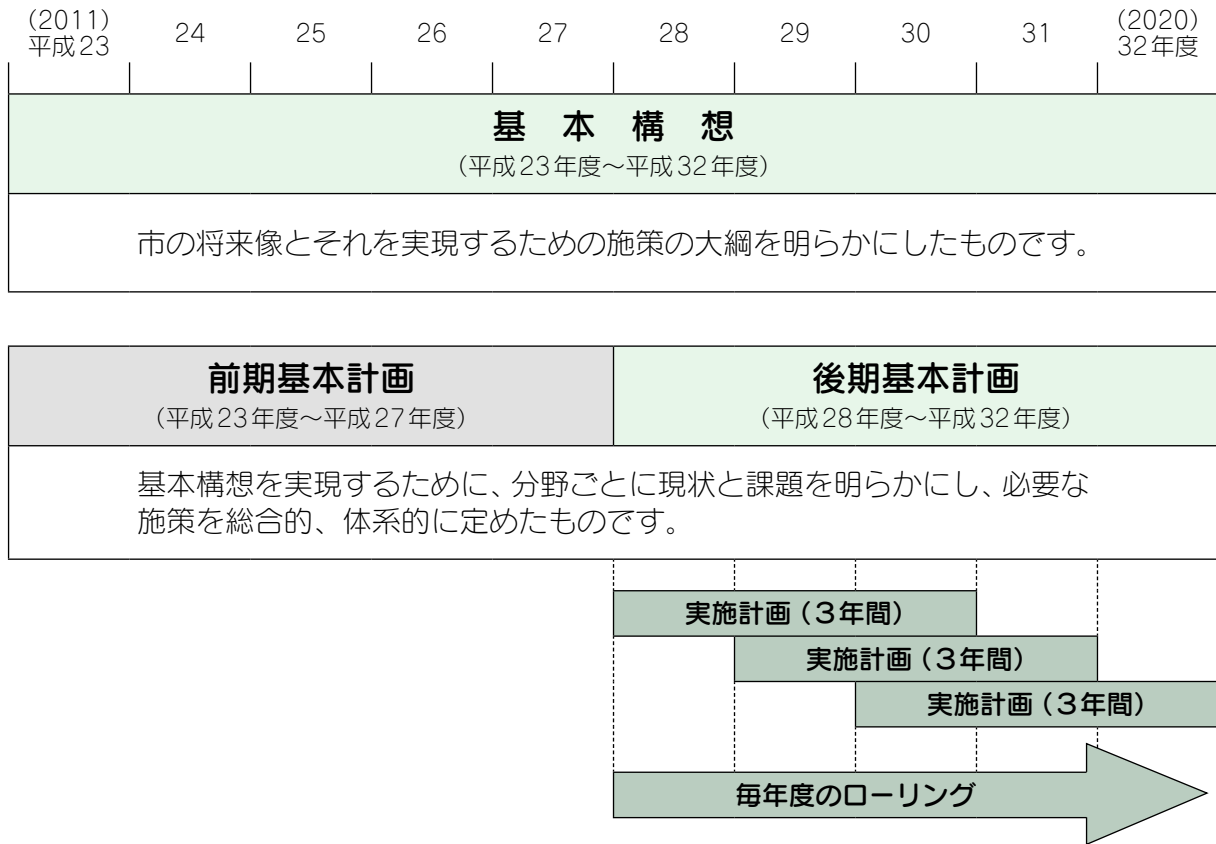
第2節 計画の役割と構成、期間

第5次総合振興計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されます。基本構想は、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものであり、将来像及びそれを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。本市では平成23年度にこれらを策定し、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間としています。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために取り組むべき主要な施策を、分野ごとに明らかにするものです。本市では10年間の基本構想の中で、基本計画を前期と後期の5年間に分けて策定することとし、後期基本計画は、前期基本計画での成果を継承しながら、課題の改善や持続的運営体制の構築のための再構成を行います。

基本構想	平成23年度～平成32年度
後期基本計画	平成28年度～平成32年度

■計画の構成と期間



〔実施計画〕

基本計画に掲げた施策を計画的、効率的に推進するための計画（3年間のローリング方式）であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。

第2章

基本構想

第2章

基本構想

第1節 基本理念

第5次総合振興計画において、基本理念を「市民との協働によるまちづくり」と定めています。

「市民との協働によるまちづくり」とは、自分たちの地域のことは、自分たちで知恵を出して考え、自分たちで決定し、自分たちの力で実践して、みんなで責任を持ちながら助け合い、支え合い、そして認め合っていく地域社会を実現していくことです。協働のまちづくりを行う上で、大切な考え方である「補完性の原則^{*}」に基づき、住民の身の回りの生活上の問題は、まず最も身近な個人や家庭が解決にあたり（自助）、個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助）、それでも解決できない問題は行政が公的に支援する（公助）。つまり、それぞれ自分たちのできることは責任を持って行った上で、できないことをお互いに補完し合うことが「協働」の基本となるという考え方です。

市民生活の現状や課題を認識し、改善に向けた方策を探り、市民生活のさらなる向上をめざすためには、まちづくりへの市民参画の機会を拡充するとともに、積極的な情報公開に取り組み、市民と行政が共に将来について考えていくことが必要です。本市では「市民との協働によるまちづくり」の実現に向けて、市民と行政が一体となってまちづくりに挑んでいきます。

第2節 将来像

第5次総合振興計画では、「市民との協働によるまちづくり」で次の将来像を実現することをめざしています。

将来像

人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり

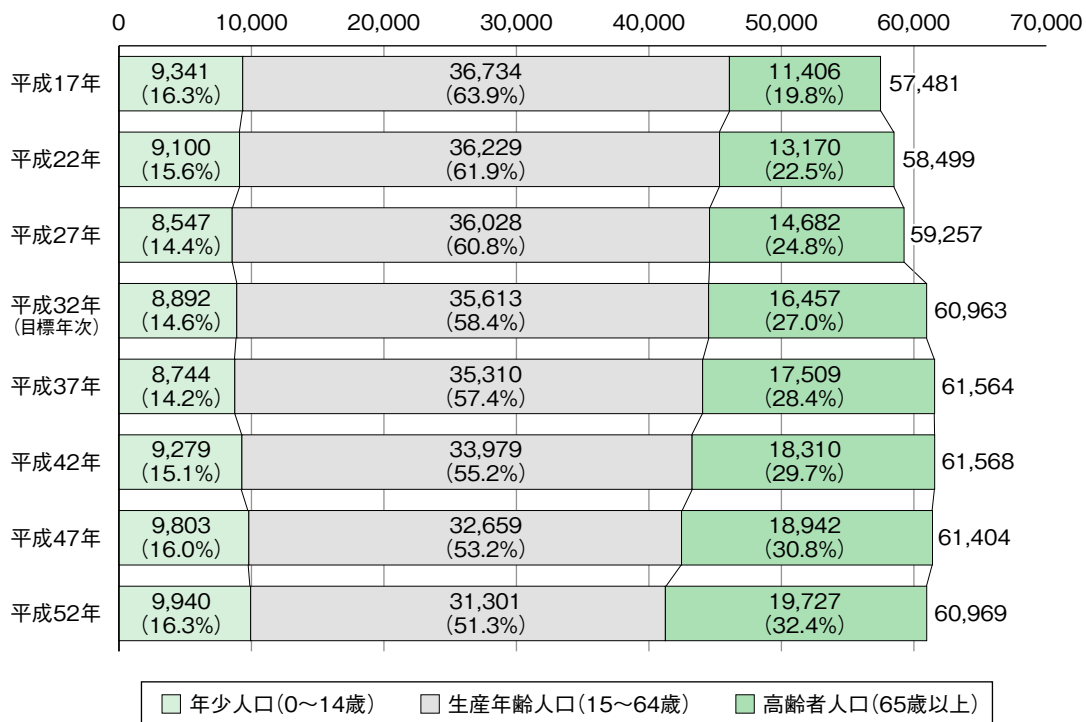
第3節 目標人口

国勢調査等の結果から本市のこれまでの人口推移をみると、平成17年57,481人、平成22年58,499人、平成27年59,257人と増加していますが、平成27年4月において初めて前年4月より人口が減少に転じています。

第5次総合振興計画基本構想では、人口の目標を、平成32年度で65,000人と設定しました。しかし、直近の人口推移、土地利用の状況、住宅開発の動向そして施策の推進による出生率の上昇等を総合的に勘案し、平成27年度に策定した小郡市人口ビジョンに基づき、平成32年度の人口の目標を以下のとおり変更します。

平成32年度目標人口 61,000人

人口の見通し（年齢3区分別人口）



注) 平成17年、22年は国勢調査実績。年齢不詳者については、推計のため、人口構成比に応じて按分参入しています。
 平成27年は4月1日現在の住民基本台帳実績。
 平成32年以降は、小郡市人口ビジョン(平成27年度策定)のパターン3における推計。
 端数処理の関係で人口合計と各年齢区分別人口を合計した数が一致しない年があります。

第4節 土地利用基本構想

1 本市の土地利用の基本方針

第5次総合振興計画では、土地利用基本構想について、次のとおり基本理念を定めています。

市土は、現在及び将来における市民のための限られたかけがえのない資源であるとともに、市民の生活環境とあらゆる生産活動の基盤をなすべきものです。よってその利用にあたっては慎重かつ計画的に行い、市の発展に大きく貢献すべきものでなくてはなりません。

このため、土地利用の転換にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的な調整を行い、市民の生活環境の向上、都市基盤及び生活基盤の確立を図り、長期的展望のもと合理的かつ効率的な土地利用を推進します。

上記の基本理念に基づき、次の6つの基本方針を定めています。

- (1) 既成中心市街地及びその周辺における都市機能の強化
- (2) 拠点集約都市構造の維持
- (3) 市街化調整区域における計画的な住宅的土地利用の実現
- (4) 産業用地の確保
- (5) 農地と山林の保全
- (6) 周辺市町と連携した土地利用構造の構築（長期的展望）



2 市土利用の区分毎の目標

市土利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分及び市街地としています。

市土利用の基本構想に基づく、平成32年の利用区分毎の規模の目標値は、次表のとおりとなります。

市国土利用計画の目標値

単位：ha

利用区分	平成17年 (基準年次)	土地利用転換面積					合計	増減量 H17～H32	平成32年 (目標年次)
		大規模整備 による転換	道路整備に よる転換	農村集落内 の都市計画 制度による 転換	産業用地に よる転換				
農用地	2,090	-18.64	-11.56	-86.92	-90.00	-207.12	-207	1,883	
田	1,880	-14.84	-9.47	-78.30	-90.00	-192.61	-193	1,687	
畑	207	-3.80	-2.09	-8.62	—	-14.51	-14	193	
森林	153	-6.11	-0.58	—	—	-6.69	-7	146	
原野	34	—	—	—	—	—	—	34	
水面・河川・水路	375	—	-0.19	—	—	-0.19	—	375	
水面	75	—	—	—	—	—	—	75	
河川	190	—	-0.18	—	—	-0.18	—	190	
水路	110	—	-0.01	—	—	-0.01	—	110	
道路	419	+0.93	+17.75	+26.08	—	+44.76	+45	464	
一般道路	384	+1.59	+17.75	+26.08	—	+45.42	+46	430	
農道	35	-0.66	—	—	—	-0.66	-1	34	
宅地	806	+25.73	-3.21	+60.84	+90.00	+173.36	+173	979	
住宅地	627	+3.16	-2.83	+60.84	—	+61.17	+61	688	
工業用地	69	—	-0.02	—	+90.00	+89.98	+90	159	
その他の宅地	110	+22.57	-0.36	—	—	+22.21	+22	132	
その他	673	-1.91	-2.21	—	—	-4.12	-4	669	
小郡市総面積	4,550							4,550	

第5節 計画の大綱

第5次総合振興計画では、将来像「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」の実現をめざし、次の6つの政策目標を掲げています。

1 安全で快適な都市機能・都市基盤づくり

自然と共生した潤いのある居住環境づくりのために、第2次小郡市国土利用計画や小郡市都市計画マスタープランとの整合を図りながら、調和のとれた適切な土地利用に努めます。

また、九州を縦横に結ぶ高速道路が走る交通要衝の都市であり、農村型都市と住宅型都市からなる本市の特徴を活かした都市機能・都市基盤の整備を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。さらに、消防・防災体制などの整備を進め、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

2 豊かなくらしを支える活力ある産業づくり

景気低迷の時代においても柔軟に対応できるよう、福岡・久留米両都市圏の間に位置する交通利便性の良好な本市の特性を活かした産業振興を図ります。新規企業の進出基盤の整備や支援施策の充実に努め、企業誘致を推進し、雇用の安定・確保に取り組みます。

また、農地の集約化に努めるとともに、意欲ある多様な担い手の育成・確保へ向け関係機関と連携し取り組みます。さらに、地域経済の活性化を促進するため、農商工連携を模索していきます。

3 ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり

本市に残る花立山や宝満川などの豊かな自然環境や田園風景は、潤いのある市民生活に欠かせないものとなっています。これらの景観の保全を図るとともに、循環型社会の実現に向けて環境衛生対策や上下水道の整備を進めていきます。

また、生活に安らぎと潤いを感じられるよう、住宅地・公園などの生活環境の整備・充実に努めるとともに、緑地の保全を図り、誰もが住みやすく、住みたくなる居住環境づくりを進めます。

4 やさしさあふれる健康と福祉づくり

少子高齢化の進展に伴い、子どもから高齢者まですべての市民が健康で安心して暮らせる社会をめざし、介護保険などの各種制度の運用を推進するとともに、保健・医療・福祉・介護の連携した取り組みを進めていきます。

また、次代を担う世代を育み、安心して子育てができるよう様々な施策を展開するとともに、人々のつながりをお互いが大切にし、「小郡に住んでいて良かった」といえるすべての人にやさしい環境づくりを進めます。

5 生きる力を育む教育と地域文化づくり

多くの歴史に彩られた郷土に誇りを持ち、個性的で充実した教育を推進します。子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく「生きる力」を育成するために、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」の調和のとれた育成ができる教育の推進に努めます。

さらに、生涯学習やスポーツの振興、文化・芸術などの保存・伝承に努めるとともに、国際交流や男女共同参画社会の実現などにも積極的に取り組みます。

6 新たな小郡市の地域自治体制づくり

市民と行政が協働し、自治会や地域コミュニティを中心とした「共助」の体制づくりを進め、市民が主体的にまちづくりに参画できる、市民との協働によるまちづくりを推進します。

また、厳しい財政状況に対応するため、これまでの行政改革を時代に適合したものに革新しながら引き続き進めるとともに、状況の変化を見極め、施策を実行できる人材の育成や組織体制の整備に努めます。今後、複雑多様化する行政諸問題に対応していくために、近隣自治体との広域連携に努め、地域の活性化や行政事務の効率化を一層推し進めます。



▲ 小郡市役所 1階フロア

体系図

将来像

政策目標

分野項目

人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり

安全で快適な都市機能・
都市基盤づくり

1. 土地利用
2. 道路・交通網
3. 交通安全・防犯対策
4. 消防・防災・国土の保全
5. 情報通信基盤

豊かな暮らしを支える
活力ある産業づくり

1. 農業
2. 商業
3. 工業
4. 観光
5. 雇用と労働

ゆとりと潤いに満ちた
居住環境づくり

1. 環境衛生対策・環境保全
2. 上水道
3. 下水道
4. 住環境・景観
5. 公園・緑地

やさしさあふれる
健康と福祉づくり

1. 地域福祉
2. 高齢者福祉
3. 母子・父子福祉
4. 子育て支援
5. 障害者福祉
6. 人権・同和対策
7. 保健活動
8. 医療体制
9. 社会保障制度

生きる力を育む教育と
地域文化づくり

1. 幼児教育
2. 学校教育
3. 青少年教育
4. 人権・同和教育
5. 生涯学習
6. 文化活動
7. 文化財
8. スポーツ・レクリエーション
9. 交流
10. 男女共同参画社会

新たな小郡市の
地域自治体制づくり

1. 市民と行政の協働
2. 新たな地域自治
3. 健全な行財政運営
4. 広域行政
5. 地方創生
6. 計画の進行管理

第3章

計画をめぐる背景

第1節 社会動向

1 地方分権改革の進展

地方分権とは、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことです。

平成11年7月に「地方分権一括法」が成立し、国の機関委任事務が廃止され、国と地方の関係が対等な関係へと改められると、平成19年からは三位一体改革により、国から地方への税源移譲が行われ、権限・財源とも自立した地方自治体の推進のための取組みが進められてきました。その後、平成23年以降第1次一括法から第5次一括法の成立などにより、義務付け・枠付けの見直しによる事務・権限の移譲が進められ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進が行われています。

また、平成25年の閣議決定により地方分権改革推進本部が内閣に設置され、改革のさらなる展開の議論が進められています。今後、新たなステージにおける地方分権改革として、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目的に、「従来からの課題への取り組みに加え、地方の発意と多様性を重視した改革を推進」することとされています。

今後、地方分権は、地方公共団体からの提案募集や、選択的権限移譲の方式が採用され、より地方の発意と多様性が重視される方向性の改革となっていく見込みです。

2 景気局面の変化と産業構造や就業構造・形態の変化

世界的な不況を経て、日本経済は変化の局面を迎えています。為替や株価、失業率は改善傾向に転じ、内閣府の発表する景気動向指数も緩やかな上昇傾向にあります。しかしながら、まだ楽観視のできる状況にあるとは言えません。

また近年、農産物輸入自由化の拡大、製造業の海外移転、小売商業の大型店化の進展などにより、産業構造は大きく転換しており、首都圏等の都市部地域と、地方の経済格差が拡大しています。

就業構造・就業形態にも、非正規労働者の増加や外国人就労者の増加などの大きな変化がみられ、賃金水準においても都市と地方の地域格差がみられます。

地域格差により、地場産業も苦戦を強いられています。こうした産業構造や就業構造・就業形態の変化に対応し、柔軟な経営感覚を持つ担い手の育成や、子育てと就労の両立の支援、若者の自立支援などを強化していくことが必要です。

3 総人口の減少と超少子高齢社会の到来

わが国は、平成17年の1億2776万人をピークに総人口が減少傾向に転じており、合計特殊出生率[※]の低下も依然として進行しているため、今後も人口減少が進むものと予測されています。日本の合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成25年には1.43とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。

一方、本市の人口は、昭和55年に41,057人、高齢化率9.1%でしたが、平成27年には59,257人、高齢化率は24.8%とそれぞれ増加しています。しかしながら、人口については近年増加から現状維持に変わってきており、また、年少人口比率は、昭和55年の24.3%から平成27年には14.4%へと減少し、今後、少子高齢化の傾向はますます進んでいくものと予測されます。

こうした中で、今後も本市が継続して発展し、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、市

民との協働による一層の地域活性化に取り組み、定住人口や交流人口を増やすとともに、行財政基盤を強化し、教育や福祉などの質の高い行政サービスを安定して提供していく必要があります。

4 自立した行財政基盤確立の要請

わが国の財政状況は、平成26年度末には国と地方とを合わせた累積債務残高が約1,009兆円に達すると見込まれるなど、既に主要先進国の中でも最悪の水準となっています。

これに対し、中長期的な視点に立ち、次世代に向けた持続的発展を確保するために、国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大への対策を検討し、消費税と地方税のあり方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的改革が必要になってきます。

本市では、平成14年度から行財政改革に着手し、行財政のスリム化に取り組んできました。平成12年度と25年度の歳入合計を比較すると、この間人口が約4,900人増加したのにもない、約9億円増の約185億円となっています。しかしながら、地方交付税は約15億円減の約39億円と減少しています。また、歳出では、比較的自由度の高い投資的経費が約24億円減の約15億円にまで減らざるを得ない状況になっています。

こうしたことから、引き続き行財政のスリム化を進めるとともに、市民生活の安全・安心を確保しながら限られた財源を有効に活かすため、施策・事業の一層の「選択と集中」が求められています。

5 大規模災害への対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、わが国の防災環境は一変しました。それまでの、すべての災害を完全に防ぐことをめざす「防災」から、想定外の大規模広域災害が起こった際にいかに被害を減らすかという「減災」の観点をもった法改正が進められました。

福岡県においては、梅雨や台風による集中豪雨など風水害で多大な被害が出る事が多く、近年では平成24年7月の九州北部豪雨において多大な被害が出ています。

こうした問題に対し、自助・共助の考えのもとに地域の防災力を高めていくことが必要とされています。また法改正により、避難行動要支援者^{*}の基準と名簿の作成や名簿情報の避難支援等関係者^{*}への提供の規定が設けられたことを受け、地域の共助力の向上など、さらなる避難行動支援のための取組みが求められています。

6 地方創生

人口急減・超高齢化という課題に直面している現在、地域はそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが求められています。

将来に夢や希望を持って、誰もが安心して暮らすことが出来る地域づくりを進めるため、「若い世代の結婚・子育ての希望の実現」、「東京一極集中の歯止め」、「地域の特性に即した地域課題の解決」という3つの視点を基本に、しごととひとの好循環を実現し、将来にわたって活力ある地方を創生することが必要とされています。

第2節 本市の概況

1 位置・地勢

本市は、昭和30年に小郡町、三国村、立石村、御原村、味坂村の1町4村が合併し、新生小郡町になりました。その後、人口の増加に伴い昭和47年に市制を施行しました。

市域は、福岡県の南部、筑紫平野の北、佐賀県との県境に位置し、南東を大刀洗町、久留米市に、西は佐賀県、北東は筑紫野市、筑前町にそれぞれ接している東西6km、南北12kmにわたる区域です。

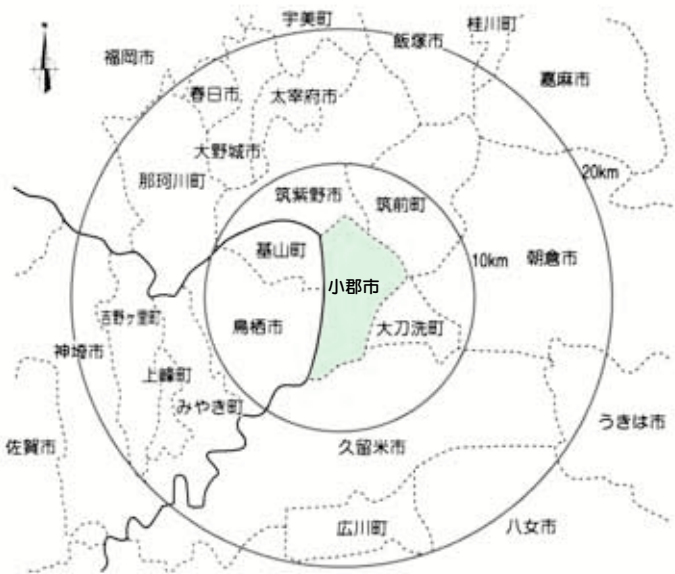
総面積は4,551haで、全市域が都市計画区域に指定されており、可住地面積は3,508.4ha、非可住地面積が1,041.6haで、その内、市街化区域が776.1ha、農地面積が2,228.8haとなっています。(注1) 市域は筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、東北の台地には標高130.6mの花立山があり、西北丘陵地帯では住宅開発が進み新たな住宅街が出現しています。

また、市の中央部を南北に貫流する宝満川を挟んで、西側に住宅地帯、東側に田園地帯が広がっています。

気候は、全般的に温暖ですが、比較的多雨で、内陸に位置しているため夏冬の気温差が大きくなっています。

交通は、鉄道が2線あり、南北に走る西鉄天神大牟田線(市内7駅)と東西に横断する甘木鉄道(市内5駅)があります。高速道路は、市の西端を縦断する九州自動車道と、鳥栖インターチェンジでクロスし、市域を横断している大分自動車道があります。また国道500号が甘木鉄道や大分自動車道と併走するように、市域を横断しています。主要地方道は市域の南部を横断する県道鳥栖朝倉線、市域の東部を縦貫する県道久留米筑紫野線、西部を縦貫する県道久留米小郡線があります。

小郡市の位置



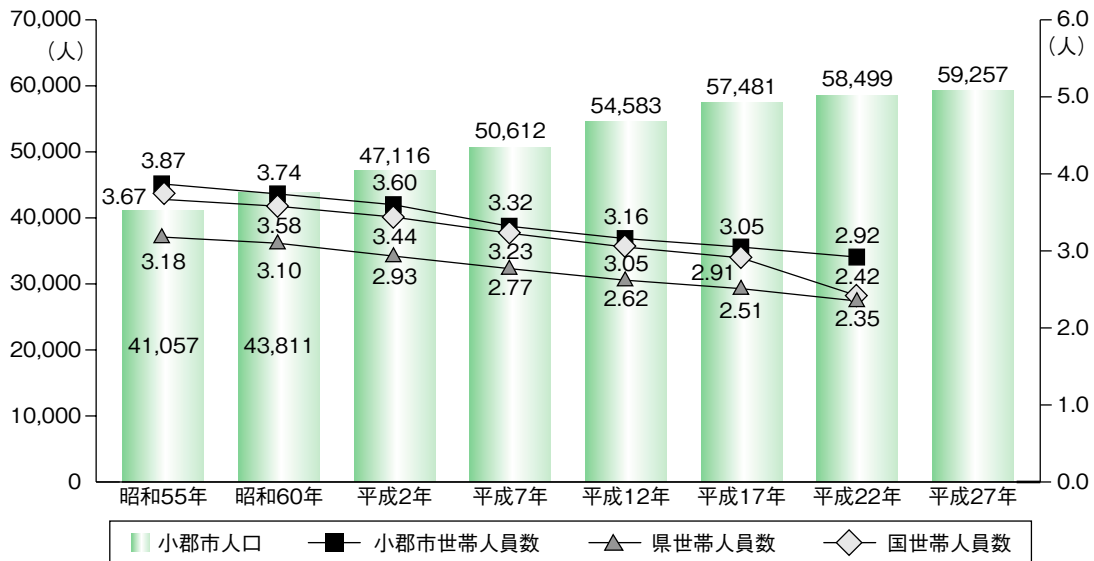
(注1) 市の総面積については「平成26年全国都道府県市区町村面積調」による数値であり、可住地面積、非可住地面積、市街化区域、農地面積については「平成24年度小郡市都市計画調査」による数値であるため、合計値が一致していません。

2 人口構造

平成27年4月1日現在の本市の住民基本台帳人口によれば、総人口は59,257人となっています。人口は、昭和55年の41,057人から40%以上増加しています。一方、世帯人員数は昭和55年から一貫して減少を続けており、核家族化の傾向を示しています。

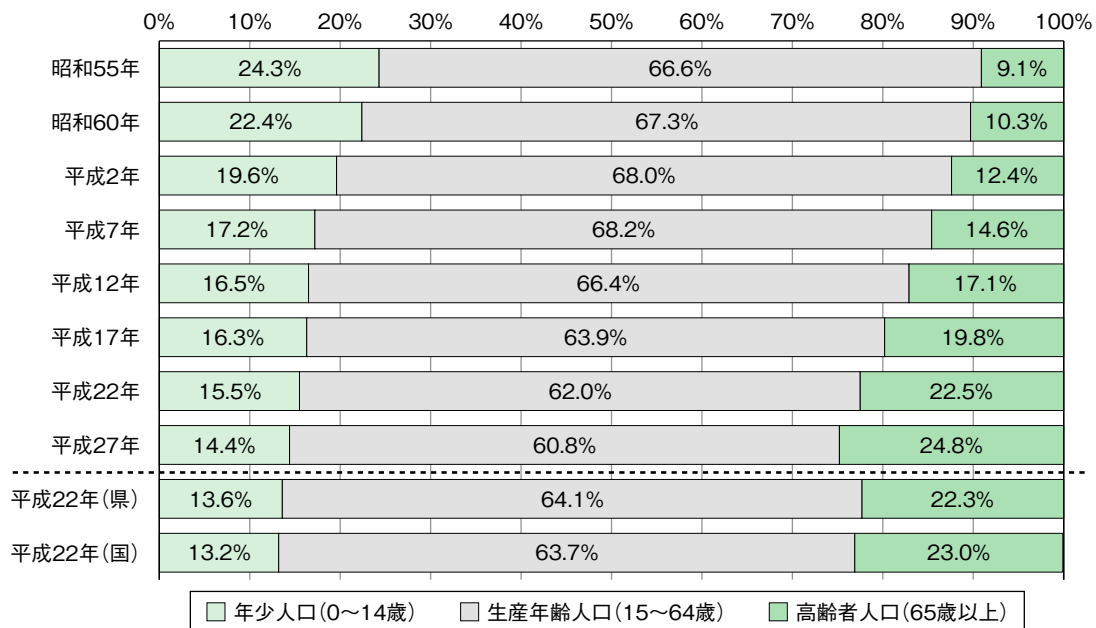
また、平成27年における年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）が14.4%、生産年齢人口（15～64歳）が60.8%、高齢者人口（65歳以上）が24.8%となっています。高齢者人口割合が、昭和55年から一貫して増加しているのに対し、年少人口割合は減少を続けています。高齢者人口割合は、昭和55年に9.1%でしたが平成27年には24.8%と大幅に拡大しています。

総人口と世帯人員数の推移



資料：国勢調査（昭和55年～平成17年の値は、平成22年の分類区分で遡及集計したもの。以下同じ）
平成27年は4月1日現在の住民基本台帳人口。

年齢別人口構成の推移



注) 平成27年は4月1日現在の住民基本台帳人口。

資料：国勢調査

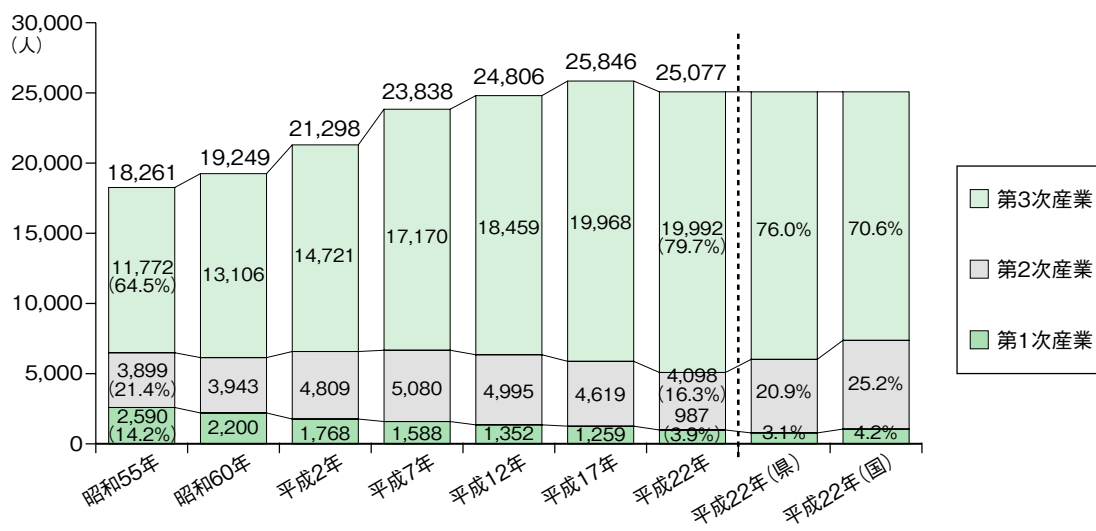
3 産業構造

(1) 産業別就業人口

国勢調査による平成22年の就業人口は25,077人で、総人口58,499人の42.8%を占めています。産業区分別の内訳は第1次産業が987人(就業人口の3.9%)、第2次産業が4,098人(同16.3%)、第3次産業が19,992人(同79.7%)で、第3次産業の就業割合が高くなっています。

昭和55年から平成22年までの推移をみると、平成17年をピークに減少に転じていますが、昭和55年から比較すると、就業人口は37.3%増加しており、第3次産業就業人口は69.8%増加、第2次産業就業人口は約5.1%増加しています。一方、第1次産業就業人口は約61.9%減少しています。

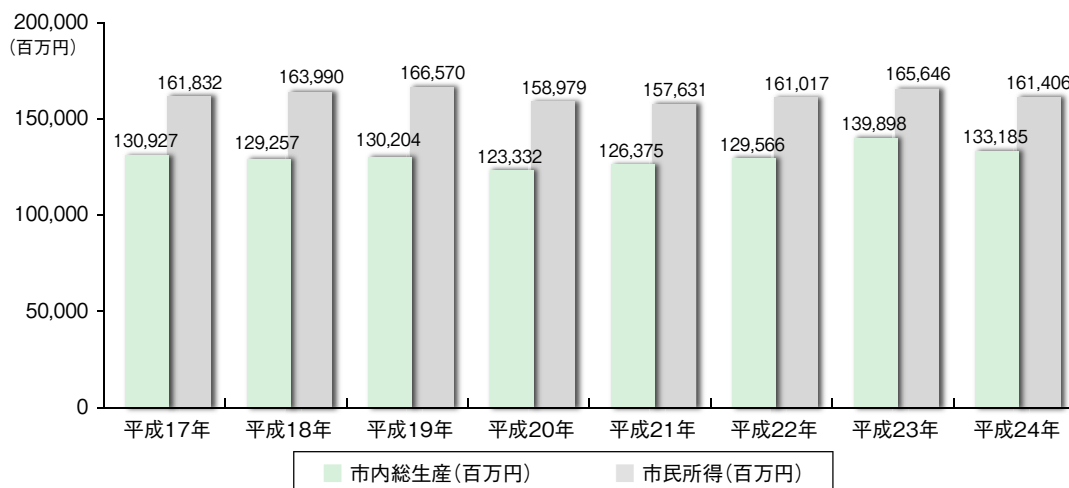
産業別就業人口の推移



注) 就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。 資料：国勢調査

福岡県の市町村民経済計算によると、小郡市は、一貫して市民所得が市内総生産を上回っており、市外で働く方が多いことがうかがえます。市内総生産額は、平成24年では約1,332億円で、平成23年と比較すると減少していますが、平成17年以降で見るとやや増加しています。市民所得は、概ね同水準の推移をしています。

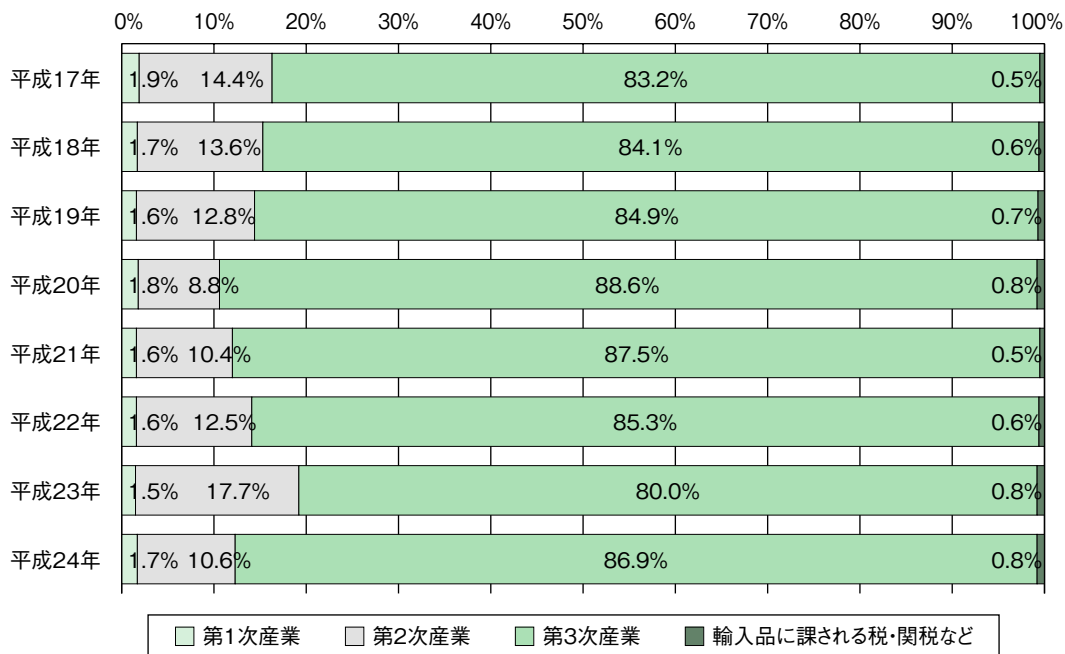
市内総生産・市民所得の推移



資料：福岡県市町村民経済計算

市内総生産額の産業別構成比をみると、平成24年では第1次産業が1.7%、第2次産業が10.6%、第3次産業が86.9%となっており、平成17年以降、産業別に見た生産額の構成比は大きな変化はありません。

市内総生産の産業別構成比の推移

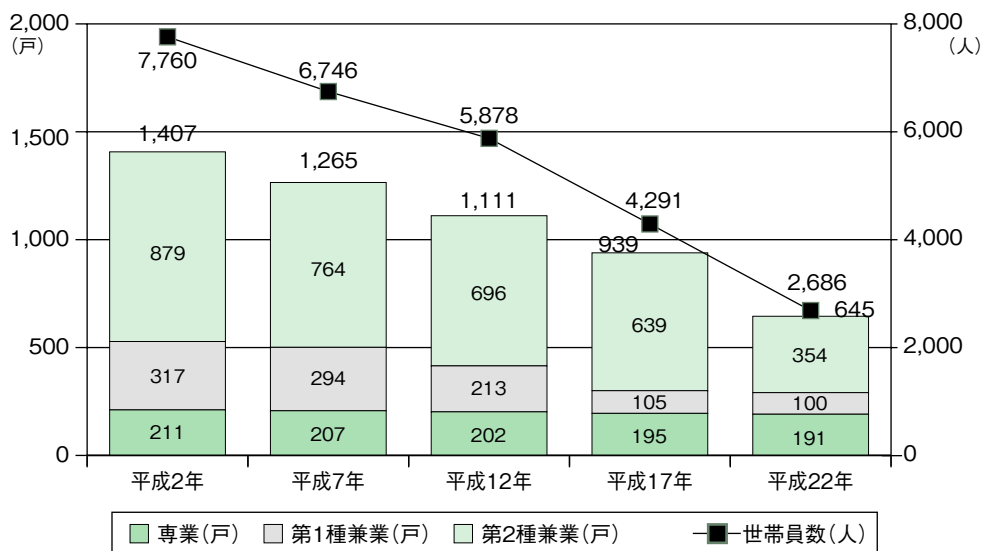


資料：福岡県市町村民経済計算

(2) 農業

農林業センサスによると、小郡市の農家数は平成2年以降、平成22年までに約54%減少しています。専業農家戸数は概ね横ばいですが、兼業農家戸数の減少が顕著で、第1種兼業農家*戸数と第2種兼業農家*戸数の合計は、平成2年から平成22年の間に約62%減少しています。

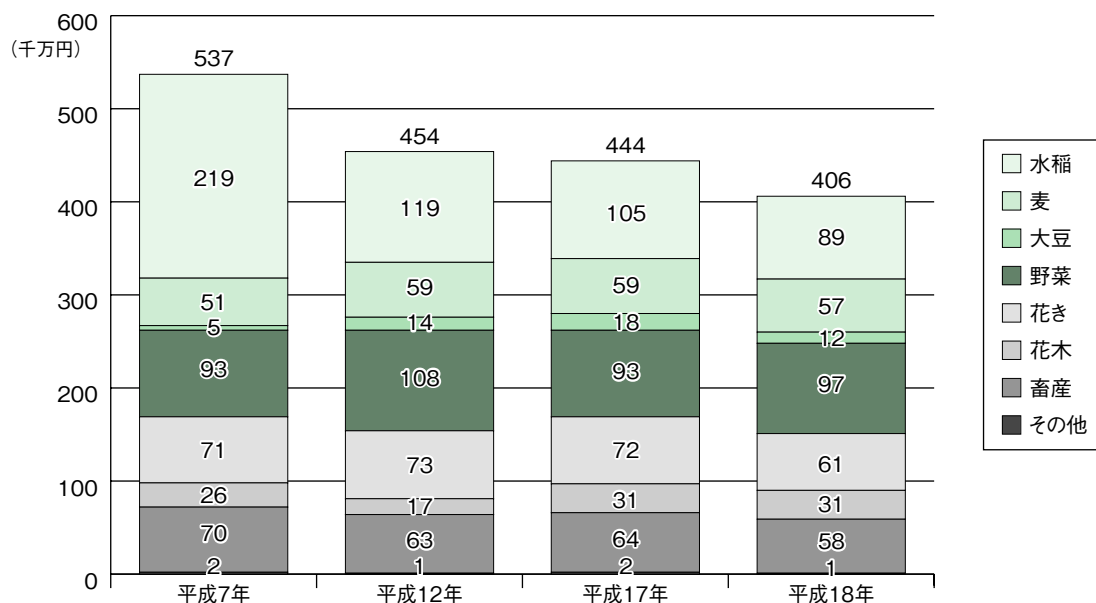
販売農家戸数と世帯員数の推移



資料：農林業センサス

農業産出額は、平成18年度時点で40.6億円となっており、平成7年以降減少傾向にあります。減少の主な要因は、水稻生産額の減少にあり、他の生産物は概ね横ばいの推移をしています。

農業産出額の推移

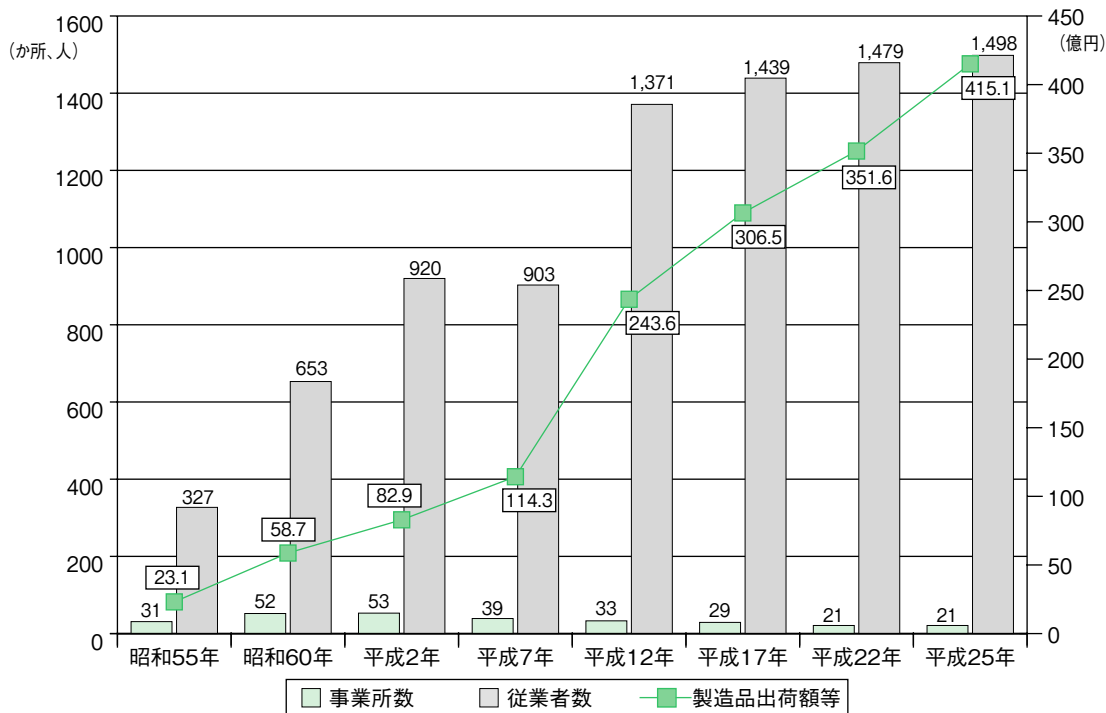


資料：福岡県農林水産統計年報 - 福岡農林統計協会
(平成19年産以降は、統計発表されていない)

(3) 工業

平成25年の事業所数は21か所、従業者数は1,498人、製造品出荷額等は415.1億円となっています。事業所数は、平成2年に53か所となった後は減少を続けています。一方で従業者数は昭和55年の327人から概ね増加傾向にあります。また、製造品出荷額等は昭和55年の23.1億円から増加を続け、平成25年は昭和55年の約18倍の水準となっています。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



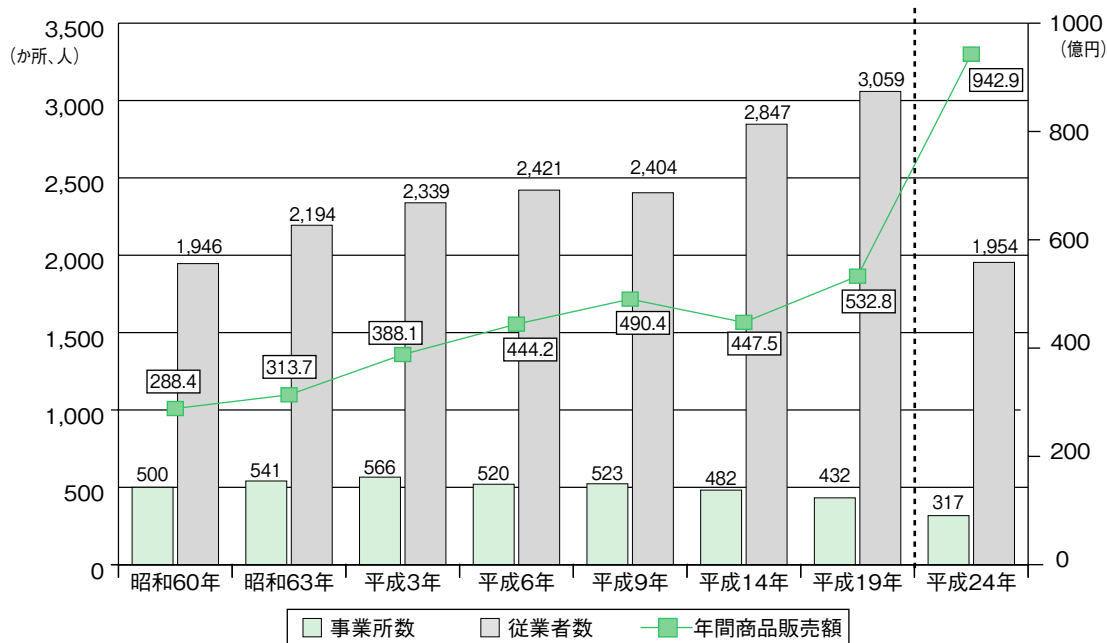
資料：工業統計調査

(4) 商業

平成24年の事業所数は317か所、従業者数は1,954人、年間商品販売額は942.9億円となっています。

※平成19年から平成24年にかけては調査変更に伴い、調査基準も変更されているため、数値に大幅な変動が生じています。

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

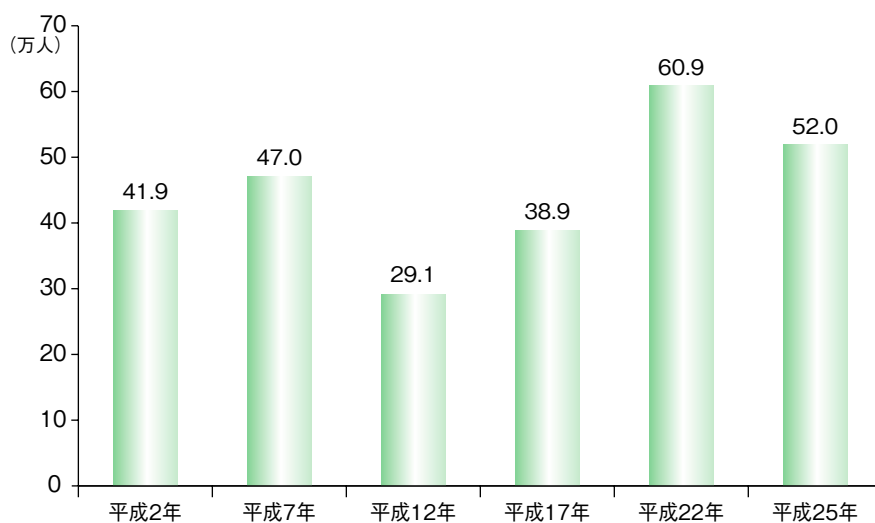


資料：商業統計調査（昭和54年から平成9年までは3年ごとに実施。平成9年からは5年ごとに実施。）
平成24年については経済センサス

(5) 観光

観光客の年間入り込み数は、年により大きく変動しています。平成2年には41.9万人でしたが、平成22年の60.9万人をピークに、平成25年には52.0万人となっています。

観光客年間入り込み数



資料：福岡県観光入込客推計調査

第3節 住民ニーズ

第5次総合振興計画後期計画策定にあたり、多くの市民の意見を計画に反映させるため、平成26年11月から12月にかけて、18歳以上の市民2,000人（回収率44.2%）、市内8校の小学5年生全員609人（回収率98.5%）、市内5校の中学2年生全員664人（回収率96.8%）を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果は次のとおりです。

注) 割合は、選択肢ごとに小数第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

1 市民アンケート調査結果（一般住民）

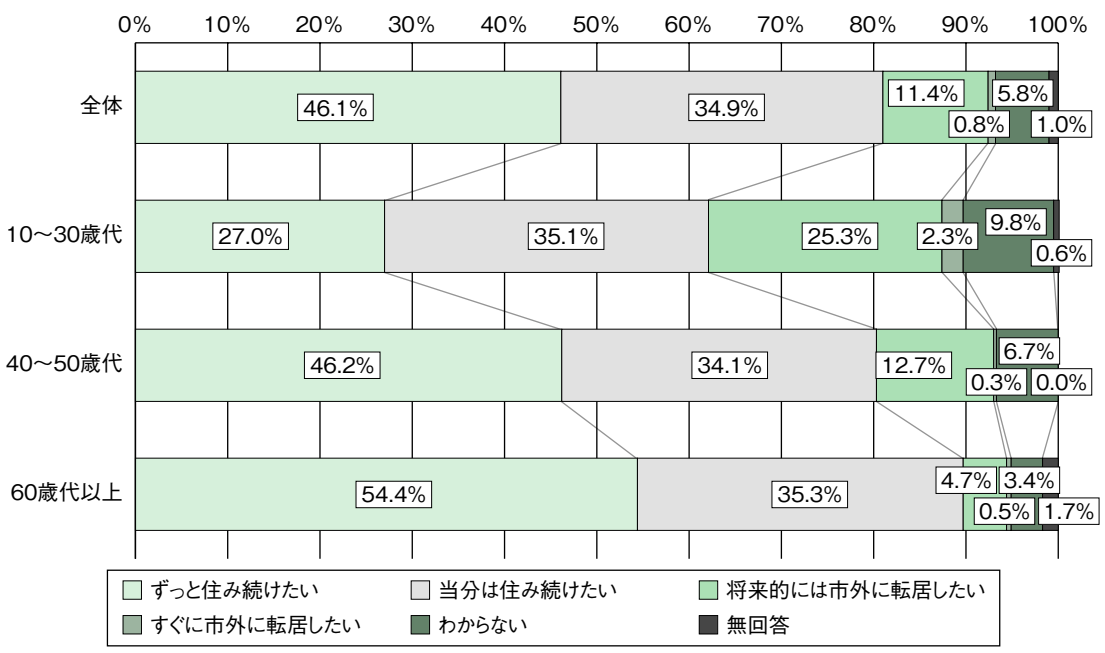
(1) 8割の方が小郡市に住み続けたいと思っている

今後も小郡市に住み続けたいとの意向を持っている人は、「ずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」を合わせると8割以上に上ります。年代が高くなるほど、その傾向が顕著になっています。

小郡市への居住意向

	人数	割合	前期計画策定時の割合
1. ずっと住み続けたい	407	46.1%	47.7%
2. 当分は住み続けたい	308	34.9%	32.5%
3. 将来的には市外に転居したい	101	11.4%	8.5%
4. すぐに市外に転居したい	7	0.8%	1.0%
5. わからない	51	5.8%	9.2%
無回答	9	1.0%	1.2%
合計	883	100.0%	100.0%

小郡市への居住意向（年代別）



(2) 満足度は生活環境に関する分野が高く、産業に関する分野が低い

前期計画における6つの政策目標（都市基盤、産業、生活環境、福祉、教育、自治体制づくり）に関連する39の政策分野項目についての満足度（「満足」と「やや満足」を合わせた割合）は、最も高かったのが「上水道」（75.2%）、次いで「環境衛生対策・環境保全」（72.5%）、「下水道」（72.1%）など生活環境に関する分野が上位を占めています。上位項目については、前期計画策定時のアンケート結果と概ね同じ分野項目となっています。

一方、満足度が最も低かったのは、「雇用拡大・対策」（21.8%）、次いで「工業振興」（27.7%）、「観光振興」（31.6%）など産業に関する分野に集中しています。前期計画策定時のアンケート結果においても、概ね同じ傾向が見られました。

満足度の高い項目（上位8項目）

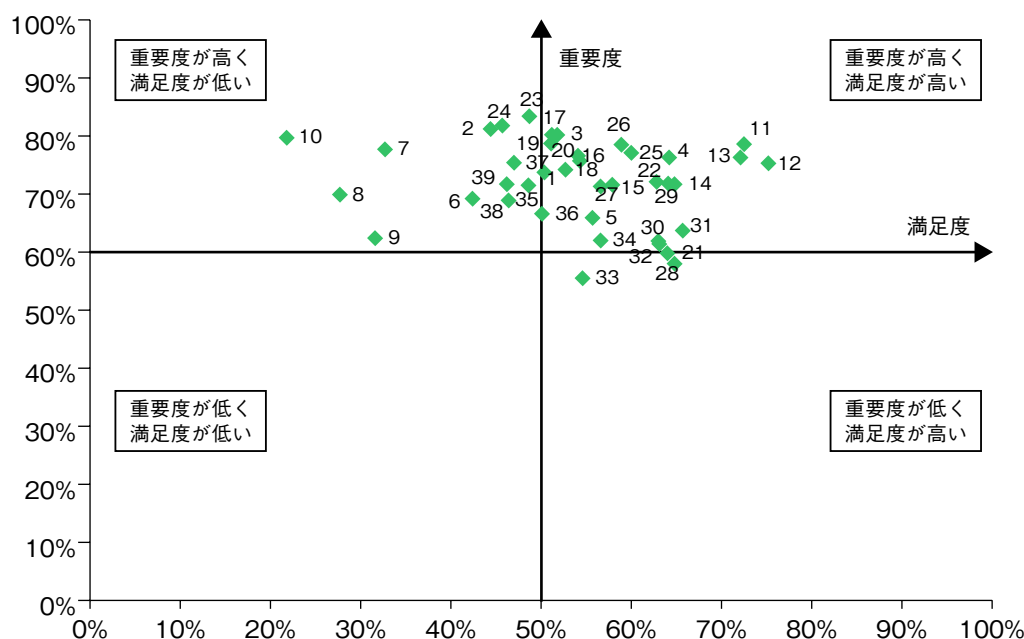
		満足	やや満足	やや不満	不満	無回答	合計	満足度
上水道（水の安定供給等）	人数	274	390	100	34	85	883	664
	割合	31.0%	44.2%	11.3%	3.9%	9.6%	100.0%	75.2%
環境衛生対策・環境保全（ごみ処理等）	人数	197	443	129	35	79	883	640
	割合	22.3%	50.2%	14.6%	4.0%	8.9%	100.0%	72.5%
下水道（下水道整備、水洗化等）	人数	258	379	110	53	83	883	637
	割合	29.2%	42.9%	12.5%	6.0%	9.4%	100.0%	72.1%
文化財の保護・活用	人数	97	483	153	22	128	883	580
	割合	11.0%	54.7%	17.3%	2.5%	14.5%	100.0%	65.7%
住環境整備・景観保全	人数	115	457	174	41	96	883	572
	割合	13.0%	51.8%	19.7%	4.6%	10.9%	100.0%	64.8%
人権・同和教育の推進	人数	104	468	135	37	139	883	572
	割合	11.8%	53.0%	15.3%	4.2%	15.7%	100.0%	64.8%
消防・防災・国土の保全	人数	90	477	187	23	106	883	567
	割合	10.2%	54.0%	21.2%	2.6%	12.0%	100.0%	64.2%
生涯学習（学習活動支援の充実、図書館等）	人数	116	450	170	30	117	883	566
	割合	13.1%	51.0%	19.3%	3.4%	13.3%	100.0%	64.1%

満足度の低い項目（下位8項目）

		満足	やや満足	やや不満	不満	無回答	合計	満足度
雇用拡大・対策	人数	17	176	386	188	116	883	193
	割合	1.9%	19.9%	43.7%	21.3%	13.1%	100.0%	21.8%
工業振興（製造業、企業誘致等）	人数	25	220	343	187	108	883	245
	割合	2.8%	24.9%	38.8%	21.2%	12.2%	100.0%	27.7%
観光振興（観光イベント、観光地整備等）	人数	30	249	359	133	112	883	279
	割合	3.4%	28.2%	40.7%	15.1%	12.7%	100.0%	31.6%
商業振興（商業活性化、商業施設整備等）	人数	34	254	335	158	102	883	288
	割合	3.9%	28.8%	37.9%	17.9%	11.6%	100.0%	32.7%
農業振興（農村環境整備、後継者育成等）	人数	30	344	310	77	122	883	374
	割合	3.4%	39.0%	35.1%	8.7%	13.8%	100.0%	42.4%
道路・交通網の整備	人数	69	323	279	135	77	883	392
	割合	7.8%	36.6%	31.6%	15.3%	8.7%	100.0%	44.4%
社会保障制度の安定（国民健康保険等）	人数	52	351	275	107	98	883	403
	割合	5.9%	39.8%	31.1%	12.1%	11.1%	100.0%	45.7%
計画の進行管理（H23以降のまちづくり等）	人数	31	377	270	72	133	883	408
	割合	3.5%	42.7%	30.6%	8.2%	15.1%	100.0%	46.2%

6分野39項目について、満足度と重要度の相関関係を散布図として作成しました。散布図は、横軸を右へ行くほど満足度が高く、縦軸を上へ行くほど重要度が高くなります。散布図の左上に位置するほど「満足度」が低く、「重要度」が高いと評価されており、今後の重点的な取り組みが必要と考えられます。この散布図では、「10. 雇用拡大・対策」や「7. 商業振興」、「8. 工業振興」などが「満足度」が低く、「重要度」が高くなっています。また、「11. 環境衛生対策・環境保全」や「12. 上水道」、「13. 下水道」は「満足度」が高く、「重要度」も高いということが読み取れます。

「満足度」と「重要度」の相関図

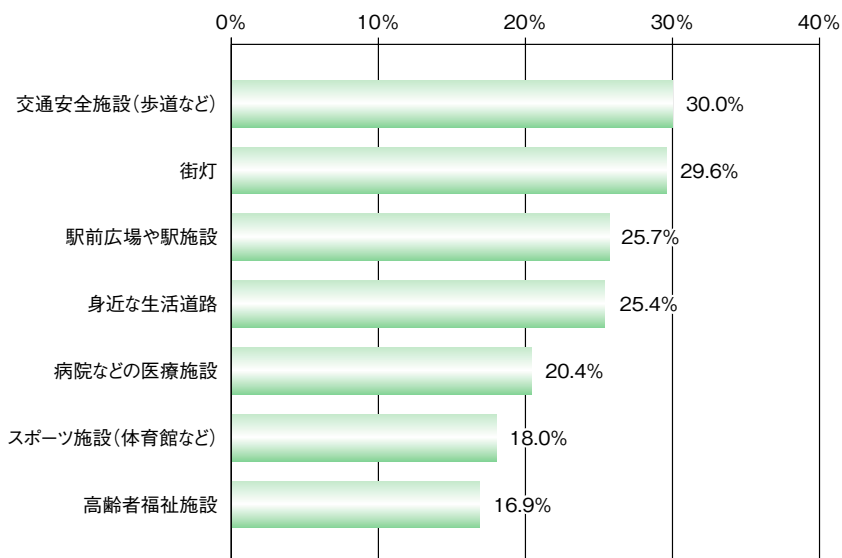


- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. 土地利用（市街化、宅地造成等） | 21. 人権・同和対策 |
| 2. 道路・交通網の整備 | 22. 保健活動の充実（健康づくりの推進等） |
| 3. 交通安全・防犯対策 | 23. 救急や病院など医療体制の整備 |
| 4. 消防・防災・国土の保全 | 24. 社会保障制度の安定（国民健康保険等） |
| 5. 情報通信基盤（モバイル、通信環境等） | 25. 幼児教育の充実 |
| 6. 農業振興（農村環境整備、後継者育成等） | 26. 小中学校教育の充実 |
| 7. 商業振興（商業活性化、商業施設整備等） | 27. 青少年教育の充実（家庭教育支援等） |
| 8. 工業振興（製造業、企業誘致等） | 28. 人権・同和教育の推進 |
| 9. 観光振興（観光イベント、観光地整備等） | 29. 生涯学習（学習活動支援の充実、図書館等） |
| 10. 雇用拡大・対策 | 30. 文化活動の充実（芸術文化の振興等） |
| 11. 環境衛生対策・環境保全（ごみ処理等） | 31. 文化財の保護・活用 |
| 12. 上水道（水の安定供給等） | 32. スポーツ・レクリエーションの充実 |
| 13. 下水道（下水道整備、水洗化等） | 33. 国際交流の推進 |
| 14. 住環境整備・景観保全 | 34. 男女共同参画社会の推進 |
| 15. 公園整備・緑地保全 | 35. 市民と行政の協働の推進 |
| 16. 地域福祉（ボランティア育成、虐待防止等） | 36. 新たな地域自治（市民活動の活性化等） |
| 17. 高齢者への介護・福祉の推進 | 37. 健全な行財政運営の推進 |
| 18. 母子・父子福祉の充実 | 38. 広域行政の推進（久留米地域の連携等） |
| 19. 子育て支援（保育の充実等） | 39. 計画の進行管理（H23以降のまちづくり等） |
| 20. 障がい者への支援 | |

(3) 街灯・歩道など都市基盤に関する分野の整備が遅れている

市内の公共施設について、整備が遅れている、不足していると思うものは、「交通安全施設（歩道などの）」（30.0%）が最も高く、次いで「街灯」（29.6%）が続いています。前期計画策定時と同様に、都市基盤に関する分野の整備が遅れている、または不足しているという回答が多くなっています。

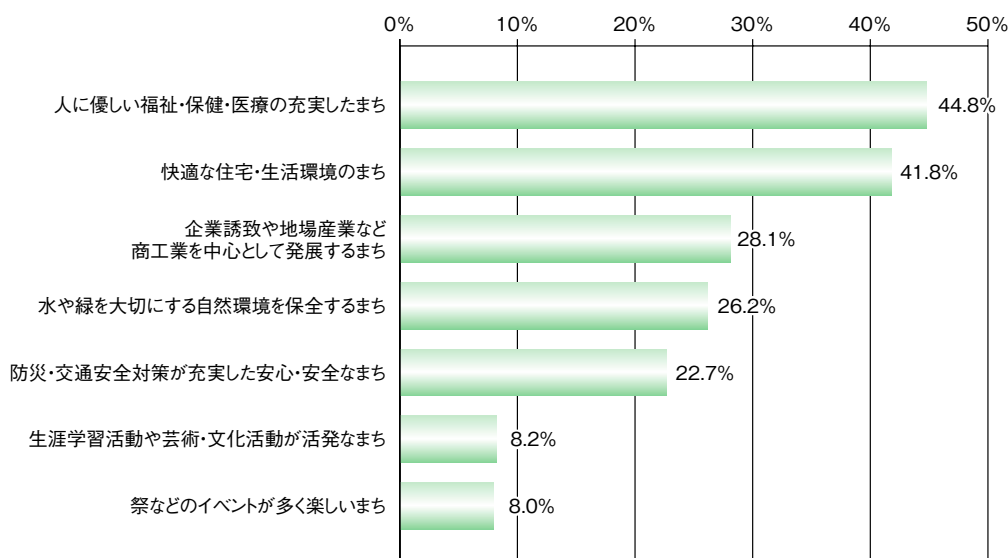
整備が遅れている、または不足している分野（上位7項目：複数回答）



(4) 福祉・保健・医療が充実し、居住環境の整ったまちを望んでいる

小郡市をどのような特色のあるまちにすべきかとの設問に対し、「人に優しい福祉・保健・医療の充実したまち」（44.8%）が最も多く、次いで「快適な住宅・生活環境のまち」（41.8%）が高くなっています。前期計画策定時が、「人に優しい福祉・保健・医療の充実したまち」のみが抜きこんで高い結果だったのに対し、今回は相対的に快適な居住環境への要望が強くなっています。

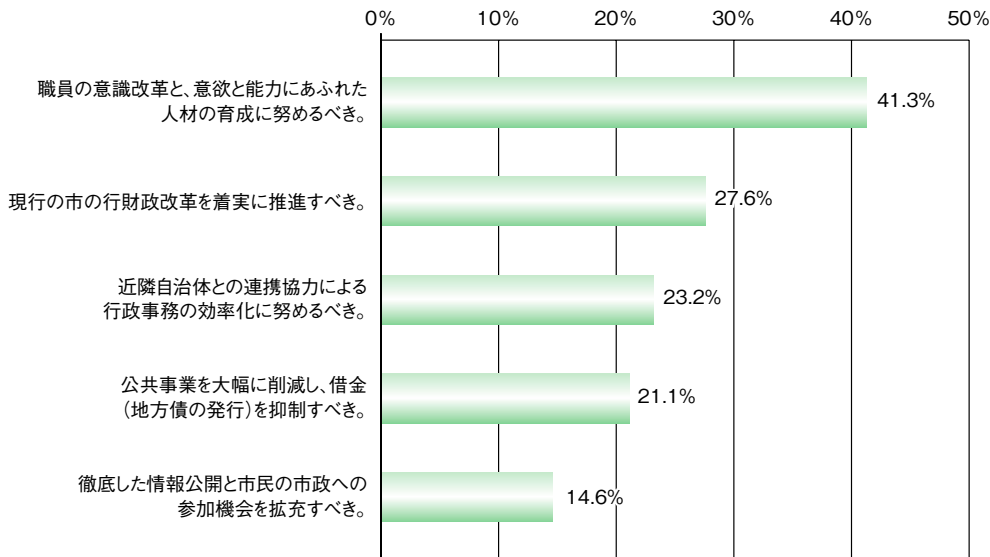
どのような特色あるまちにすべきか（上位7項目：複数回答）



(5) 今後の小郡市の行財政運営のために、職員の資質向上が望まれている

小郡市の今後の自立した行財政運営のために何が必要かとの設問に対し、「職員の意識改革と、意欲と能力にあふれた人材の育成に努めるべき」(41.3%)が最も多く、次いで「現行の市の行財政改革を着実に推進すべき」(27.6%)が高くなっています。全体として財政や行政のあり方よりも、職員の資質向上が望まれている結果が出ています。

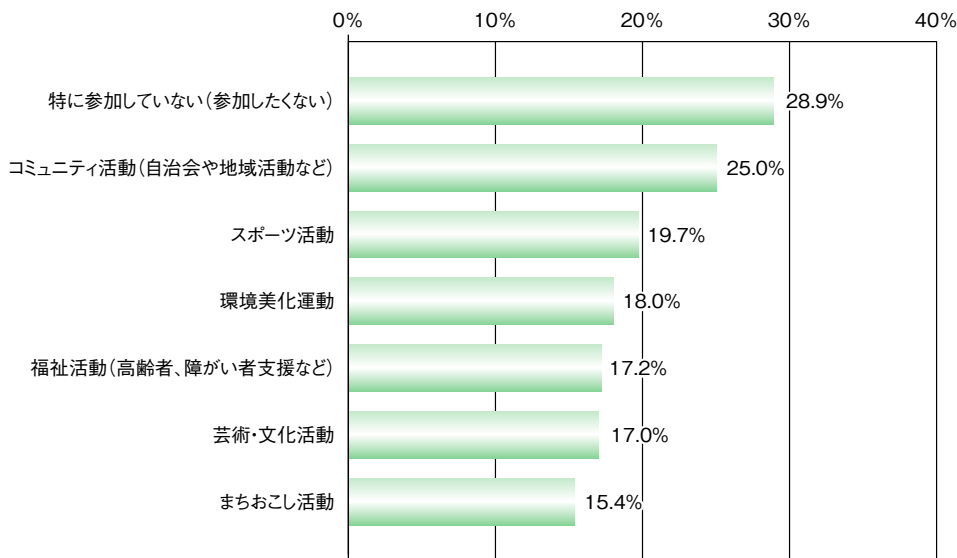
今後の小郡市の行財政運営について (上位5項目：複数回答)



(6) 市内や地域での活動の参加状況は5年間で大きな変化はあらわれなかった

市内や地域での活動の参加状況に関する設問に対し、「特に参加していない(参加したくない)」(28.9%)が最も高く、次いで「コミュニティ活動(自治会や地域活動など)」(25.0%)が高くなっています。前期計画策定時のアンケート結果においても、概ね同じ傾向が見られました。

市内や地域でどのような活動に参加したことがあるか、また参加したいか (上位7項目：複数回答)

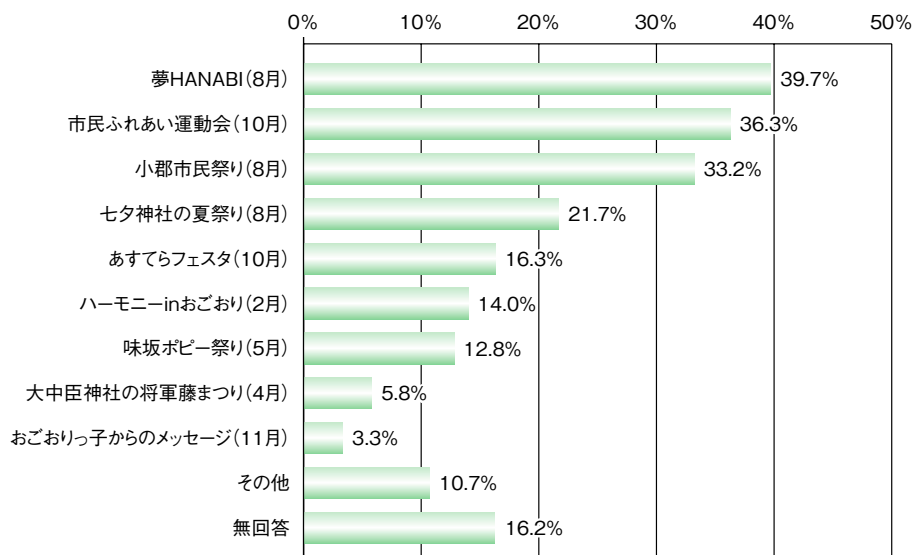


2 小学生アンケート調査結果

(1) 参加したことがある祭やイベントは「夢HANABI」が最も多い

参加したことがある祭やイベントは「夢HANABI（8月）」が39.7%と最も多く、次いで「市民ふれあい運動会（10月）」が36.3%、「小郡市民まつり（8月）」が33.2%となっています。

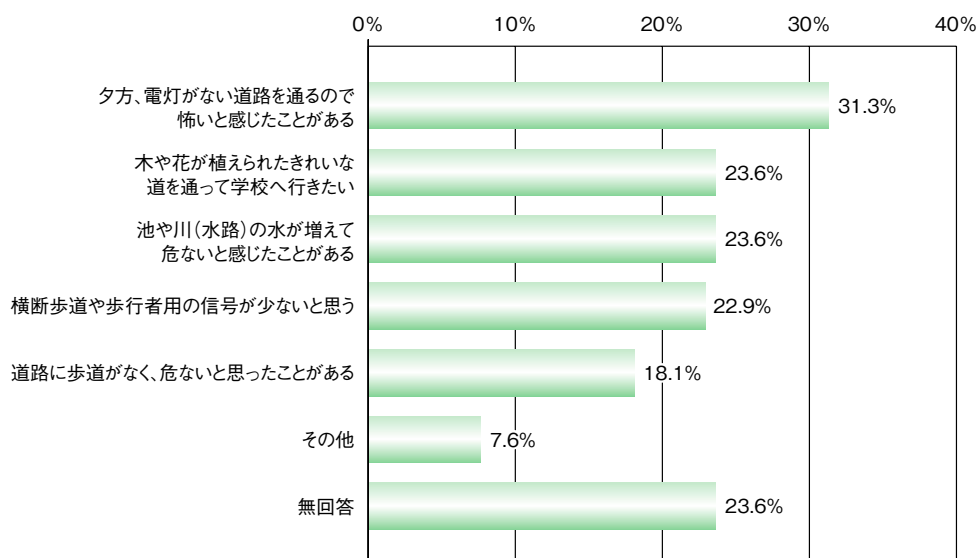
参加したことがある祭やイベント（複数回答）



(2) 街灯整備などの行き届いた安全な通学路が必要

通学路については、「夕方、電灯がない道路を通るので怖いと感じたことがある」（31.3%）が最も多く、次いで「木や花が植えられたきれいな道を通って学校へ行きたい」（23.6%）が多くなっています。結果としては前期計画策定時と大きな違いはなく、安全な通学路を求める声が多くなっています。

通学路について（複数回答）

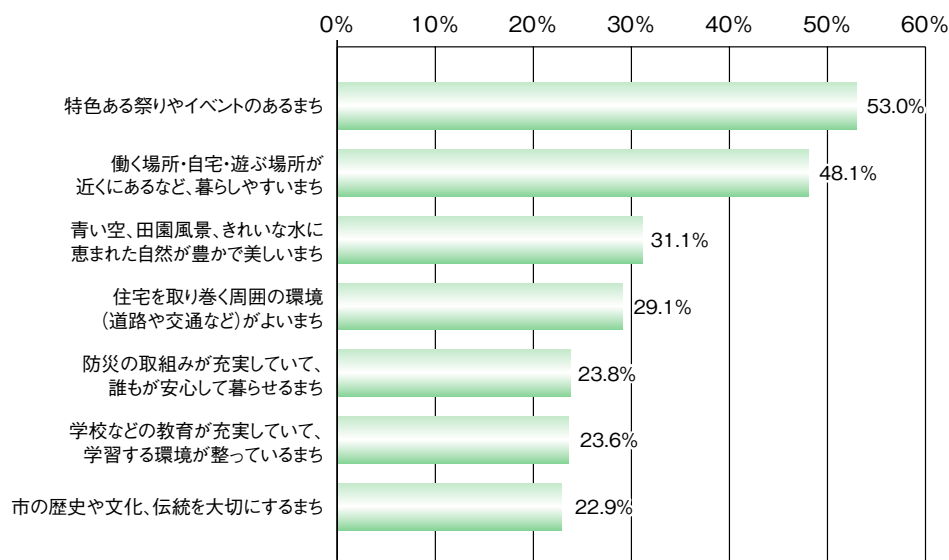


3 中学生アンケート調査結果

(1) 小郡市らしさを出すには「祭り」や「イベント」が必要

小郡市が誇れるような特色を出すために伸ばしたらよい点については、「特色ある祭やイベントのあるまち」を挙げた生徒が53.0%と最も多く、次いで「働く場所・自宅・遊ぶ場所が近くにあるなど、暮らしやすいまち」(48.1%)が続き、さらに「青い空、田園風景、きれいな水に恵まれた自然が豊かで美しいまち」(31.1%)が続いています。前期計画策定時と同様の結果で、特色ある祭やイベントが最も多く、生活の利便を望む声も多い結果となっています。

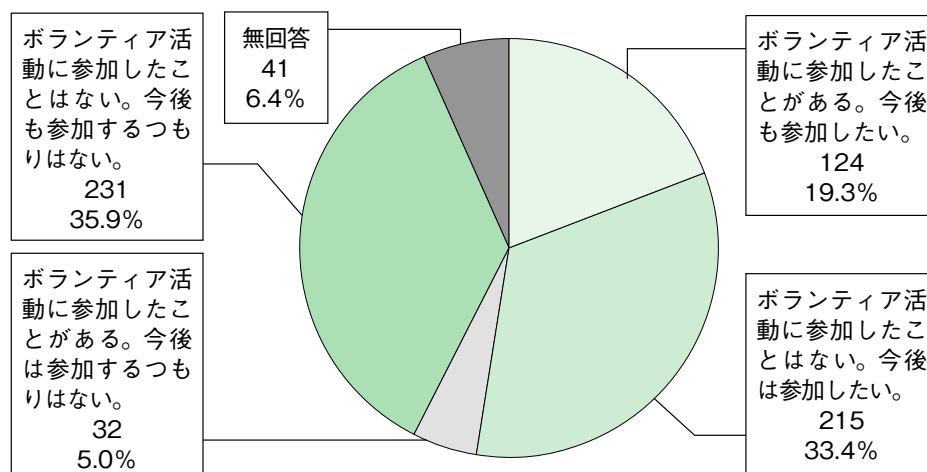
小郡市が誇れるような特色を出すためには（上位7項目：複数回答）



(2) ボランティアには「参加したことがなく、今後も参加するつもりはない」が最も多い

ボランティア活動の参加経験は、「ボランティア活動に参加したことはない。今後も参加するつもりはない」が35.9%と最も比率が高く、実際にボランティア活動に参加した経験を持っているのは24.3%と、全体の4分の1程度となっています。しかし、今後参加意向を持っているのは52.7%と、全体の半数を超えています。

ボランティア活動の参加経験（単数回答）



第4節 計画策定への住民参画

第5次総合振興計画後期計画策定にあたっては、前期計画と同様に「第5次小郡市総合振興計画策定に係る市民ワークショップ」を開催しました。平成27年1月24日と2月15日の2回にわたり、公募により参加した市民に提言をいただきました。

市民ワークショップ

ワークショップは市民との協働の一つの方法で、参加した市民がテーマに沿って自由に討議を行い、その意見を短冊（ポストイット）に書き、それを市民自身で関連のある分野ごとに仕分けし、その中から結論を導き出す手法です。

「市民ワークショップ」では、第1回目はテーマ別の5グループに分かれ、それぞれのテーマに関する地域の課題を中心に議論をしました。また、第2回目は、第1回目と同様のグループ構成で、第1回目で出された課題の中から、集中審議すべきテーマを抽出し、解決に向けた議論を行いました。

詳細は以下のとおりです。



▲ 第1回市民ワークショップの様子

(1) 第1回（1月24日開催）

①都市基盤・都市機能・防災 グループ名「まもるちゃん」

小郡市は企業や産業などが少ない（少ない）ところが欠点ではあるが、人口は増加している。行政と住民の対話の場が必要ではないか。

1. **土地** 空き家対策が課題。みくに野田地や宝満川の横などに空き家が増えてきている。空き家を活用した産業の実施や、空き家の解体に補助を行うなど対策が必要。また、調整区域をなくし、土地利用を促進してほしい。
2. **都市基盤** 鳥栖ジャンクションから大分に抜ける際に、もっと小郡市に寄ってもらえるよう工夫が必要。道路の複線化やコミュニティバスの活用促進などで、西鉄沿線を中心に利便向上を図ることはできないか。
3. **都市機能** 幹線道路はいくつかあるが、住宅街に入ると道が狭い。子どもたちの往来が危なく、火災時に救急車などが入っていきけるか不安。歩道の拡張が必要。また、駅周辺が暗く寂しく感じる。
4. **防災分野** 自治公民館に防災組織があるが、機能しているか疑問。防災訓練の回数を増やしたり、消防団への若い人の参加を促すなど、防災対策の強化・推進が必要。

②産業・観光・経済 グループ名「恋人の聖地*」

まちづくりの方向性が見えづらい。もっと小郡市としてのブランド作りや、地域格差の是正などに取り組んでいくべきである。

1. **農業** 自然が多く、田園風景が美しい。しかし、農産物のブランド作りや6次産業*化が進んでいない。生産者の直売所を整備したり、道の駅を整備しPRを促進してはどうか。
2. **商・工業** イオンなどがあり便利になった地区もあるが、地区により差がある。小売店が少なくなった。調整区域も多く、空き地・空き家も多い。工業団地の誘致を促進してはどうか。移動販売の促進や、自治会バス、コミュニティバスの利便向上促進を図ってはどうか。

3. **観光** 隼鷹神社、如意輪寺は観光地として盛り上がってきており、七夕の里づくりなど、観光の目玉を作るような取組みを進める必要がある。また、駅の周辺が暗く、公共交通機関がないなどの課題がある。道路計画も早く進めていくべきである。

③生活環境・くらし グループ名「輪」

環境の向上・保全には、行政だけでなく、自助・共助といった協働の視点も大切である。

1. **環境衛生** ごみ分別が定着しておらず、進んでいない。しかし、田んぼに空き缶などのごみはなくなってきており、全体として環境は改善している。環境教育の参加者向上や、ごみの作業している人への感謝の声かけの推進が必要。
2. **上下水道** 下水道整備が地区や家により差があり、進んでいないところもある。しかし、道路を通る下水道整備が進んでおり、全体として悪臭はなくなってきている。さらなる行政による推進が必要。
3. **住環境** 近所にお店がなく、買い物が不便。巡回販売や、空き家を活用した販売所の設置などができないだろうか。
4. **公園・緑地** 公園により整備の状況に差がある。高齢者の知恵を借りるなど住民参画のもと、花いっぱい運動などの推進ができないだろうか。また、ため池のホテイアオイの処理が進んでいないところもあり、継続的管理が必要。

④健康・医療・福祉 グループ名「いきいき・ハッピー」

福祉・保健・医療環境の水準は高いと感じているが、地域のつながりや健診の受診率の低さなど、住民一人ひとりの意識に課題があり啓発が必要である。

1. **高齢者福祉** 小郡市は、あすてらすのような誇れる施設があり、高齢者施設も多く、ボランティアも盛ん。しかし、地域のつながりが弱い。国道500号以南や宝満川以東は、バスの路線が減ったこともあり交通が不便(移動範囲が限られる)。自治会バスの利用も増大している。認知症への偏見も根強い。いきいきネットワークも参加者が決まっており、高齢者の孤立化をいかに防ぐかは今後の課題である。
2. **福祉・医療** 健診の受診率が悪い。理由の1つとして、以前は校区単位でやっていた健診が現在はあすてらすでの実施のみとなり、車を持っている人ばかりではないため、受診率低下を招いている。受診率低下は、病気の発見の遅れにつながり、結局医療費の増大を招く。事実、保険料も高い。(早期発見など)病気が悪化しないような啓発活動が求められる。

⑤教育・文化・スポーツ グループ名「老若男女」

各分野とも誇れるところがあるが、ハード面やPRに課題がある。

1. **教育** 人権・同和教育や青少年育成の取組みが積極的。しかし、教育施設については、三国中学校などはマンモス校で、ハード面やクラス人数の多さに不安を感じる保護者もいる。市内で、人口の多いところと少ないところで格差があり、産業や観光との連携により是正していくことが必要。
2. **文化** 九州歴史資料館はすばらしい施設だが、利用が少ない。七夕の里や九州歴史資料館などは、もっとPRしてはどうか。
3. **スポーツ** 小郡運動公園や小郡市野球場、ウエスタン・リーグの誘致など、誇れるところは多い。プロ野球選手やサッカー選手を輩出していることも自慢できる。しかし、市の運動会は参加者が少なく、体育館も古い。多種多様で魅力的な企画を、積極的に実施していく必要がある。



▲ 小郡市野球場の遠景

(2) 第2回(2月15日開催)

①都市基盤・都市機能・防災 グループ名「まもるちゃん」

しっかりとした未来都市小郡にするためには、人口減少対策と防災対策が重要であり、それぞれの対策について話しあった。

1. **人口減少を防止するために** 小郡市の魅力あるものを掘り起こしながら、若い人達に来てもらうようアピールしていく必要がある。企業誘致の推進が重要である。農業の活性化も重要であり、他市ではやっていないような農産物を生産し市の魅力を高めていってはどうか。また、本市に古戦場のある筑後川の戦いや、七夕の里などを題材にしたドラマ制作をしてもらえるよう働きかけ、市のPRをしていってはどうか。
2. **防災のために** 常備消防とあわせて、分団の拡張、加入率の向上が重要である。そのためには、郷土を守りたいという若者の思いを盛り上げることとともに、自主防災組織が立ち上がっていく中で自助・共助を高めていく必要がある。行政が分団に加入していくようアピールすることも必要である。

②産業・観光・経済 グループ名「恋人の聖地^{*}」

「七夕の里」としての観光活性化のために 小郡市は、他市町村の方の認知度がまだまだ低いことから、市のPRも含めて「七夕の里」と「恋人の聖地」を中心としてどのようなまちづくりをやっていくかについて話しあった。そのためには地域にあるものを活かした取組み(七夕のブランドづくりや観光ルートの作成)が必要で、たとえば市内にある12の鉄道駅を活かしてスタンプラリーを行うと同時に市の特産品を配布するなどのイベントが考えられる。また、花火大会、市民祭り、七夕神社の夏祭りを大きな祭りとして一体的に行うなど、既存のイベントのあり方の見直しや市民ももっと積極的に行事に参加していくことなども必要なのではないかと。埋蔵文化財調査センターや観光協会など、現行の機関自体ももっと市内外にPRを行った方がいいのではないだろうか。

③生活環境・くらし グループ名「輪」

小郡市の生活環境・くらしの重要な要素として、`美しい環境、`空き家の有効活用、`子どもの安心・安全、`があり、これらは互いにつながっているため、それぞれについて話し合った。

1. **美しい環境** 市民のできることとして、公園などのごみ拾いや清掃、路上駐車をしないなどが考えられる。行政のできることとして、下水道整備やごみ分別講座の開催、景観保護に関する条例の制定をしてはどうか。
2. **空き家の有効活用** 市民のできることとして、空き家での寺子屋の実施や、子どもの遊び場としての活用(代わりに子どもが清掃を行う)などが考えられる。行政のできることとして、若い市民へ空き家を売却する場合に税の優遇を行ってはどうか。
3. **子どもの安心・安全** 市民のできることとして、既に取り組んでいる声かけやパトロール、また子ども達自身が小さなころから地元になじみ、地元で活動してつながりをつくっていくといったコミュニケーションづくりが重要であり、そのために高齢者の知恵を借りるなどが考えられる。

④健康・医療・福祉 グループ名「いきいき・ハッピー」

小郡市の健康・医療・福祉の重要な要素として“健康づくり”と“人と人のつながり”の2点について話しあった。

1. 市民の健康づくりのために 早期発見・

早期治療のため、健診の受診率の向上が重要である。そのために、あすてらすで行っている健診を受診しやすいよう公民館単位、中学校区単位など、身近な場所で開催できるようにしてはどうか。また、市民が運動に取り組むことや、健診に関する啓発、健診受診者へのクーポンの配布など健診を受けようと思う仕組みづくりが必要である。また、地域包括支援センター*の存在を、市民があまり知らないなので、さらなる周知活動が重要になってくると考えられる。



▲ 保健指導の様子

2. 人と人のつながりを深めていくために

は？ 現在、高齢者、障害者など制度的に縦割りになっているが、これからはいろいろな機能の連携を深めることが重要になる。例えば、子どもや高齢者など多世代が交流できる拠点を地域の中に増やしてはどうか。また、若い世代が支えあいに加わることが大切であるため、社会福祉法人や医療法人、NPO法人がけん引役となり、若い世代の参加を推進していく機能を発揮してもらってはどうか。他にも、若者が関心を持つように“食”をかけあわせた居場所づくりを行うことや、身近な日々の挨拶運動の推進、まちづくり協議会の充実が重要になってくるのではないかな。

⑤教育・文化・スポーツ グループ名「老若男女」

動員数の確保のために 小郡市の教育・文化・スポーツの振興のためには、市民一人ひとりの力で支えていく必要があることから、参加者を確保することつまり教育・文化・スポーツに関わる裾野を広げていくことが重要であり、そのための方策を中心に話しあった。課題としては、行政と市民活動の組織ごとの距離感があり、行政の考えていることが一市民にまで伝わっているかどうか、実際の活動に反映されていないのではないかということが挙げられた。教育・文化・スポーツに関わる人の裾野を広げるため、例えばスポーツの分野において、若者の参画を増やすために、プロモーションや参加しやすい大会の環境づくりを考えていく必要がある。また、中長期的には、小郡市を盛り立てる人材を育成するために、小・中学校教育にリーダー養成を教育の視点に盛り込むことが挙げられた。

第5節 第5次総合振興計画前期計画の検証

第5次総合振興計画は、平成23年度を初年度とする10年間の計画として策定しました。計画期間中の本市の人口は、現時点において、平成23年から27年の間に約100人増加しています。第4次総合振興計画が、10年の計画期間中に約5,000人の人口増があったことから考えると、緩やかな増加といえます。

こうした中、市では第5次総合振興計画に基づきまちづくりに取り組んできており、前期計画の進捗状況について検証を行いました。

1 安全で快適な都市機能・都市基盤づくり

土地利用については、端間駅周辺地区整備計画に基づき駅東部の駅前広場と進入道路が完成し、駅西部の事業に着手しています。また、筑後小郡簡保レクセンター跡地の住宅開発のほかに、平成25年度に市街化区域においては三国が丘西地区28.6ha、市街化調整区域においてはあすてらす地区7.6haの地区計画^{*}を策定しました。また、商・工業の土地利用として、大保地区周辺にイオン小郡ショッピングセンターが開店し、干潟工業団地の地区において既存流通業務施設を包含した6.1haの地区計画を策定、下町地区において既存流通業務施設の用途変更を目的とした5.7haの地区計画を策定しています。

道路事業については、市を南北に貫く下町・西福童16号線の2期事業区間が平成25年度末に完成し、供用開始となりました。東西の幹線である県道鳥栖朝倉線バイパスの1期区間は平成25年3月、県道本郷基山線の立体交差は平成26年3月に供用開始となりました。また、端間自歩道橋が平成25年11月から暫定供用開始となりました。

公共交通については、西鉄三国が丘駅にバリアフリー化をはかるため、エレベーターの設置を、平成25年度にコンコース内に2基、平成26年度に東口側に1基設置しました。コミュニティバスにおいては、新車両の導入やイオンなどに接続する新ルートの設定により、利便向上をはかりました。

交通安全については、ガードレールやカーブミラー等の施設整備を図るとともに交通事故をなくす小郡市民運動本部を中心に小郡警察署や小郡三井地区交通安全協会と連携を図り啓発活動に取り組みました。防犯体制については、民間企業より寄贈を受けた青色回転灯付パトロールカーを活用した防犯活動を展開しながら、行政区で設置する防犯灯に対する補助制度を拡充し、LED化の推進を図りました。

防災体制については、平成23年度に緊急速報メール（エリアメール）を導入、平成25年度に防災情報緊急伝達システム（J-ALERT自動起動装置）を導入、平成26年度から同報系の防災行政無線を設置するなど、情報伝達体制を整備しました。また、5か年の行政備蓄を定めた小郡市災害時備蓄計画を策定しました。

2 豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり

農業振興については、平成25年に、本市の基幹産業が農業であり、持続的な発展が望まれることから、農業の基本理念を定めた「小郡市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。また、平成27年3月には、基本条例に定めた基本的施策を計画的に推進していくために「小郡市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。農地の集積面積は、平成23年度当初の816haから、平成26年度には939haへと約123ha増加しています。

商業振興については、大規模商業集積施設誘致の成果として、平成25年にイオン小郡ショッピングセンターが開店しました。また、小郡市における商工業の活性化に向けて、市や関係団体が連携して協

議検討し、施策の方針の決定及びその実施に向けた協議・調整を行うため、小郡市商業活性化協議会が設置されました。小売業においては、「ミ・シ・ラ・ン小郡」やがんばろう会事業などが継続され商業活性化事業の取組みを行っています。

工業振興については、平成23年に干潟地区を工業団地整備地区に定め、地区計画[※]策定、造成工事に向けた法定手続きを進めています。また、グランドクロス企業誘致部会[※]にて国際物流総合展2014への出展を実施しました。

観光振興については、平成25年度に小郡市内の観光情報（市政情報）を発信する「おごおり情報プラザ」をイオン小郡ショッピングセンター内に開設しました。また、同年、NPO法人「地域活性化支援センター」の認定する「恋人の聖地[※]」に、七夕神社と周辺地域が認定されました。

3 ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり

環境衛生対策については、排出物から有効利用できるものは可能な限りリサイクルするシステムを作り上げ、様々な取組みを進めてきました。また、ごみ減量リサイクルアドバイザーによる小・中学校や行政区等での講演、実演、体験活動等を実施し啓発活動を行ってきました。生ごみ処理容器購入費の補助や資源ごみ分別促進奨励金の実施など財政的支援も継続して行っています。平成26年度に市庁舎、あすてらす、生涯学習センターに防災型太陽光発電システムを導入するなど、「エコオフィスおごおり」を率先行動として、地球温暖化防止の取組みも行っています。

上水道については、平成25年に大山ダムが完成し、三井水道企業団は一日あたり17,000㎡の水量の安定受水が可能になり、本市へのより安定的な水供給が可能になっています。下水道については、平成22年度に計画された宝満川左岸地区の認可区域の整備は平成25年度に完了しました。正尻川雨水幹線第1期事業も平成24年度に完成しています。平成26年度時点の公共下水道普及率は91.6%、水洗化率は89.1%となっています。

市営住宅については、小郡市営住宅長寿命化計画の見直しを行い、老朽化した住宅の建替えを計画しています。また、都市計画支援システム[※]を平成24年度より本格導入しています。

公園・緑地については、花立山の借地契約に向けた交渉を継続しています。また九州歴史資料館周辺については、文化財包蔵地（緑地）の整備を行い、勝負坂公園周辺緑地については市民の自主的な雑木伐採などにより緑地の保全をはかりました。

4 やさしさのあふれる健康と福祉づくり

地域福祉については、「小郡市地域福祉計画」を策定し、市民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所等との協働による地域福祉の推進に取り組んでいます。ふれあいネットワーク[※]活動については、区長や民生委員児童委員が中心となって各団体と連携して取り組まれており、活動地区は全行政区に広がっています。また、社会福祉協議会と連携し「高齢者見守り事業」に取り組んでおり、ふれあいネットワーク委員が、高齢者独居世帯や夫婦のみの世帯等を対象に声かけなどを行い、健康状態や安否確認を行っています。

高齢者福祉については、在宅で概ね65歳以上の高齢者に対し、軽度生活援助、配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、訪問理美容サービスなどの生活支援事業を進めてきました。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者に対し24時間体制で緊急通報サービスを行っています。また、認知症サポーターを増やししながら、見守り高齢者支援台帳を整備するなど、高齢者の見守り体制の充実を図ってきました。

子育て支援については、平成24年度に小郡中央保育園の耐震工事の実施、平成26年度に立石校区学童保育所の建替えを行うなどの、施設面の整備を図りました。ひとり親家庭などの医療費支援や障害児保育への保育士加配など、社会的援助が必要な子ども・子育て家庭への支援も実施しています。

障害者福祉については、「障害者総合支援法」が改正され、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう定められたところです。平成26年度に策定された「第4期小郡市障害福祉計画」を実施計画として、必要な福祉サービスの給付を行っています。

人権・同和対策については、地域の実態を把握しながら、同和地区住民の教育や就労等の課題解決に向けて取組みを進めてきました。また、隣保館・集会所や人権教育啓発センターでは、随時、相談を受け付けるとともに、研修会の開催や啓発冊子の発行、人権学習教材の貸出しなどの啓発活動も継続して実施しています。

保健活動については、総合保健福祉センターあすてらすを中心に、定期健診など様々な市民の健康づくり事業を展開しています。平成24年度にはあすてらす内に、市制施行40周年事業として露天風呂を設置しました。また同年、「小郡市食育推進計画」を策定し、食生活改善推進員（小郡市健康を守る母の会）との協働による食育の啓発、栄養指導を実施しています。

医療体制については、平成26年度より子どもの医療費助成の範囲を拡大し、これまでの乳幼児の医療費に加え小学生の子ども入院費も助成対象としています。また、平成25年度に「小郡市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定、平成26年度に「小郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

社会保障制度については、国民年金保険料の減免にかかる制度や介護保険制度の周知・啓発に努めるとともに、レセプト点検による保険給付の適正化、ジェネリック医薬品の利用促進、レセプト情報を活用した医療費分析など適正運用を図っています。

5 生きる力を育む教育と地域文化づくり

幼児教育については、私立幼稚園就園奨励費の交付や、保育所・幼稚園・小学校との連携をとることで幼児教育の質の向上をはかりました。

学校教育については、学校自己評価・学校関係者評価の実施・公表・説明を行いました。また、小学校低学年の35人学級の導入など学校の指導体制を高めるための人的支援を行っています。加えて、児童生徒の心のケアなどを行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行うとともに、市として「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題等対策会議を実施しています。安全面では、平成24年度に大原小学校校舎、平成25年度に三国小学校校舎、平成26年度に小郡小学校校舎の大規模工事を行い、安全で快適な教育環境の確保を図りました。学校給食については、味坂小学校、立石小学校、御原小学校が自校方式による給食を行っています。

青少年教育については、青少年育成会議をはじめ、地域の諸団体の活動を支援し、子どもが健全に成長できる環境づくりに努めました。

人権・同和教育では、各種研修会の開催や教育活動全体を通じた人権・同和教育の充実を図っており、市内全中学校区単位で「人権のまちづくり」推進組織による啓発活動を行ってきました。

生涯学習については、生涯学習センターの取組みを中心に展開しながら、大原校区公民館（仮称）の設置に着手しています。文化活動については、小郡音楽祭や文化協会の各種事業への支援、文化会館の舞台機構設備の改修工事を行いました。図書館では、平成26年度に第3次小郡市子ども読書活動推進計画を策定し、ブックスタート、「家読[※]（うちどく）」など、「読書のまちづくり日本一」に向けた取組みを進めています。野田宇太郎文学資料館では、資料のマイクロフィルム化などを行い、資料の保存に努めています。スポーツ・レクリエーションについては、陸上競技場の2種公認のためのグラウンド整備の継続、小郡わいわいクラブの委員構成の見直しを行いました。

国際交流の推進については、平成24年度に「暮らしの便利帳（多文化共生ガイドブック）」を改訂し、平成25年度から公共施設で配布しています。また、市内の幼稚園・小学校・中学校すべてに外国語指導助手（ALT）の派遣を行っています。

男女共同参画社会の実現に向けては、小郡市男女共同参画推進条例及び平成25年度に策定した第2次小郡市男女共同参画計画に基づき、広報・啓発活動を実施しています。

6 新たな小郡市の地域自治体制づくり

市民と行政の協働推進については、附属機関への公募委員の登用、パブリックコメント[※]の実施、ワークショップの開催などを積極的に行い、市民参画を推進しました。また、新たな地域自治体制のために、全小学校区に協働のまちづくり組織を設置することができました。さらに、「小郡市協働のまちづくり実施計画」を策定し、市民と協働する地域自治確立に向けた体制整備を推進しています。

健全な行財政運営のために、第2次小郡市行政改革行動計画を策定するとともに、小郡市コンプライアンス条例にもとづき、法令順守と不当要求行為などの排除を推進しながら、人事評価制度の試行導入など職員資質向上に努めました。また、平成26年度から順次、各種市税等のコンビニ収納を実施するなど、利便向上にも努めています。

広域行政については、筑後川流域クロスロード協議会[※]において、地域の一体的な発展を見据えた「筑後川流域クロスロード地域ビジョン」を策定しました。

計画の進行管理については、平成23年度から行政評価[※]システムを導入し事務事業評価を行うとともに、施策評価結果については市のHPで公開するなど、市民への説明責任を果たすよう努めました。

後期基本計画

第1章

安全で快適な都市機能・都市基盤づくり

第1節 土地利用

前期計画の成果

小郡地域において、平成23年度に福童地区の27.3haが、都市計画法第34条11号^{*}区域として指定が行われました。

市街化調整区域については、平成25年度に「市街化調整区域の整備及び保全の方針」を策定しました。また、総合保健福祉センター「あすてらす」隣接地において、戸建て住宅の建設が進められています。

商業系の土地利用として、大保周辺地区においてイオン小郡ショッピングセンターが建設され、地区の商業拠点として都市機能の高揚について貢献が期待されます。工業系の土地利用として、干潟工業団地の地区計画^{*}を策定し、今後の拡充を図っています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
市街化区域内で建築協定 [*] の締結や地区計画を導入した地域の地区面積	62.8ha	62.8ha	70.0ha
市街化調整区域内で地区計画を導入した地域の面積及び福岡県条例に基づく都市計画法第34条11号、12号 [*] による区域指定地区面積	16.5ha	21.6ha	170.0ha
国土調査完了区域の面積	18.07 km ²	20.94 km ²	21.43 km ²

現状と課題

本市の土地利用状況は、西鉄天神大牟田線沿いの市街地と宝満川流域の平坦部に広がる農地に大別されます。

西鉄天神大牟田線沿線は交通利便性から市街地開発による都市化が進む一方、宝満川流域には田園風景が広がっています。三国地域のニュータウン地区では、低層、低密度の良好な住宅地が形成されていますが、既成市街地では、他の用途との混在、敷地の狭小化、狭あい道路等の問題を解消することなどが必要であり、地域の状況に応じたゆとりある住環境の形成を図ることが必要です。

本市は全域が都市計画区域（区域区分あり）に指定されており、そのうち市街化区域が17.1%、市街化調整区域が82.9%を占めています。また、市域の81.6%が農業振興地域であり、このうち46.2%が農用地区域に指定されています。

今後は、宝満川右岸と左岸の人口格差や基盤整備の進捗状況など、地域間の不均衡の是正と、福童まちづくり事業及び幹線道路の早期完成をめざす必要があります。また、市域の均衡ある発展を念頭に、土地利用のあり方を検討するとともに、既存集落の維持・活性化を図る必要があります。さらに、地域住民と協働のまちづくりにより、地区計画制度や建築協定を導入し、居住環境の維持・向上を図ることが必要です。

■土地利用に関する法適用状況

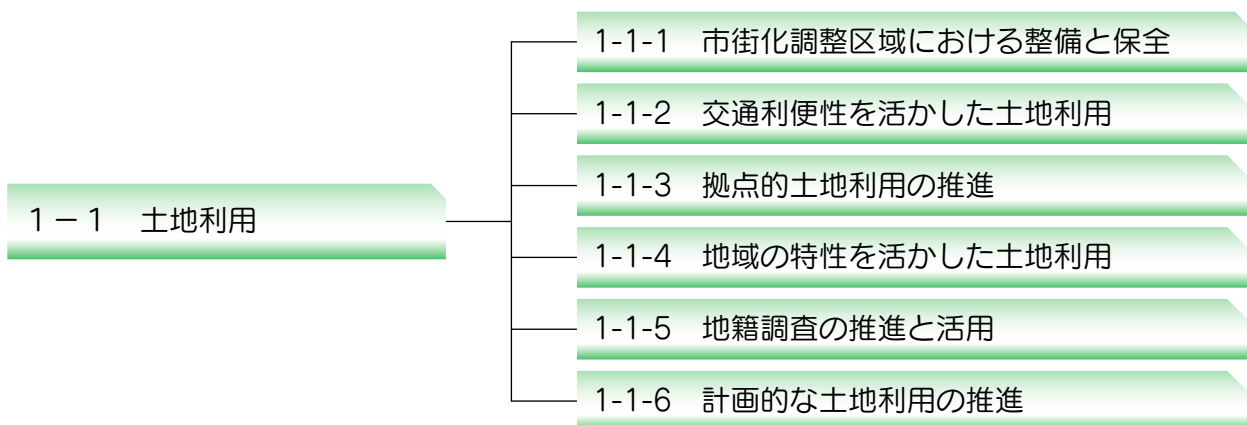
(平成27年3月現在)

地域・地区	指定年月日		面積 (ha)	根拠法
	当初	最終		
都市計画区域	昭和34年 7月22日	平成19年 4月25日	4,550	都市計画法
市街化区域	昭和46年 9月14日	平成19年 4月25日	776	
市街化調整区域	昭和46年 9月14日	平成19年 4月25日	3,774	
用途地域	昭和44年 5月10日	平成19年 4月25日	776	
農業振興地域	昭和47年10月26日	平成16年 9月 2日	3,712	農業振興地域の整備に関する法律
農用地区域	昭和48年11月15日	平成16年 9月 2日	1,716	
地域森林計画対象民有林	昭和37年 7月 2日	平成26年 4月10日	95	森林法

基本目標

市域全体の発展を展望した土地利用のあり方を検討し、地域間のバランスがとれたまちづくりを進めます。

● 施策の体系



● 主要施策

1. 市街化調整区域における整備と保全

市街化調整区域においては、市街化を抑制しつつ、一定の条件に適合する場合は、開発の規制を緩和することにより、都市的土地利用を図ります。なお、大規模既存集落に指定されている味坂地区を都市計画法第34条12号^{*}区域に指定します。その他の地区についても、地域の実情に応じた都市計画制度の活用を図っていきます。

また、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、自然環境と調和を図りながら地域のニーズに応じた土地利用を図れるよう、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」に沿った土地利用を誘導します。

2. 交通利便性を活かした土地利用

筑後小郡インターチェンジ周辺、鳥栖ジャンクション周辺地域及び主要な幹線道路沿いの交通利便性を活かした商業・工業機能の集積や企業立地が可能な土地利用を図ります。

3. 拠点的土地利用の推進

地方拠点都市として設定された地区については、地域の特性を活かした土地利用に努めます。

4. 地域の特性を活かした土地利用

市街化区域内の地区計画[※]制度や建築協定[※]の導入を図ることにより、地域ごとの特性に応じたきめ細かな計画を地域住民との協働で策定していきます。

5. 地籍調査の推進と活用

事業の推進、早期完了を図るために業務の外注化の導入を推進します。また、国土調査成果を基にした地理情報システムの構築を図り、関係行政業務への利活用と事務作業の効率化を推進します。

6. 計画的な土地利用の推進

第2次小郡市国土利用計画における、産業・業務的利用ゾーンについては、周辺の自然環境や生活環境と調和した開発計画を支援するなど、計画的な土地利用を進めます。

市街地整備事業については、コンパクトシティ[※]をめざしつつ、小郡駅周辺の拠点性を高める土地利用の調査・研究を行い、公共施設や住宅を集約する区域を定めた「立地適正化計画[※]」の導入を検討します。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
地区計画の決定や建築協定を締結した面積	48.5ha	50.0ha
市街化調整区域内で地区計画を導入した地域の面積及び福岡県条例に基づく都市計画法第34条11号 [※] 、12号 [※] による区域指定地区面積	21.6ha	170.0ha
商業・工業用地として立地が可能な面積	6.1ha	12ha以上
国土調査完了区域の面積	20.94km ²	24.00 km ²
小郡駅周辺の拠点性を高める区域を、調査・研究した面積	0ha	27ha

「成果指標」とは

- ◆第5次総合振興計画では、まちづくりの達成状況を市民が実感できるよう、各分野項目（節ごと）に「成果指標」を設定しています。「成果指標」とは、計画を推進した結果どうなったのかという計画の進捗状況を客観的に把握するためのものです。その結果を分析し、適宜見直しを行いながら計画を推進していきます。

みんなでとりくむまちづくり

- ①地区計画など地域の特性を活かした土地利用を行うため、積極的にワークショップなどに参加しましょう。

「みんなでとりくむまちづくり」とは

- ◆将来像である「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を実現するためには、「市民との協働によるまちづくり」が不可欠です。そこで第5次総合振興計画では、各分野項目（節ごと）に市民の皆さんに取り組んでいただきたい内容を、「みんなでとりくむまちづくり」として掲載しています。
- ◆まずは身近な項目から取り組みを始め、市民・地域・行政が一体となって、まちづくりを進めていきましょう。

第2節 道路・交通網

前期計画の成果

県道本郷基山線の西鉄天神大牟田線との立体交差事業は、平成26年3月に供用開始をしました。県道鳥栖朝倉線バイパス1期区間、県道久留米小郡線南工区についても、平成25年3月から供用開始を行っています。また、平成25年11月に、端間自歩道橋の暫定供用開始をしています。バリアフリー化も進んでおり、三国が丘駅では平成25年度にホームに2基、平成26年度には東口に、平成27年度には西口にそれぞれ1基ずつエレベーターが設置されました。

また、端間駅東部駅前広場が完成し、西部地区の整備が順次開始されます。その他、三国地域において、筑後小郡簡保レクセンター跡地の住宅開発の進行などに伴い、本市のサブ拠点として三国が丘駅周辺の都市機能・都市基盤の整備が行われました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
県事業による道路整備進捗率 (事業費ベース、累積)：本郷基山線	50.2%	100.0%	100%
県事業による道路整備進捗率 (事業費ベース、累積)：鳥栖朝倉線バイパス	36.9%	78.0%	100%
県事業による道路整備進捗率 (事業費ベース、累積)：久留米小郡線バイパス	52.1%	82.0%	100%
下町西福童16号線の事業進捗率 (事業費ベース、累積)	62.5%	80.2%	100%
5m以上の橋梁点検数	0橋／155橋	5m以上橋梁は全て点検済み	155橋／155橋
三国が丘駅エレベーター設置数	0基／4基	3基／4基	4基／4基
鉄道・バスなどの利便性の向上に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	45.9%	44.4%	50.0%
コミュニティバスの一日当たり平均利用人数	186人	208人	300人

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市は市内東部と西部隣接地にそれぞれ高速道路のインターチェンジを持ち、2本の鉄道路線に12の駅を有する、交通利便性に優れた地域です。

道路交通量は、インターチェンジや住民の増加、工業団地等の経済の進展、運動公園の利用増加などにより増えていますが、鉄道により市内の幹線道路が分断されているため、朝夕のラッシュ時を中心に交通渋滞が発生しており、その解消のために幹線道路の整備などに積極的に取り組んできました。

特に、南北の主要幹線である原田駅東福童線(旧原田駅大崎線)の開通により、南北の交通の利便性が向上しました。

今後は、県道久留米小郡線バイパスの東福童までの早期完成と朝夕のラッシュ解消のため県道本郷基山停車場線、県道鳥栖朝倉線のさらなる整備が求められます。市道については、下町・西福童16号線

や東野校区公民館取付道路の早期完成など道路交通網の強化を図る必要があります。

橋梁については、端間自歩道橋の早期完成をめざすとともに、その他の橋梁についても日常的な点検や維持補修、また、必要に応じて架け替えを検討していく必要があります。

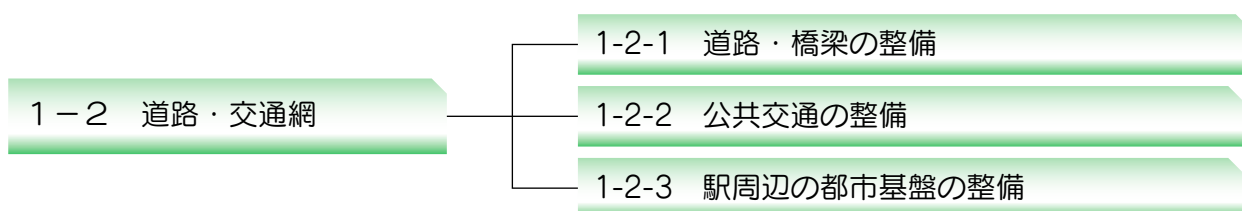
都市計画道路については、人口動態の変化にともなう都市計画道路網の見直しを図る必要があります。

コミュニティバスについては、利用率と利便性の向上のための運行本数や路線等の見直しを行う必要があります。

基本目標

朝夕のラッシュが緩和されるよう、市域内の道路整備を計画的に進めます。また、コミュニティバスの利便性を高め、西鉄天神大牟田線、甘木鉄道ともに施設の改善を促進し、駅周辺の都市基盤の整備を進め、市民が安全で快適な生活を送れるようにしていきます。

施策の体系



主要施策

1. 道路・橋梁の整備

(1) 国道・県道の整備

県道本郷基山停車場線改築事業を、宝満川左岸地区（干潟交差点付近）までへと移行するとともに、主要地方道久留米・筑紫野線など、より一層の幹線道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図ります。

(2) 市内道路の整備

下町・西福童16号線、東野校区公民館取付道路の早期完了をめざすとともに、道路改良など計画的に道路整備を進めることにより、安全で快適な利便性の高いまちづくりに努めます。

(3) 橋梁の整備

橋梁の点検、橋梁長寿命化修繕計画に基づく整備による安全確保を随時行うとともに、端間自歩道橋の早期完成をめざします。

(4) 都市計画道路の見直し

計画区域の権利者が長期間にわたって権利制限を受けている問題を解決しながら、長期整備路線に位置づけられている路線については、見直し候補路線として検証や見直しを行います。また、都市機能の維持等を踏まえつつ、広域的な視点から都市計画道路を調査・研究します。

2. 公共交通の整備

(1) 鉄道輸送の充実

西日本鉄道に対しては、国道500号の交通円滑化等のため、小郡駅南側での折り返しの改善となる端間駅の活用を要望していきます。また、甘木鉄道に対しては、運行の安全確保と大原信号所付近への新駅設置などの施設整備を求めていきます。

(2) コミュニティバスの充実

高齢者及び障害者などの交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支えるため、コミュニティバスの運行内容を再検討し、日常の交通手段としての役割を十分果たせるよう利便性の向上に努めます。

3. 駅周辺の都市基盤の整備

端間駅周辺地区（西部）については、地区整備計画を策定し、駅前広場などの地区施設を整備します。

また、三国が丘駅西側については、簡保レクセンタ跡地の開発計画と連動しながら、駅前広場などの施設整備を推進します。

● 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
県事業による道路整備進捗率（事業費ベース、累積）	66.9%	99.0%
下町西福童16号線の事業進捗率（事業費ベース、累積）	80.2%	100%
2m以上の橋梁点検数	3橋/477橋	477橋/477橋
コミュニティバスの一日常たり平均利用人数	208人	235人

● みんなでとりくむまちづくり

- ①可能な限り、環境にやさしい公共交通機関を利用しましょう。
- ②コミュニティバスを積極的に利用し、利用者の声を届けましょう。



▲ 三国が丘駅ホームのエレベーター



▲ 新端間橋の開通

第3節 交通安全・防犯対策

前期計画の成果

交通安全については、道路環境の整備を随時行いながら、「交通安全県民運動街頭啓発」、「セーフティステーション」、「小郡市高齢者交通安全大会」の実施や、高齢者や子どもたちに対しての啓発活動を、小郡三井地区交通安全協会など関連団体と連携しながら実施しています。

防犯については、民間企業より青色回転灯付パトロールカーの寄贈を受けるなどの協力を受けながら、地域の防犯活動推進団体などと連携し、地域での見守り活動体制の強化を図っています。また、行政区で設置するLED防犯灯への補助率の引き上げを行った結果、平成24年度は274基、平成25年度は343基、平成26年度は411基と、申請件数が増加しており、防犯灯設置促進につながりました。

安全な消費生活確保については、啓発活動や相談体制の強化を図りました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
防災メール「まもるくん」の登録数	1,160人	1,907人	3,000人
歩道の設置などの交通安全に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	39.5%	51.8%	50.0%
犯罪の予防など治安の維持に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	45.3%	51.8%	50.0%

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市の市道延長は、平成27年3月現在で566.8km、内舗装済が489.1km（86%）、未舗装が77.7km（14%）あり、舗装改修は地域の要望に沿って行っています。道路側溝についても毎年改修を行っており、併せて歩道のバリアフリー化にも取り組んでいます。ガードレールやカーブミラーについても、年次的に設置しています。今後は歩道などのバリアフリー化や道路危険箇所の解消を進める必要があります。また、交通安全意識の向上のため、市民一人ひとりが交通マナーを守る教育が望まれます。

防犯対策については、平成18年度に制定した小郡市安全安心のまちづくり条例のもと、見守り活動などが行われています。平成22年度からは生活安全専門員を配置し、防犯体制の強化を図っています。今後、街路灯、防犯灯について年次的に整備を行うだけでなく、防犯カメラの設置や防犯灯のLED化などにより、さらなる防犯環境の整備を図る必要があります。防犯体制の強化のため地域の連携も重要な要素であるため、地域のコミュニティ力の向上を図る必要があります。

また、近年では悪質商法などによる消費者問題も深刻化しています。このようなトラブルから消費者を保護するために、消費生活の基礎知識の普及や早期段階での相談なども必要です。

基本目標

あらゆる機会を捉えた交通事故防止対策と市民との協働による防犯活動を行い、事故・事件の少ない安全・安心なまちを実現します。また、歩道等のバリアフリー化や道路危険箇所の整備を進め、日常生活を快適に送ることができるよう努めます。

■ 施策の体系



■ 主要施策

1. 交通安全対策

(1) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、関係機関と連携を図り、歩道の設置、道路の拡幅など地域からの要望を含め、緊急性、重要性に応じて道路の整備や舗装改修、側溝整備を計画的に行います。交通の安全のため、引き続きガードレールやカーブミラーについても整備を行います。

また、歩道の路面改修や段差の解消などのバリアフリー化に引き続き取り組みます。さらに、スムーズな排水など危険箇所の解消を計画的に推進します。

(2) 交通安全意識の高揚

市民の交通安全意識の啓発に努めます。特に高齢者の交通事故防止に努めるとともに、子どもの交通安全教育の強化を図ります。

(3) 交通災害救済対策の充実

交通事故当事者及び被害者の精神的な支えとなるよう、交通事故相談の充実を図ります。

2. 防犯対策

(1) 防犯体制の強化

青色回転灯付きパトロールカーを活用し、地域と連携した防犯活動の推進を行います。また、市民に対し地域の安全に関する情報を発信する防災メール「まもるくん」の登録を促進します。

(2) 防犯施設の整備・拡充

犯罪の予防や夜間通行の安全を確保するため、街路灯、防犯灯、防犯カメラなどの整備を推進します。また、省エネビジョンの観点から、防犯灯のLED化についても推進します。

3. 安全な消費生活の確保

さまざまな悪質商法や多重債務問題について、関係機関と連携し教育・啓発活動に努めます。また、消費者が気軽に相談できるよう、相談窓口業務の充実を図ります。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
防災メール「まもるくん」の登録数	1,907人	3,000人
交通安全・防犯対策に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	51.8%	56.5%

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①交通安全教室に積極的に参加し、知識や技術を習得しましょう。
- ②交通ルールを遵守し、無理な追い越しや自転車での無灯火運転などを避け、余裕を持った運転を心がけましょう。
- ③明るい服装や靴、自転車への夜光反射材の装着などにより、夜間や荒天時の事故防止に努めましょう。
- ④近所の人とのあいさつ、鍵かけなど自主的な防犯活動を心がけましょう。
- ⑤消費生活の基礎知識について関心を持ち、必要な場合は相談窓口にご相談しましょう。



▲ 交通安全県民運動



▲ 小郡市高齢者交通安全大会

第4節 消防・防災・国土の保全

前期計画の成果

常備消防に関しては、平成26年に「消防体制整備計画」の策定を行い、消防力の適正な配置による消防体制の在り方を定めました。消防団に関しても、装備品の充実強化を図るとともに、ポンプ車・格納庫の更新を行い、消防力の強化を図りました。

また、「小郡市地域防災計画」の見直しを行い、それに基づく避難行動要支援者^{*}・備蓄などに関する計画を策定するとともに、緊急速報メール、J-A-L-E-R-T自動起動装置、防災行政無線の導入・整備を行い、防災体制の充実強化を図りました。

平成26年度に市内全行政区に自主防災組織が設立されたことにより、各種団体や一般市民を対象とした消防・救急・防災に関する講習や訓練を通じた啓発を行い、地域防災力の強化を図りました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
住宅用火災警報器普及率（消防署調べ）	55.8%	75.3%	85.0%
消防団の定数に対する加入率	87.8%	90.2%	95.0%
消火栓の設置数	877基	886基	883基
防火水槽の箇所数	165箇所	286箇所	170箇所
自主防災組織数	—	61組織	4組織

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

平成21年4月1日、久留米市消防本部と福岡県南広域消防団組合消防本部が統合し、3市2町（久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）で構成される久留米広域消防本部が発足しました。

本市の消防体制は、常備消防として三井消防署があり、本署、三国出張所、三井出張所から構成されており、統合により増員が図られ合計で73人（平成27年4月1日現在）の署員が配置されています。また、非常備消防として小郡市消防団があり8個分団（内1分団2部制）で230人（平成27年4月1日現在）の団員が消防団活動を展開しています。しかし、消防団では定員数を満たしていないことと、団員の約60%がサラリーマンのため、特に日中火災での現場対応が危惧されます。

この他に三井・小郡地区防災協会に227事業所が加盟し、三井・小郡地区婦人防火クラブに446人、三井・小郡地区幼年消防クラブに803人が所属し、火災予防体制を構築しています。（数値はいずれも平成27年4月1日現在）

消防水利については、消火栓や防火水槽の計画的整備の結果、市内全域に対して消防水利が概ね整備されましたが、今後も消防水利の計画的な整備、管理体制の徹底を図ります。

救急・救助については、救命救急士による高規格救急車の配置が完了しており、また、AED（自動体外式除細動器）の公共施設（学校、校区公民館等）への設置が進められ、より多くの市民の救急講習会への参加が期待されます。

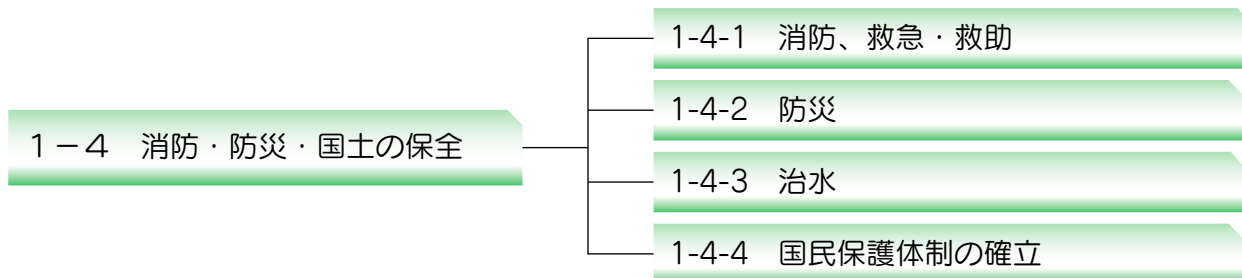
市内全行政区に自主防災組織が設立され、地域防災力の一層の強化が見込まれますが、今後の継続的な活動や活動内容の拡充が課題となります。

水防については、重要水防箇所等を中心に嵩高や強度不足部分の解消が課題です。

基本目標

地域で想定されるさまざまな災害に対し、予防体制と応急体制を整備します。また、安心して生活できるまちの実現に向け、市民との協働により地域ぐるみの消防救急体制を確立していきます。

施策の体系



主要施策

1. 消防、救急・救助

(1) 常備消防力の強化

消防体制整備計画に基づき、消防・救急体制の充実による「消防力の強化」を図り、さらなる広域消防体制の確立をめざします。

くわえて、市民に対するAED（自動体外式除細動器）の使用方法や、応急手当の知識・技術などの普及に努め救命率の向上を図ります。救急・救助資器材等の適正な配置と更新も、必要に応じて行います。

(2) 火災予防体制の確立

消防署、消防団と連携した広報活動や防火指導を通じて、防火思想の普及を図ります。また、火災による被害減少を図るため、住宅用火災警報器の設置を促進します。

(3) 消防団などの活性化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団への加入促進や事業所との連携を強化するとともに、消防団員の処遇改善や消防団の装備・施設の充実強化、組織体制の拡充を図ります。

また、消防力強化及び団員確保の観点から機能別分団制度^{*}の導入を検討します。

(4) 都市基盤の整備

的確に水利が確保できるよう、消火栓の設置並びに防火水槽の計画的な設置・管理を行います。

2. 防災

(1) 小郡市地域防災計画の見直し

災害対策基本法等関係法規との整合性を図りながら、社会環境の変化などを踏まえ、市の実態に即した地域防災計画となるよう見直しを随時行います。

(2) 防災体制の整備

行政区に設置された自主防災組織を中心に、校区防災部会と連携し、地域の防災体制の整備や災害図上訓練等に取り組み、地域の防災力の強化に努めます。消防団、消防署、警察署、自衛隊、周辺自治体など防災関係機関との連携を強化し、地域や学校と一体となった防災体制の構築を図ります。

また、高齢者や障害者など避難行動要支援者^{*}の支援体制づくりや自主防災組織の核となる地域リーダーの育成に取り組みます。

(3) 学校防災マニュアルの充実

自然災害から児童生徒の命を守り、被害を最小限に抑えるため、学校における災害発生時の対応等について定めた学校防災マニュアルの充実を図ります。また、マニュアルを家庭や地域、関係機関等と共有し、防災体制の確立を図ります。

(4) 備蓄体制の整備

平成24年度に策定した小郡市備蓄計画に基づき、食料・避難所資機材などの行政備蓄を行います。また、災害時の備蓄体制を整備するため、家庭内備蓄に関する周知・啓発を図ります。

3. 治水

筑後川河川事務所及び久留米県土整備事務

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
住宅用火災警報器普及率(消防署調べ)	75.3%	100%
消防団の定数に対する加入率	90.2%	100%

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①消防団活動に積極的に協力しましょう。
- ②応急手当や救急救命法の知識・技術を習得しましょう。
- ③行政や職場、地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ④日頃から、高齢者や障害者をはじめとした近隣の方とコミュニケーションをとり、災害時の連絡・避難・救助活動につなげましょう。
- ⑤火災警報器の設置や、地震などに対する家具の固定など、住宅の火災や災害予防対策に努めましょう。
- ⑥災害に備えて、家庭内備蓄に取り組みましょう。

所と連携を取りながら、特に重要水防箇所等に指定されている、宝満川端間橋付近の堤防嵩高不足及び断面不足の解消、並びに築堤事業を促進します。

また、市営河川の整備についても推進していきます。

4. 国民保護体制の確立

武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした「小郡市国民保護計画」に基づいた実施体制の整備を図ります。また、法改正などに応じて、「小郡市国民保護計画」を適宜見直します。

J-ALERTと同報系防災行政無線を連携させることにより、情報伝達手段の多様化、情報伝達の迅速化を図ります。

第5節 情報通信基盤

前期計画の成果

市内の地域団体により設立された情報化推進団体であるNPO法人地域インターネットフォーラムの活動支援として、フォーラムの運営する市民ポータルサイトに市からのお知らせコーナーを設置し、情報提供を行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
電子申請等のサービス提供件数 (システム化されたもの)	1件	2件	10件

現状と課題

情報通信技術（ICT）の進展は著しく、社会のあらゆる分野で必要とされ、情報の共有化や通信手段の多様化が進む一方で、適切な利活用が求められています。

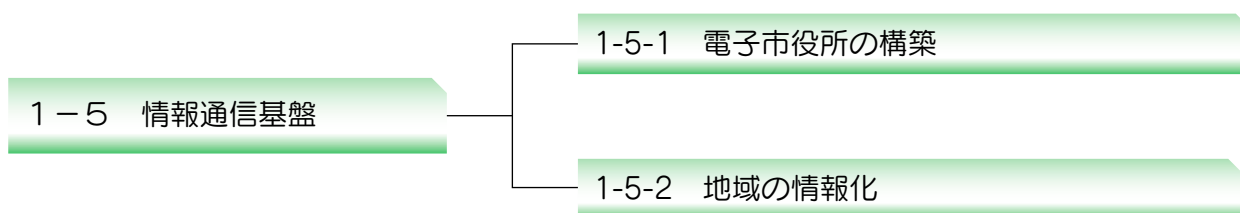
国が推進する電子市役所の構築は、本県においては「ふくおか電子自治体共同運営協議会」を設置し、県内の自治体が加入し、県と協力しシステムの共同利用化の検討を進めることで行われてきました。しかし、この県内の多くの自治体が利用する共同利用形態にも課題は多く、近年には様々な共同利用形態が研究され、環境整備から環境利用へと変化してきており、活用方法や調達手法を含め電子自治体には市民ニーズを反映した行政サービスの提供及び行政事務の効率化などに最適な環境を整えることが求められています。また、平成27年度からマイナンバー制度が開始されており、遅滞ない導入も求められています。

一方で、経済分野では早い時期から同様の技術進展、サービスの充実が図られ、積極的に活用されており、本市においても経済活動のみならず地域コミュニティ、福祉、医療などの分野において積極的な活用による活性化が求められています。

基本目標

誰もが自分に必要な情報を、必要な時に入手・活用できる環境を整え、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげていきます。

施策の体系



主要施策

1. 電子市役所の構築

(1) 庁内の電子化

庁内情報の電子化や、市民の申請や申込みの電子化などに必要な、関連システムの調達を図ります。

(2) マイナンバー制度への対応

マイナンバー制度導入に伴い平成28年1月から交付される個人番号カードを活用し、公的サービス等のカード類の一体化や、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアなどでの各種証明書交付などのサービスを検討していきます。

(3) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティについては、現在、小郡市情報セキュリティポリシーに基づき取り組んでいますが、マイナンバー制度導入に伴い、国や地方自治体との情報連携が開始されることから、今後、情報セキュリティポリシー、本市システムネットワーク等を見直し、情報セキュリティ向上を図ります。

2. 地域の情報化

NPO法人地域インターネットフォーラムの活動支援を行うとともに、サイト活性化に向けて検討を行っていきます。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
電子申請等のサービス提供件数 (システム化されたもの)	2件	10件
個人番号(マイナンバー)カード有効枚数 同 普及率	—	25,000件 40%

みんなでとりくむまちづくり

- ①インターネットの活用などにより、積極的に地域の情報を発信・受信し、市のイメージアップと地域産業の活性化につなげましょう。
- ②事業所内の情報化や業界間・異業種間での情報のデータベース化、ネットワーク化を進め、技術力の向上やコストダウン、市場開拓、新規事業分野への参入なども検討しましょう。
- ③様々な機会を活用して、情報機器の習熟に努めましょう。

第2章

豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり

第1節 農業

前期計画の成果

平成25年10月に「小郡市食料・農業・農村基本条例」を制定し、本市の農業の基本理念を定め、その理念に基づき、平成27年3月に「小郡市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、行政、市民、関係団体・機関の協働のもと基本計画を具現化し、本市の農業振興を推進していきます。

「食料」については、講演会やイベントを開催し、地元農産物のPRに努めるとともに地産地消の促進を図りました。また、小学校3校の自校式給食と給食センターでまかなう小・中学校10校の給食において、より多くの地元農産物の使用が図れるよう、小郡市食と農推進協議会において協議を進めています。

「農業」については、競争力の向上を図るために、高性能農業機械の導入や施設整備の支援を行いました。また、担い手の確保に向けた取組みとして、集落営農組織^{*}の法人化に取り組み、平成24年度に2組織が法人化されました。認定農業者^{*}数は124経営体（平成27年3月末現在）にまで増加しています。

「農村」については、軽トラ市、生産現場の視察等のイベントを支援し、消費者と生産者との交流推進を図りました。また、市民農園は高い利用率で運営されており、市民の農業・農村への関心を高める役割を果たしています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
集落営農組織の法人化数	1法人	3法人	5法人
認定農業者数	116人	124人	125人
農地利用権設定率	36.9%	43.4%	40.0%
農地の流動化による集積面積	794ha	939ha	824ha
エコファーマの認定農家数、福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証農家数、JAS法による有機農産物認証農家数	63戸	31戸	70戸
ほ場整備事業区域内の舗装率	90.0%	90.0%	92.0%

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の高齢化と後継者不足は大きな問題となっています。また、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷などによる農業経営の不安定化、くわえてTPP（環太平洋経済連携協定）^{*}などで論点となっているように農産物輸入の自由化圧力など、厳しい状況に置かれています。

このような中、本市の農業は、平坦で肥沃な土地、温暖な気候、豊富な農業用水などに恵まれ、米、麦、大豆などの普通作を中心に野菜や花き、花木、畜産などの複合経営が大部分を占めています。

本市では農業の活性化と担い手の確保に向けて、農地の集約化と認定農業者、集落営農組織の育成や法人化支援に取り組んできました。将来にわたり良質な食料の安定供給と農業が持つ多面的機能が維持

されていくためには、意欲ある担い手の育成・確保が課題となります。

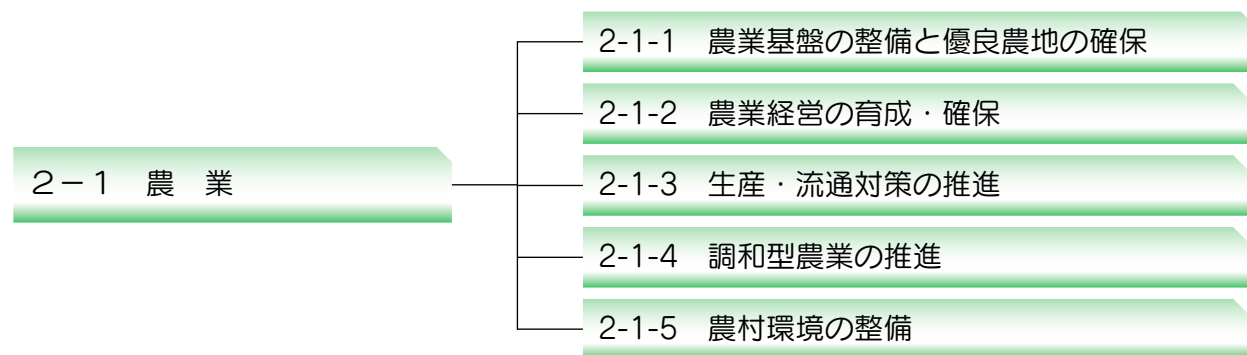
ほ場整備は、水田農業モデルほ場整備促進事業によりほぼ完了していますが、今後は農業水利施設の適切な整備が必要です。

また、消費者の食の安全に配慮した自然循環型農業の展開や農地の保全、施設園芸の推進、安定的な所得の確保、地産地消や食育など、様々な課題への取組みが求められています。

基本目標

農業の持続的発展のため、土地利用との調整を図りながら農地の集約化を進めていきます。また、安定的な農業経営を行える条件を整備し、担い手を育成するとともに、食の安全に配慮した自然循環型の農業をめざします。

施策の体系



主要施策

1. 農業基盤の整備と優良農地の確保

農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池などの整備・更新を図ります。

そのために、農業用施設を計画的に更新し、施設の有効活用や長寿命化を推進していきます。

また、農地法の遵守、農業振興地域整備計画の適正な管理により、一定のまとまりのある優良農地を確保します。

2. 農業経営の育成・確保

(1) 集落営農組織^{*}の育成・強化

地域農業の持続的な発展をめざし、土地利用型農業における、集落営農組織の育成・再編を促進します。そのために営農組織間の情報交換や農地の利用集積等の協議・情報共有を進め、人材育成、農作業の共同化などの組織運営について関係機関・団体と連携して支援を行います。

また、国、県、市などの補助事業や資金制度の活用を促進し、農業機械の導入や農業施設な

どの整備を行い、農作業の効率化に取り組み、収益性の高い農業経営の確立と競争力のある産地の育成を推進します。

(2) 中核農家の育成

地域の農業を担う中核的な農業者を育成するために、経営意欲のある農業者を、認定農業者^{*}と位置付け、積極的な支援を行っていきます。そのために、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」の展開を図り、担い手の確保を行っていきます。

また、認定農業者、集落営農組織、青年、高齢者など、様々な担い手に対し、関係機関・団体との連携により、講習会や研修会を開催し、経営資質の向上を図ります。

くわえて、女性農業者に対しては、起業支援するとともに、講習会や研修会をとおした女性同士のネットワークの形成を図り、女性の視点や発想を活かした農業経営の発展を図ります。

(3) 農業後継者の育成

新規就農者や就農希望者等に対して情報発信しながら、国・県の就農支援制度の活用や、関係機関・団体との連携により、求める情報や基礎知識を提供する相談窓口の充実を図ります。

また、本市の農業の将来を担う、後継者などの若年農業者の団体への活動支援を行います。

(4) 農地の流動化

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地売買事業及び利用権設定を進めるとともに農地中間管理事業を活用して、農地の流動化及び集積化を促すことにより、中核農家や集落営農組織^{*}の規模拡大と生産コストの低減を図り、魅力ある農業経営を促進します。

また、農業委員会による農地パトロールにより、耕作放棄地の実態を把握し、改善指導を行うことで、耕作放棄地の減少に努めるとともに、耕作放棄地を未然に防止するため、農地中間管理事業の活用により、農地の有効活用及び維持管理の促進を図ります。

3. 生産・流通対策の推進

(1) 複合経営の展開

経営基盤の安定のため、単品に偏らない生産を進め、収益性の高い複合経営を促します。

生産の安定化、高品質化など栽培技術の改善を図り、分業化、高能率機械の導入などにより省力化を進めるとともに、JAみい園芸流通センターの機能を最大限に活用しながら、低コストで消費者ニーズにそった商品性の高い農産品づくりを促し、農家所得の安定確保を図ります。

また、農業・農村が持つ資源に新たな付加価値をもたらすために、ブランド化や農商工連携、6次産業^{*}化の推進をめざし、農業者と関係団体等とのネットワークを構築し連携を図ります。

(2) 地産地消及び食育の推進

安全で安心できる農産物の流通を促進するため、新鮮で安全・安心な小郡産であることを示す取組みについて、関係団体・機関などと検討を行います。

また子ども世代に向けて、学校給食への地元産農産物の生産及び供給の充実を図るとともに、農作業現場での体験や調理実習での地元産農産物の使用などにより、食と農の体験を通じた食育を推進します。

地産地消に向けた拠点として、市内に2か所ある直売所の充実の検討と、地産地消にとどまらない都市交流や地域振興の拠点となる直売所などの設置に向け、関係団体・機関などと協議を行っていきます。また、地元産農産物を積極的に使用する飲食店を支援する制度を検討します。

4. 調和型農業の推進

(1) 自然との調和の推進

自然環境の保全と環境負荷軽減をめざし、環境に配慮した農業生産を推進します。そのために、環境保全型農業直接支援対策に取り組むとともに、エコファーマー認定制度や有機JAS認証制度、ふくおかエコ農産物認証制度の促進に努めます。

また、JAみいの土づくりセンター（堆肥センター）を活用し、家畜排せつ物に関する畜産環境問題について解決を図るとともに、生産される堆肥を重要な土づくりの資源として供給する取組みを支援します。くわえて、耕種農家と畜産農家との連携による自然の循環機能を活用した農業を推進します。

(2) 市民との交流の推進

農業・農村の持つ多面的機能について、収穫情報、地域の祭り、伝統行事などを通じて情報発信を行います。

また、市民農園の利用を促進するとともに、関係機関・団体と連携して栽培講習会などを開催し、市民が農業と触れ合う機会を設けます。

5. 農村環境の整備

(1) 小郡市農村環境計画の推進

農村環境計画に基づき、農業用施設や農村環境等の整備については、自然環境への配慮を行いながら進めます。

また、農業・農村の持つ多面的機能の発揮の

ため、多面的機能支払交付金事業を活用し、各地域における農地や農業用水利施設の維持保全の取組みを支援します。

(2) 田園景観などを活かした地域振興

貴重な地域資源である田園景観について、マップなどを作成するとともに、観光散策ルートの普及とあわせて、地域振興へつなげるための情報発信に努めます。

❑ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
県営両筑平野かんがい排水二期事業の進捗率	0.7%	25.6%
集落営農組織*の法人化数	3 法人	5 法人
認定農業者*数	124 経営体	128 経営体
農地利用権設定率	43.4%	49.2%
農地の流動化による集積面積	939ha	1,059ha
市内小中学校給食への地元農産物の使用率(学校給食自給率)	14.4%	30.0%
環境保全型農業直接支援対策による取り組み面積	0ha	70ha
多面的機能支払交付金事業(農地維持支払交付金事業)に取り組む組織数	27 組織	28 組織

❑ みんなでとりくむまちづくり

- ①新規就農者の受入れ体制づくりに努めましょう。
- ②営農体制を強化し、生産効率を高めましょう。
- ③農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめるとともに、農業用廃棄物の適正な処理を行いましょう。また、糞尿の適切な処理と土づくりへの活用を図りましょう。
- ④家族経営協定の締結に努めましょう。
- ⑤多様な農畜産物加工や直売の取組みを推進しましょう。
- ⑥農業体験機会などに積極的に参加し、農業の大切さを理解しましょう。
- ⑦地元産農産物の消費に努めましょう。

第2節 商業

前期計画の成果

平成25年にイオン小郡ショッピングセンターが開店しました。同年、小郡市における商工業の活性化に向けて、市や関係団体が連携して協議検討し、施策の方針の決定及びその実施に向けた協議・調整を行うため、小郡市商業活性化協議会が設置されました。

その他に、本市の中小企業資金融資制度の拡充や、商工会の実施する地域商品券の発行額の増額及びまちの元気再発見推進事業「ミ・シ・ラ・ン小郡」やがんばろう会事業の支援を行い、市内商業の活性化に努めました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
商店共同組織の形成数	—	1団体	1団体
大規模商業施設の立地数（開店数）	—	1社	1社

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市の商業環境は、大保地区に大規模商業施設・イオン小郡ショッピングセンターがある他、西鉄天神大牟田線各駅周辺には、既存の地域密着型商業地が形成されていますが、近年既存商店の賑わいが薄れてきています。また、商業協同組織はなく、平成25年に「飲食店組合」が設立されました。

年間商品販売額は増加傾向にありますが、個人や中小・零細事業所については、後継者不足や高齢化などにより店舗数は減少しています。

今後は、各地域において商業者の創意工夫及び消費者ニーズに対応した取組みが必要となってきます。

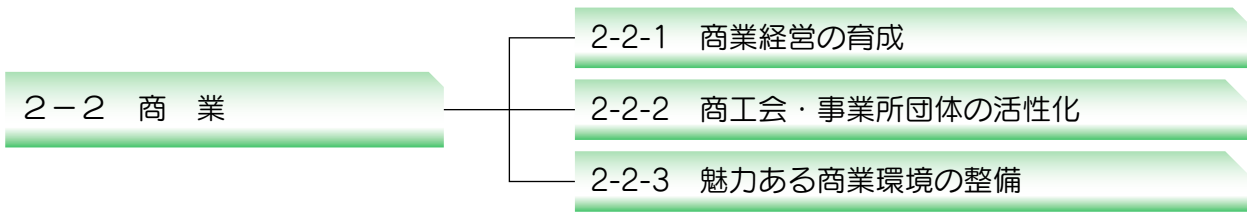
本市としては、個店の魅力アップ施策及び後継者などの人材育成を行いながら、新たな創業創出者を生み出すため、創業支援等の取組みを行うことが課題となります。

また近年、買い物弱者となる高齢者の買い物しやすい環境づくりなども大きな課題のひとつとなっています。

基本目標

活力と魅力にあふれた商業環境の育成のため、商工会を中心とした活性化策に取り組み、商店経営者への指導、後継者の育成を行うとともに、新たな活力となる創業創出の支援を行いながら、更なる商業活性化をめざします。

施策の体系



④ 主要施策

1. 商業経営の育成

研修会や講習会の充実を図り、時代のニーズに対応できる経営者の育成を図ります。さらに、中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資制度の拡充に努めます。

また、本市の活力に繋がる創業創出者を生み出すため、創業支援事業に取り組みます。

2. 商工会・事業所団体の活性化

商工会や事業所団体の組織活動への支援を通して、商工業の活性化を図ります。さらに、商工会や事業所団体の支援体制の強化に努め、経営者の育成を支援します。

3. 魅力ある商業環境の整備

平成25年11月にイオン小郡ショッピングセンターが誘致され、市内の購買力は上昇しているため、今後は、各地域において地域性のある商業活性化の取り組みを行います。

また、各地域の空き店舗対策等の支援を行い、商業環境の整備に努めます。

④ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
商店共同組織の形成数	1団体	2団体

④ みんなでとりくむまちづくり

①積極的に市内の商店で買物をしましょう。

②顧客のニーズに対応した魅力ある個店及び商店街づくりに努めましょう。

第3節 工業

前期計画の成果

干潟地区において実施している干潟地区第2工業団地整備事業において、平成27年3月に農村地域工業等導入実施計画変更、農業振興地域整備計画変更、地区計画[※]策定に関する手続きが終了し、造成工事着手に向けた準備が計画どおりに進行了しました。

民間開発における企業進出の問合せに対し、企業誘致促進のための庁内検討会議を開催し、開発における課題等の提供を行いました。

本市が交通利便性など企業立地に優れた地域であることをPRするパンフレットを作成しました。

また、グランドクロス企業誘致部会[※]（小郡市、久留米市、鳥栖市、基山町の3市1町と福岡市による部会）において、東京で開催された国際物流総合展2014へ出展するなど企業誘致活動を行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
工業団地整備面積	—	0ha	5ha
企業誘致面積	1.4ha	0ha	5ha
誘致企業の企業連絡会会員数	12社	12社	15社

現状と課題

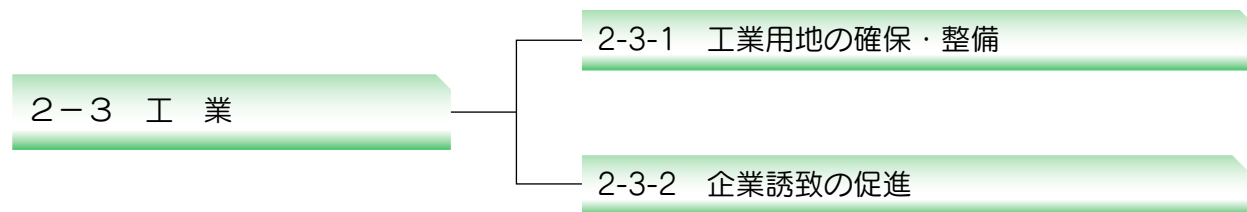
本市は、筑後小郡インターチェンジや隣接する鳥栖ジャンクションにより、交通利便性の優れた地域です。このような工業適地に企業を誘致し、雇用の創出及び地域の活性化へとつなげたいのですが、現在の土地利用状況は、大部分が農業振興地域であり、法規制が大変厳しく、事業展開・拡大を希望する企業の開発ニーズに応えることができていません。立地を希望する企業の受け皿として、市による工業用地の確保及び適地への民間開発の誘導が必要となっています。

また、起業家支援や新分野参入などの企業育成や経営高度化、安定化及び施設・設備の改善などの企業支援施策については、市独自の支援施策がないため県の支援メニューを紹介しています。今後は、企業ニーズに適切に対応できる市独自の支援メニューを整備する必要があります。

基本目標

新たな工業用地の需要に対応するため、市による工業用地の確保及び適地への民間開発の誘導に努めます。また、地域企業の体質強化を支援し、地域産業の活性化を図ります。

● 施策の体系



● 主要施策

1. 工業用地の確保・整備

新規雇用が見込める企業立地や事業拡大などの需要に応えるため、筑後小郡インターチェンジ周辺及び鳥栖ジャンクション周辺をはじめとする工業誘導地区での工業用地の確保に努めます。干潟地区第2工業団地の造成をはじめとする市による工業用地の確保並びに、企業誘致促進のための庁内検討会議により工業適地を想定し、民間開発の誘導に努めます。

2. 企業誘致の促進

企業立地セミナーの開催や自治体間連携によるパンフレット作成などのPR活動を通じ、企業誘致に努めます。また、企業のニーズに合った優遇制度への見直しを検討し、企業が進出しやすい環境づくりに努めます。

● 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
工業団地整備面積	0ha	7ha
企業誘致面積	0ha	8ha

● みんなでとりくむまちづくり

- ①事業者は各種制度を最大限活用し、設備の近代化や情報化対策、環境対策、人材育成を進めましょう。
- ②長年培った知識や経験・技術を活かして、地域産業の発展に協力しましょう。

第4節 観光

前期計画の成果

イオン小郡ショッピングセンター内に「おごおり情報プラザ」を開設し、本市の観光情報発信の充実に取り組んでいます。また、七夕神社とその周辺地域が「恋人の聖地^{*}」として認定され、本市の観光事業展開の可能性を持つ重要な資源となりました。

くわえて、市内外に向け、平成23年度及び平成26年度に観光パンフレットを作成し、平成26年度に観光ルートを策定して市ホームページに公開しており、今後、本市への来訪者に周知を行うことで、産業効果が期待されます。その他にも、一般社団法人小郡市観光協会主催の「おごおり物産展」（平成23年度～平成25年度）、「オータムフェスタ」（平成26年度、平成27年度）への支援を行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
観光入込調査人数	626,000人/年	455,000人/年	650,000人/年

現状と課題

本市は、小郡官衙遺跡、将軍藤、松崎宿、七夕神社などをはじめとした歴史的史跡、城山公園、小郡運動公園、図書館、文化会館、野田宇太郎文学資料館などの文化・レクリエーション施設など、多くの観光資源がありますが、市民の認識は十分とはいえません。

平成27年度に小郡市観光協会を一般社団法人化しており、今後、市との連携を推進していく必要があります。

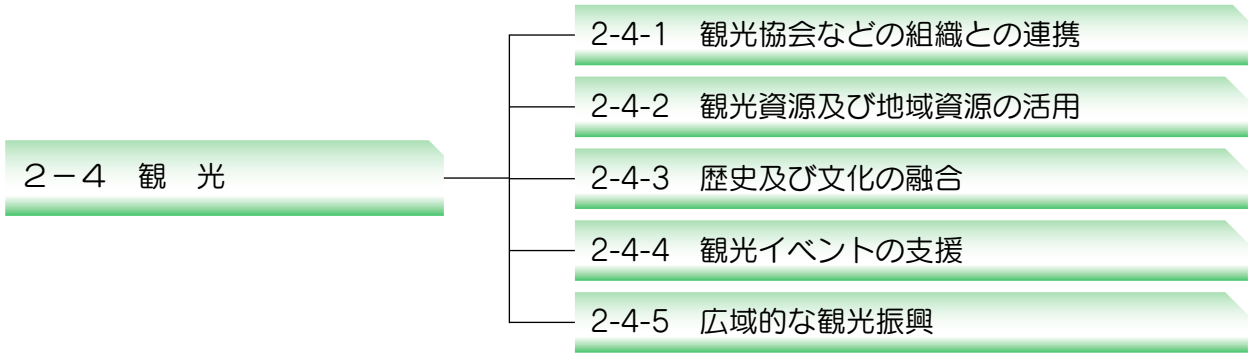
広域的な観光の取組みとしては、筑後地区観光協議会やグランドクロス広域連携協議会などと連携し、広域的なモニターツアーや共同パンフレットの作成を行っています。

今後は、市内外への観光資源の周知と商業イベントと連動した観光施策の展開、地域資源間の連携及び近隣地区を含めた観光客の誘致などが課題となっています。

基本目標

観光を産業振興及び地域活性化の手段としてとらえ、本市の観光資源及び地域資源の更なる活用を行うとともに、観光の柱のひとつとなる「恋人の聖地」の展開をはかりながら、観光客の増加や他の産業への効果の波及により、にぎわいのあるまちをめざします。

施策の体系



■ 主要施策

1. 観光協会などの組織との連携

一般社団法人小郡市観光協会や商工会との連携を図り、より一層の観光事業の推進による地域経済の活性化に努めます。

2. 観光資源及び地域資源の活用

平成26年度に策定した観光ルートを活用した事業を実施します。また、市民及び市外の方へ本市の観光資源及び地域資源の周知及び案内標識の充実を図り、来訪の促進を行います。さらに、本市の様々な観光情報が広く周知できるよう、おごおり情報プラザのさらなる活用を検討します。

3. 歴史及び文化の融合

本市の歴史・文化となる各地に伝わる伝統的な芸能、行事の継承を行う各種団体と連携を行いながら、新たな観光資源としての活用を図ります。

4. 観光イベントの支援

観光地としてのソフト面の充実を図るため、市内で開催されている観光イベントを支援します。また、魅力ある小郡市を形成し観光客を誘致するために、年間を通じた観光イベントの創出を図ります。さらに、観光パンフレット、マスメディアなどによるPR活動を積極的に進めます。

5. 広域的な観光振興

筑後地区観光協議会をはじめ、周辺自治体と連携したツアーやキャンペーン活動の積極的な取り組みなど、多角的な振興策を進めます。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
観光入込調査人数	455,000人/年	600,000人/年

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①観光のまちづくりについて、アイデアを積極的に提案し、実行しましょう。
- ②観光客と市民が、ともに楽しめるイベントづくりに努めましょう。
- ③訪れる人が小郡市での観光を楽しめるよう、清掃活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりに努めましょう。

第5節 雇用と労働

前期計画の成果

起業支援型地域雇用創造事業を活用し、雇用・就業機会の創出に努めました。

また、平成25年に開店したイオン小郡ショッピングセンターに代表される企業誘致や、新たな企業進出の受け皿として、干潟地区第2工業団地整備事業に取り組み、企業を呼び込むことでの雇用・就業機会の創出にも努めました。

ふるさとハローワーク^{*}や、就職支援セミナー開催などにより、マッチング機会のより多くの確保にも努めています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
市内事業所における従業者総数	15,042人 (平成18年度)	14,537人	16,000人

現状と課題

本市の雇用確保については、市中心部のイオン小郡ショッピングセンターと、交通利便性に優れた市東部地域の干潟・上岩田工業団地と、今後造成される干潟地区第2工業団地など、一定の新規雇用が図られています。今後も、工業用地の確保、民間開発の誘導などにより企業誘致を推進し雇用を拡大していく必要があります。

就業対策については、これまで「ふるさとハローワーク」を国と共同設置したほか、求職者向けのパソコン講座や県との共催で就職促進セミナーなどを開催し、就職機会の創出に努めてきました。

契約・派遣社員やパート・アルバイトの増加など従来からの雇用形態が大きく変化していく中、関係機関との連携によるさらなる就業支援の取組みが求められています。

また、新たな雇用創出として、創業者の支援等を行いながら、雇用の拡大を行っていくことも課題のひとつとなっています。

基本目標

企業誘致を推進し、新たな雇用の場の創出に努めます。また、誰もが安心して働くための総合的な支援に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 企業誘致による雇用の拡大

新たな雇用を創出するため、工業用地の確保や民間開発の誘導などを行い、企業誘致の推進を行っていきます。

また、さらなる雇用拡大を図るため、既存の企業においても支援を行っていきます。

2. 雇用対策

関係機関とのさらなる連携強化を図り、求職に役立つ講座の実施や県との共催による就職促進セミナーを開催し、総合的な雇用対策を進めます。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
市内事業所における従業者総数	14,537人	16,000人

みんなでとりくむまちづくり

- ①就職に必要な知識や技術などを、職業訓練等を通じて習得しましょう。
- ②事業者は適正な就労条件の確保と、就労環境の充実に努めましょう。
- ③雇用の創出に結びつけられるよう、消費をできるだけ市内で行うようにしましょう。



▲ 小郡市ふるさとハローワーク



小郡市ふるさとハローワーク ▶

第3章

ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり

第1節 環境衛生対策・環境保全

前期計画の成果

本市のごみのリサイクル率は、全国的に見ても高水準にあります。「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」によれば、平成20年度～平成24年度において、本市のごみのリサイクル率は福岡県下でほぼ毎年2位、全国でも上位に位置しています。回収体制においても、資源ごみについては戸別回収を行うなど、充実した体制をとっています。また、福童に毎週日曜に資源ごみの受け入れを行うリサイクルステーションが開設されています。

新エネルギー利用については、平成26年度に市庁舎、あすてらす、生涯学習センターに防災型太陽光発電システムを設置し、公共施設における新エネルギーの活用を図りました。また、市民に向けても、太陽光発電システム設置補助を行っており、行政・市民がともに新エネルギー導入を進める体制づくりに努めました。

また、その他環境・衛生面の成果として、河北苑の火葬炉の改修完了、大気汚染に対する対応マニュアルの策定などがあります。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
一般廃棄物の排出量 (市民1人・1日当たり)	838g/人・日	887g/人・日	813g/人・日
資源ごみ(直接資源化)の年間回収量	3,893 t	3,414t	4,150t
火葬炉の改修	0基	5基	5基
宝満川の水質基準(B類型・生物B類型): BOD 3mg/L以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下
地球温暖化対策実行計画の策定	未策定	未策定	策定済み
環境基本計画の策定	未策定	未策定	策定済み

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市のごみ分別は、現在15品目です。家庭系ごみの収集運搬は委託業務で行っており、事業系ごみは許可業者が収集しています。家庭系ごみは、市内を13ブロックに分け、燃えるごみは週2回、不燃ごみ・ビン・粗大ごみ、及び資源ごみのうち紙類と古布、ペットボトルは月1回の戸別(ルート)収集方式となっています。

平成21年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は838gでしたが、平成26年度には887gと、県下でも低水準ではありますが5%の増加がみられます。

回収されたごみは、平成20年度に稼動を始めた筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の「クリーンヒル宝満」で溶融していますが、スチールやアルミ、ビン、ペットボトルなどは選別して資源化しています。

ごみの減量化については、ごみ減量リサイクルアドバイザー8名(校区につき1名)を委嘱し、小・中

学校や行政区で講演などを行うとともに、広報紙や市のホームページで家庭ごみの排出抑制を訴えています。また、公用地雑草と家庭剪定枝は堆肥化とチップ化を行い資源化に努めていますが、平成20年度以降はリサイクル率が減少傾向にあります。

し尿については、公共下水道の普及率が平成26年度91.6%となっており着実に処理体制の転換が進んでいます。し尿汲み取りは許可区域内のし尿収集運搬許可業者が行っています。

今後は、燃えるごみ・不燃ごみに混入している資源ごみのさらなる分別や事業系ごみの減量に向けた啓発も求められています。さらに、し尿については、公共下水道への速やかな転換を図るため、市民への周知が必要です。

市民の環境に対する意識の高まりもあり、ライオンズクラブが主催する宝満川一斉清掃には多くの市民が参加し、市民主体の環境美化運動が定着してきており、市民と行政の一体的な環境美化運動が展開されています。

河川など公共用水域における水質については、下水道の整備等により概ね良好に推移していますが、汚濁の主要因である生活排水による汚濁負荷量^{*}の削減については下水道の整備と合わせ浄化槽の普及促進に取り組んでいます。今日の環境問題は、家庭や事業所からの排水による河川の汚れ、自動車の排気ガスやごみなどの地域的な問題から、地球温暖化問題など地球規模での問題まで多岐にわたっています。環境問題の解決については、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに変えていくことが重要です。

また、ペットの飼育マナー向上や狂犬病予防注射の促進を行うことで、快適な生活環境の確保を図ることも重要です。

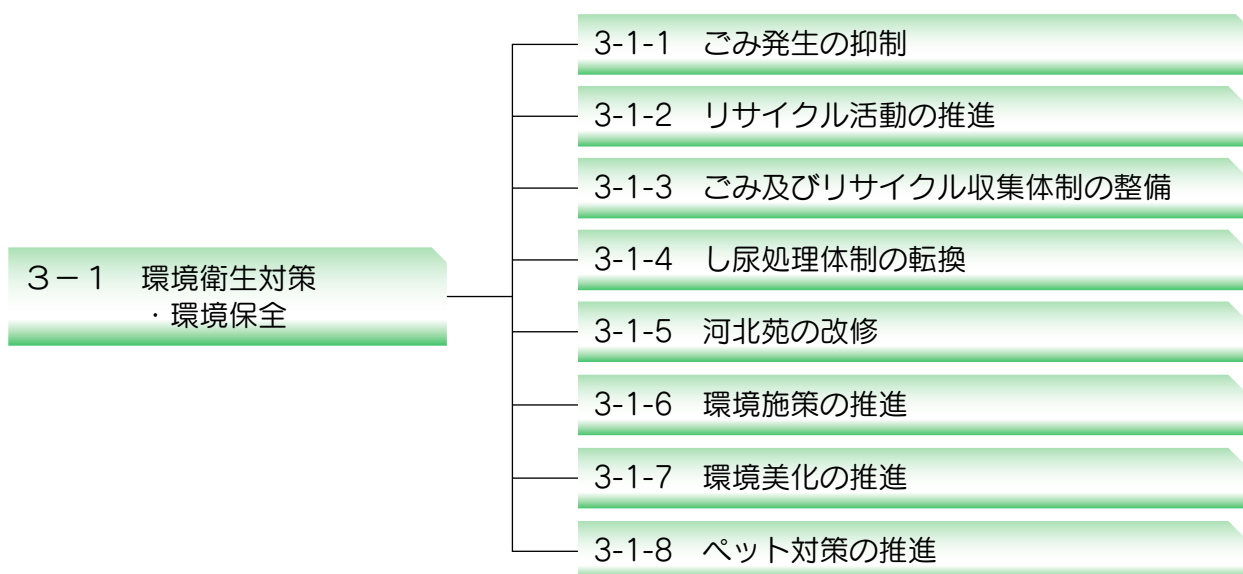
基本目標

環境に負担をかけない資源循環型の都市の実現のため、行政・市民・事業者が一体となった、3R(リデュース、リユース、リサイクル)^{*}の取組みを推進します。水洗化は、公共下水道の普及に比例した転換を図っていきます。

また、受け継がれてきた美しい自然環境を守るため、市民・事業所・行政が協働で保全を行います。

注) 15品目：燃えるごみ、ビン、不燃ごみ、粗大ごみ、アルミ缶、スチール缶、紙パック、新聞・チラシ、段ボール、雑紙、古布、トレー、ペットボトル、剪定枝、有害ごみ(乾電池)。

施策の体系



主要施策

1. ごみ発生の抑制

生産や流通、消費の段階で事業者と市民の協力を得ながら、ごみを出さない環境づくりを推進し、ごみの総量抑制に取り組みます。また、ごみ減量リサイクルアドバイザーによる広報・講演等の啓発活動を行い、市民の各層に対するごみ分別の意識向上に努め、減量化を推進します。

また、新たにリサイクル可能な品目について調査・研究します。

2. リサイクル活動の推進

可燃・不燃ごみの更なる分別により、資源ごみとしての回収率の向上を図るとともに、資源ごみ売上還元金及びリサイクル協力団体奨励金によるリサイクル活動への支援や生ごみ処理容器・機器の購入費助成措置、資源再生品の使用運動等を行いながら、継続的なリサイクル活動を推進します。

3. ごみ及びリサイクル収集体制の整備

ごみ処理施設の処理方法に対応した分別・収集方法を継続して行うとともに、効率的かつすべての市民がより利用しやすい収集体制をめざします。

4. し尿処理体制の転換

公共下水道事業の供用区域拡大とともに、し尿汲み取りや合併浄化槽方式から公共下水道への転換が速やかに行われるように周知を図ります。

5. 河北苑の改修

河北苑の空調設備や屋根（防水施工）を年次的に改修し、安定した火葬業務の推進を図ります。

6. 環境施策の推進

水質などの環境検査の実施により現状把握を行い、必要に応じて対策を講じます。

地球温暖化防止対策として、市民と連携してエコ行動を推進することにより、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組みます。

7. 環境美化の推進

不法投棄については小郡市不法投棄対策協議会、小郡警察署などと連携して、対策を推進していきます。また、宝満川などの河川環境美化事業については、久留米県土整備事務所などと協力・連携のもと、推進します。空き地などにおける雑草問題については、所有者などによる適正な管理をめざします。

8. ペット対策の推進

動物の適正飼育による危害発生の防止に努め、動物愛護思想の普及を図ります。また、動物ふん害防止の啓発とモラルの向上など、飼い犬等の飼育マナー向上により快適な生活環境の確保を図ります。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
一般廃棄物の排出量 （市民1人・1日当たり）	887 g / 人・日	830 g / 人・日
資源ごみ（直接資源化）の年間回収量	3,414 t	3,514 t
宝満川の環境基準（B類型・生物B類型） ：BOD 3mg / L以下	基準値以下	基準値以下
第3次エコ・オフィスおごおり（率先行動計画）の策定	—	策定済み

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①家具や家電などは長期使用を心がけ、ごみの減量化に努めるとともに、法に基づく適正な処分を行いましょう。
- ②使い捨て容器の使用や過剰包装を減らし、ごみの出ない取組みを実践しましょう。
- ③紙類や空き缶の分別排出により、資源へのリサイクルを向上させましょう。
- ④不法投棄をさせない地域環境保持のために、地域の美化清掃活動に参加しましょう。
- ⑤外来種の流入防止に努めるとともに、自然共生活動や環境美化運動などに積極的に参加・協力しましょう。
- ⑥排水や廃棄物の適切な処理に努めましょう。
- ⑦飼い犬等の飼育マナーの向上に努めましょう。
- ⑧空き地等における雑草の除去に努めましょう。
- ⑨地球温暖化対策のために、省エネ行動などできることから取り組みましょう。



▲ 緑のカーテン講習会の様子



▲ 環境美化の日一斉清掃

第2節 上水道

前期計画の成果

平成25年4月に大山ダムが完成し、運用が開始され、安定的な水の供給体制が整備されました。また、市民の要望に対し、随時、配水管敷設工事を行ってきました。御原団地、みくに野東団地内の老朽管更新など、漏水防止にも随時対策を行ってきました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
上水道の普及率	80.9%	82.0%	81.2%
上水道の有収率*	90.7%	92.8%	92.0%

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市の上水道は、小郡市・久留米市・大刀洗町で運営する三井水道企業団が、山神水道企業団と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しています。配水能力25,100㎥に対して、1日最大配水量は18,909㎥(平成26年度実績)です。平成26年度末の上水道普及率は82.0%で、毎年増加はしているものの、福岡県平均の93.6%(平成25年度末)を下回っています。耐用年数を経過した配水管については、計画的な更新を行っています。

今後は市民生活や事業活動に不可欠な水の安定的な供給確保に努め、市民の節水意識を醸成していく必要があります。また、未供用地域での上水道への切り替えの促進や、老朽管の計画的な更新も必要です。

基本目標

将来にわたり安全な水を安定的に供給するようにします。また、市内全域への普及促進を図るとともに、計画的に老朽管の更新を行い、水源の有効活用に努めます。

施策の体系



■ 主要施策

1. 安定的水源の確保

新たな住宅開発や企業誘致にともない、増加が想定される水需要に対応できるよう、安全で安定的な水源の確保に努めます。長期的施策を念頭に置き、今後も広域的な連携を強化しながら水資源確保に向けて取り組んでいきます。

2. 上水道の普及促進

上水道の未供用地域については、より安全で衛生的な生活用水としての上水道を利用してもらうため、引き続き積極的な普及促進に努めます。

3. 水資源の有効活用

広報などを通して市民の節水意識の高揚を図るとともに、中長期的な施設更新計画を策定し、老朽管更新事業を計画的に実施して漏水防止に努め、有収率^{*}の向上を図ります。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
上水道の普及率	82.0%	82.5%
上水道の有収率	92.8%	93.0%

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①水の有限性を認識し、節水意識の向上に努め、水を有効活用しましょう。
- ②安全な飲料水を確保するため、上水道への切り替えを進めましょう。
- ③植栽への水やりなどには雨水を活用しましょう。

第3節 下水道

前期計画の成果

下水道事業については平成37年度完成に向けて計画的に整備を進めています。また、正尻川雨水幹線改修については第1期事業が完了し、第2期事業に向けて測量設計を行っています。また、老朽化の進んだ影堤雨水幹線の改修のために実施設計に着手しています。

下水道整備後、下水道接続されないままの方に対し、水洗化工事の依頼を継続し、水洗化の促進を図ってきました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
公共下水道普及率 (=処理人口/行政区域内人口)	88.2%	91.6%	95.0%
水洗化率 (=水洗化人口/処理人口)	86.7%	89.1%	90.0%

現状と課題

環境保全の意識が高まる中、下水道は、生活環境の改善や河川の水質改善、浸水防除などに必要不可欠な都市施設であるとともに、良好な水循環の維持・回復などに対応し、自然を守る上でも重要な役割を果たしています。

本市は、福岡県事業である宝満川流域と筑後川中流右岸流域の2つの流域下水道事業の関連公共下水道事業として整備を進めています。

宝満川流域関連公共下水道事業は、昭和63年6月に宝満川浄化センターが完成し、供用を開始しました。以後、順次面整備を拡げ、認可区域はほぼ整備が完了しています。

また、筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業も、平成16年度から一部供用を開始し、順次面整備を拡げており、平成37年度の完成に向け計画的に整備を進めています。

水洗化については、下水道法に基づき供用開始の公示から3年以内に実施しなければなりません。経済的理由や浄化槽の継続利用などが下水道への接続促進の障害となっています。

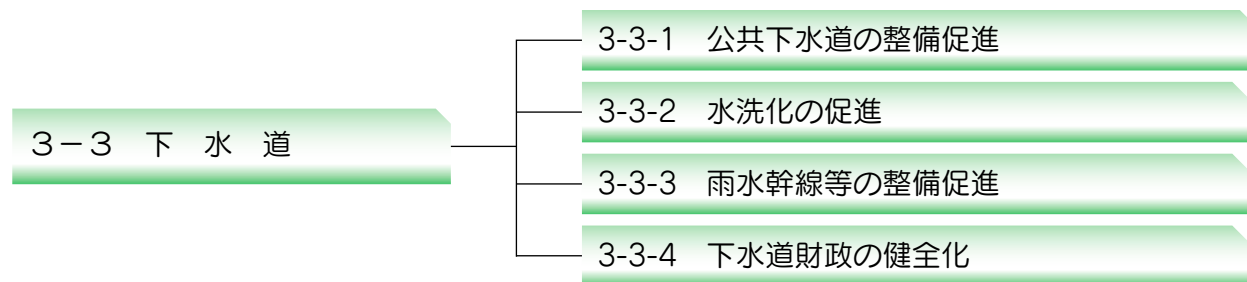
雨水による浸水防止のため、市内11か所に雨水幹線が整備されていますが、一部に浸水箇所があることから、平成21年度より正尻川雨水幹線、平成26年度より影堤雨水幹線の整備に着手しており、雨水幹線のさらなる充実が求められています。

また、下水道事業は、地方財政法の規定による公営企業であり、独立採算が原則にもかかわらず、一般会計の支援なしに運営が困難であるという課題があります。これに対し、総務省から、(人口3万人以上の自治体に対し) 地方公営企業法の適用による企業会計方式^{*}の導入の要請があり、本市においても取り組んでいく必要があります。

基本目標

本市の豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、下水道関連施設の整備を進めるとともに水洗化の促進を図ります。

■ 施策の体系



■ 主要施策

1. 公共下水道の整備促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備について、平成37年度完成に遅延が生じることのないよう整備を促進します。

2. 水洗化の促進

普及促進については、引き続き未水洗住居の所有者への訪問及びハガキ等で水洗化を促します。また、下水道台帳システムにより水洗化情報のデータベース化を図ります。

3. 雨水幹線等の整備促進

雨水による家屋や道路浸水を防ぐため、正尻川雨水幹線と影堤雨水幹線の整備促進を図ります。

4. 下水道財政の健全化

下水道事業の債権管理の強化と合わせて、平成29年度から現在の単式簿記会計から複式簿記会計へ会計方式を切替え、よりきめ細かな経営分析を元に下水道事業を進めていくための下水道財政の経営基盤強化を図ります。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
公共下水道普及率 (=処理人口/行政区域内人口)	91.6%	96.2%
水洗化率 (=水洗化人口/処理人口)	89.1%	92.6%

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①川やため池をきれいに保つため、供用開始区域になったら3年以内に公共下水道に接続しましょう。
- ②油脂類やタバコの吸殻などを下水道に流さないようにしましょう。

第4節 住環境・景観

前期計画の成果

平成26年度に、本市は県下15番目の景観行政団体^{*}となり、現在、景観計画の策定を行っています。また、平成25年度に小郡市営住宅長寿命化計画の見直しを行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
景観行政団体への指定	未指定	指定	指定

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

住宅地については、後退道路(セットバック)^{*}要綱を策定し、道路幅員の確保などにより、居住環境の維持・向上を図っています。安全で快適な住環境を確保するためには、適正な規模と質を備えた住宅地の確保が必要です。

空き家の所有者等が適正な管理を行わない結果、周辺住民の防災・衛生・景観等の良好な生活環境を阻害する空き家が増加しており、空き家の適正管理を進める必要があります。

公営住宅については、小郡市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の建替えに順次取り組んでいくことが、低所得者の居住確保の面から必要となります。

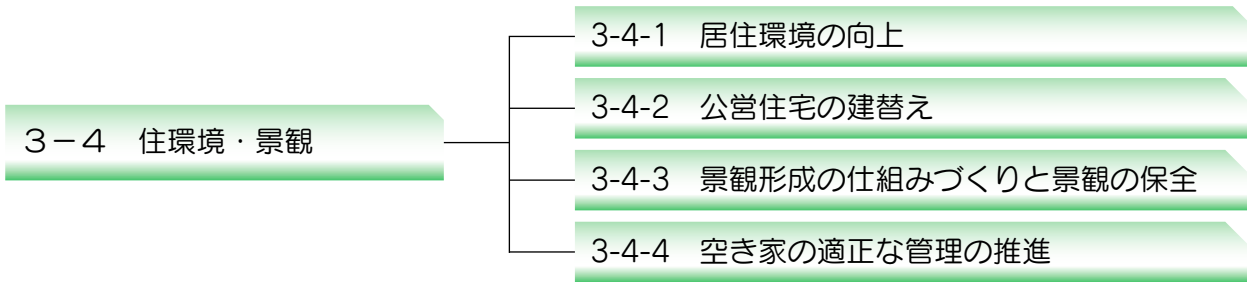
本市は平成元年から「七夕の里づくり」をコンセプトに景観づくりに努めるとともに、小郡市緑の基本計画を策定し心安らぐ緑のまちづくりを進めてきました。

今後は、公共サインデザインの統一を図り、屋外広告の規制なども実施し、一体感のある美しく誇りの持てるまちづくりに取り組む必要もあります。

基本目標

安全で快適な住環境を確保するため、適正な規模と質を備えた住宅地を確保していきます。また、公営住宅を整備し、機能的で魅力あふれる住環境の形成をめざします。さらに、緑が多く調和の取れた景観が保たれるよう新たな制度を確立します。

施策の体系



■ 主要施策

1. 居住環境の向上

後退道路(セツバック)^{*}により道路幅員などの確保に努め、住宅地の居住環境の維持・向上を図ります。

良質な住宅と宅地の供給、秩序ある住宅地づくりが行われるよう、民間の宅地開発や住宅建設に対し、指導要綱の的確な運用を図ります。

また、開発許可の権限移譲を想定した都市計画支援システム^{*}の効果的な運用を図ります。

年々増加する空き家対策として、空き家の活用を促進するために、空き家の情報を提供する空き家バンクの設置に取り組んでいきます。

2. 公営住宅の建替え

小郡市営住宅長寿命化計画に基づき、建替えなどの適切な手法を用いて、老朽化の進行した市営住宅を計画的に更新し、低所得者の居住の安定確保を図ります。

3. 景観形成の仕組みづくりと景観の保全

小郡市景観計画による景観まちづくり制度をつくり、市民への啓発に努め、地域の特性を活かすとともに、自然景観や歴史景観の保全を図ります。あわせて、土地利用や緑地による景観づくり、屋外広告物等の規制誘導を行うため、推進体制の整備を図ります。

4. 空き家の適正な管理の推進

地域コミュニティと連携し、管理不全の空き家の把握に努め、所有者等の適正な管理を指導するとともに、必要に応じて空き家の除去や利活用等の対策を進めます。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
小郡市景観計画の策定、条例化	未策定・未制定	策定・制定

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①住宅の新築や建替えなどに合わせて、地域の良好な環境づくりに協力しましょう。
- ②開発行為や土地の売買、利用にあたっては、自然環境との調和を図りましょう。
- ③建築物や広告などは、周辺の景観と調和するデザイン、色調、材質等の採用に努めましょう。
- ④景観計画を策定する際は、ワークショップなどに積極的に参加し、景観のまちづくりを推進しましょう。

第5節 公園・緑地

前期計画の成果

公園については、平成23年度にみくに野団地総合公園の広場整備を実施したほか、各公園の遊具について、年4回の点検を行っています。

緑地については、花立山地権者との借地契約が順次進んでおり、緑地保全の推進を図っています。九州歴史資料館周辺については、民間による宅地開発が進行していますが、そのなかで文化財包蔵地（緑地）の整備を行いました。また、勝負坂公園周辺緑地については、「勝負坂公園を守る会」の自主的な雑木伐採により、市民と協働の緑地保全を実現しています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
借地契約した緑地の面積	245,000㎡	257,457㎡	295,000㎡

現状と課題

本市の都市公園数は現在39か所あります。公園に対する市民の要望は複雑・多様化しており、地域の意見を反映させた新規公園事業の展開や、市民の自主的な管理活動を促すために、日常生活に密着した身近な公園である近隣公園や街区公園の整備を進める必要があります。

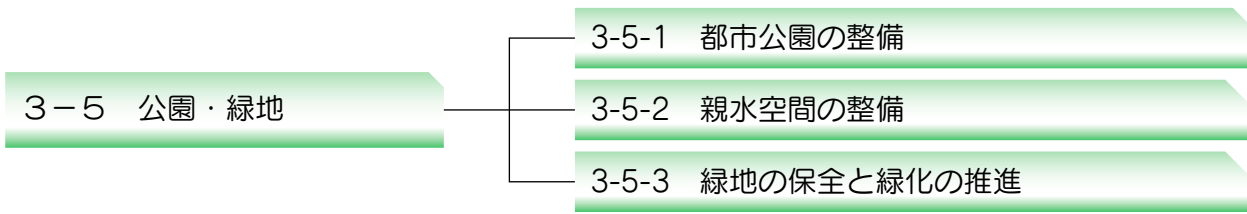
宝満川沿いの遊歩道などの延伸は、大板井橋から稲吉橋まで（延長1,350m）の県による整備が中断されていますが、早期の再開が望まれます。また、57か所のため池のうち老朽化の著しいものから整備を進める必要があります。

さらに、市内に点在する花立山や宝満川周辺地域の緑など、公共の緑だけでなく、民有地の緑も対象とした公園や緑地の整備を進め、市民が気軽にふれあえる緑の環境整備も必要となっています。

基本目標

「小郡市緑の基本計画」に基づく緑の空間づくりを実現させるため、公園・緑地が持つ多彩な機能を発揮できるような整備を市民との協働で実施し、市民の憩いの場を創出します。

施策の体系



■ 主要施策

1. 都市公園の整備

各公園の老朽化した施設の更新やバリアフリー化を推進し、誰でも安心して利用できる公園をめざします。また、城山公園については、城山公園基本計画に沿った新たな施設整備を進めます。

2. 親水空間の整備

市内に点在するため池周辺を整備し、市民相互の交流を図る憩いの親水公園として、再利用に努めます。また、宝満川右岸側河川敷の大板井橋から稲吉橋まで（延長 1,350 m）の遊歩道などの整備について、福岡県に要請しながら、積極的に推進します。

3. 緑地の保全と緑化の推進

小郡市緑の基本計画に基づき市内の緑を保全します。

花立山の借地契約がなされていない部分については、契約を働きかけ緑地保全区域の拡大を図ります。市北部の緑地については、雑木処理を行い緑地の景観を蘇らせます。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
借地契約した緑地の面積	257,457㎡	295,000㎡

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①積極的に公園を利用し、市民同士のふれあいの場として活用しましょう。
- ②公園の維持管理に市民も協力し、自分たちの公園という気持ちを持ちましょう。
- ③遊具などは丁寧に扱い、公園を大事に使いましょう。
- ④公園内に犬などのペットの排泄物を放置しないようにしましょう。

第4章

やさしさあふれる健康と福祉づくり

第1節 地域福祉

前期計画の成果

地域福祉を推進していくために、地域での人と人との「つながり」の再構築と「支え合い」の仕組みづくりを基本理念とした「小郡市地域福祉計画」を平成26年度に策定しました。

区役員、民生委員児童委員、老人クラブ等で構成する「ふれあいネットワーク^{*}」が全行政区で組織されたことにより、市内全域で見守り活動が実施されるとともに、各行政区の実情に合わせた様々な活動が行われる等、地域福祉活動が着実に推進されています。

また、ボランティア情報センターへの補助を引き続き実施し、ボランティアに関する相談、情報収集・提供、ボランティア養成講座やボランティア活動のコーディネート等、地域における福祉活動の担い手育成に努めました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
ボランティア登録団体数	22団体	28団体	30団体
ボランティア情報センター利用者数	6,026人	5,682人	7,000人

現状と課題

少子高齢化の進行とともに、家庭や地域における「つながり」の希薄化が要因となって様々な問題が発生しており、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て世帯など、日常生活において支援を必要としている人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、市民一人ひとりが参画する地域福祉の推進が必要となっています。

また、現在、「ふれあいネットワーク」組織が全行政区に設置され、地域福祉活動が推進される一方、一部の限られた人たちに仕事が集中し、負担感が増しているとの声が多く聞かれる等、地域での福祉活動の担い手の育成が喫緊の課題となっています。

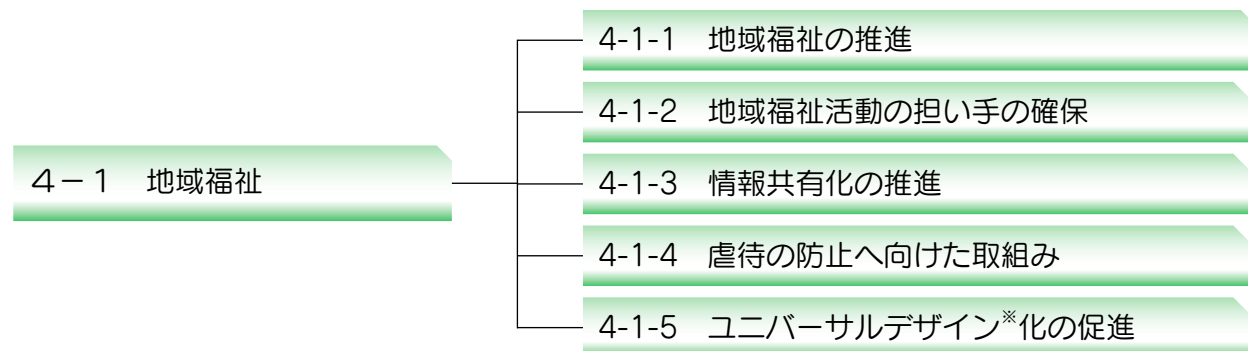
さらに、近年、社会問題となっている乳幼児をはじめとする子ども、女性、高齢者、障害のある人に対する虐待についても、地域福祉の観点から防止に取り組んでいく必要があります。

あわせて、公共施設や公営住宅等を、人に優しいユニバーサルデザイン^{*}化していくことも課題となっています。

基本目標

地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、市内の事業者、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割や特性を活かしながら「支え合い」の関係を築き、その関係性を深めていくことで、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりや、福祉サービスの内容と提供体制の充実、交流の場や市民参加の機会の充実を図ります。

❑ 施策の体系



❑ 主要施策

1. 地域福祉の推進

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、小郡市地域福祉計画に基づき、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業者、社会福祉協議会と連携し、それぞれの役割や特性を活かしながら、地域福祉の推進を図ります。

特に社会福祉協議会については地域福祉推進のための重要なパートナーと位置付け、その組織強化に向けた支援を図るとともに、平成27年度に社会福祉協議会が策定した「小郡市地域福祉活動計画」の推進においても、積極的に協力、連携して地域福祉を推進していきます。

2. 地域福祉活動の担い手の確保

地域のネットワークを活かした活動を一層充実させていくために、地域の実情に応じて福祉活動への協力者の確保をすすめ、社会福祉協議会内に開設されたボランティア情報センターを中心としたボランティア活動の促進を図ります。

3. 情報共有化の推進

地域における見守り・訪問活動などを広げていくために、活動に必要な情報について、個人情報保護の趣旨や人権擁護の視点に配慮しながら、行政から地域への情報提供や地域における情報の共有化のルールづくりを進めます。

4. 虐待の防止へ向けた取組み

乳幼児をはじめとする子ども、女性、高齢者、障害のある人などに対する虐待について、関係機関・関係団体等との緊密な連携を図るとともに、地域での見守りや相談体制を支援し、虐待の防止と早期発見に努めます。

5. ユニバーサルデザイン化の促進

小郡市営住宅長寿命化計画に基づく建て替え時には、ユニバーサルデザインを採用し、共有部分等の改善も行います。

❑ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
ボランティア登録団体数	28団体	35団体
ボランティア情報センター利用者数	5,682人	6,000人

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①地域のことに関心を持ち、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ②地域や学校等での研修会や講座などへ参加し、福祉への関心を高めましょう。
- ③地域と協力して、支援を必要としている人への声かけや見守り活動を行いましょう。
- ④虐待防止の視点から、地域の乳幼児をはじめとする子ども、女性、高齢者、障害のある人に関心を向け、虐待と思われる場合には市や警察に通報しましょう。



▲ ふれあいネットワークサロンの様子



▲ 協働のまちづくり健康福祉部会の様子

第2節 高齢者福祉

前期計画の成果

高齢者の孤独や悩みの解消、閉じこもりの防止のために「いきいきサロン」に取り組む中で、平成23年度に介護予防体操の講師となる「おごおりレク健康隊」を発足し、今後のサロン活動は同団体に引き継ぐこととしました。また、認知症サポーター養成講座の受講者も増加しており、今後の高齢者の権利擁護支援や地域包括ケアの推進に寄与することが期待されます。

平成26年度に、「小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、本市における高齢者福祉や地域包括ケアシステム^{*}のあり方を決めました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
高齢者への介護・福祉に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	42.1%	51.2%	52.0%
認知症サポーター養成講座の受講者数	963人	2,628人	2,000人
いきいきサロン開催行政区数	6行政区	22行政区	12行政区

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

高齢者がいくつになっても、いきいきと生活し、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で、心のふれあいや支え合いの中で安心して生活できるような社会の構築が求められています。

本市においても、高齢者が健康を保持し、永年築いた知識や能力を十分に発揮しながら、住み慣れた地域で個人の尊厳が尊重され、自立した生活を送ることができるよう、市民・事業者・行政の協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者自らが進んで社会参加できるように、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに努めていく必要があります。

また、要介護状態になっても、自宅で安心して生活が送れるよう、利用者本位のサービスづくりや、在宅での家族介護者の支援などに努めることが重要です。

平成18年度に創設された地域包括支援センター^{*}では、保健師を中心に介護予防事業を展開しており、今後もさらに、積極的に推進していく必要があります。

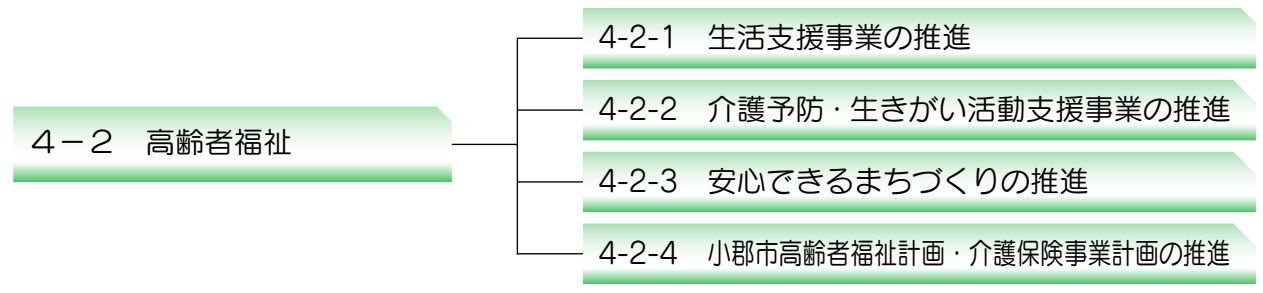
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族への適切な支援、地域住民への正しい理解促進等を図っていく必要があります。

少子化と核家族化で老老介護、認知介護が問題となる中、その支えとなる地域コミュニティが弱体化しているため、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

基本目標

高齢者が誇りと生きがいを持ち、住み慣れた地域や自宅で、個人の尊厳を尊重されながら、健康で生き生きと暮らせるよう、介護予防のための指導や講座などを充実させるとともに、利用者に合ったサービスづくりや在宅での介護者への支援に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 生活支援事業の推進

各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。
 また、そうしたサービスが市民に浸透するよう、民生委員児童委員及び関係機関と連携を図りながら、市の広報紙や出前講座などを充実します。

2. 介護予防・生きがい活動支援事業の推進

ボランティア団体やNPO団体との協働に努め、介護予防のため、おごおりレク健康隊の活動支援と派遣、介護予防教室や講演会など、啓発活動の充実を図ります。同時に、デイサービス事業の充実やショートステイ、ホームヘルプサービスの拡充を図り、高齢者の更なる自立支援に努めます。

また、高齢者の生きがい活動を促進するため、引き続き高齢者社会活動支援センターを拠点とした事業活動や老人クラブ活動などの充実を図るとともに、社会教育事業と連携し豊かな体験・知識・技術を活用した社会参加活動を促します。

さらに、高齢者を介護する家族を支援するために、家族介護教室などの充実を図ります。

3. 安心できるまちづくりの推進

高齢者をはじめすべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、地域で支え合う仕組みづくりや福祉環境の整備、コミュニティの形成など、総合的なケア体制の整った福祉のまちづくりを推進します。

見守り高齢者支援台帳の活用や関係機関との情報の共有化を図り、市内における徘徊高齢者ネットワークの充実に努めます。

また、認知症サポーターの養成に積極的に取り組むなど、地域全体で認知症高齢者を支えていくための施策を推進します。

4. 小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進

市民ニーズを踏まえ策定した高齢者福祉計画・介護保険事業計画のもと、認知症施策、医療との連携及び生活支援サービスなど高齢者福祉分野のニーズに応えるサービス提供、質の向上などをめざします。

❶ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
高齢者への介護・福祉に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	51.2%	56.0%
認知症サポーター養成講座の受講者数（平成21年度以降の累計）	2,628人	4,000人
おごおりレク健康隊のサロン派遣回数	77回	100回

❷ みんなでとりくむまちづくり

- ①終生、自立した生活を送り要支援・要介護状態にならないよう、適度な運動と栄養のバランスを考えた食事を摂り、健康管理に気をつけましょう。
- ②身に付けてきた知識や経験、技術を活かし、学習や多世代交流など、多様な活動に参加しましょう。
- ③地域で自立して暮らすことをめざして、各種在宅サービスを活用しましょう。
- ④介護者として相談窓口や支援を積極的に活用し、よりよい介護に努めましょう。



▲小郡市高齢者運動会

第3節 母子・父子福祉

前期計画の成果

ひとり親家庭などの支援として、母子・父子自立支援員[※]や家庭相談員によるきめ細やかな相談・指導により、悩みや負担感の軽減を図ってきました。また、自立支援給付金などの就労支援制度の活用により、就労に結びつく資格取得を支援してきました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成 21 年度実績)	平成 26 年度実績	平成 27 年度目標
母子自立支援員相談回数	573 回	399 回	600 回
母子家庭自立支援給付金の支給件数	3 件	5 件	10 件

現状と課題

近年、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に伴い、離婚件数が増加し、ひとり親家庭が急増しています。

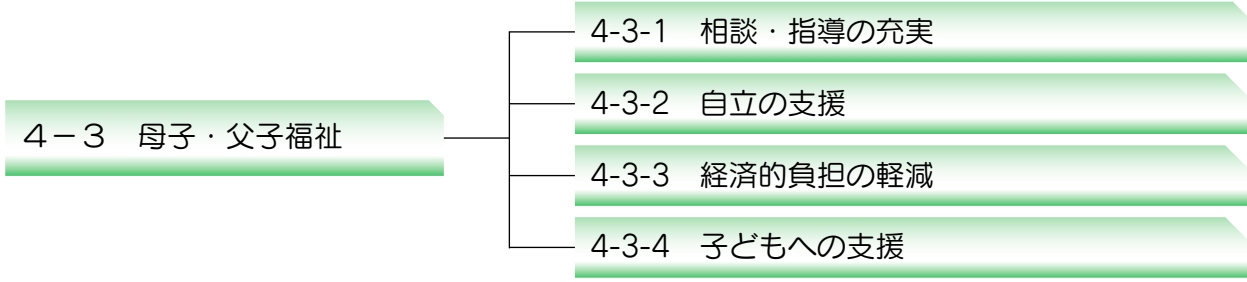
母子家庭は経済的に不安定な場合が多く、自立や就学のための支援が必要であり、また、父子家庭は経済的には自立した生活を送っているケースが多いものの、子育てに関する問題を抱えている場合が多く見受けられます。そのため社会的に孤立し、育児不安に陥りやすいひとり親家庭において、子育てが不安にならないよう、本市では、母子・父子自立支援員を配置し、県の相談員とも連携しながら、自立のための就労促進や母子・父子寡婦福祉資金貸付制度の活用、公営住宅入居の優遇制度など、ひとり親家庭が抱えるあらゆる相談に応じています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業やひとり親家庭自立支援給付金制度などの周知に努め、経済的な支援や自立の促進、生活の安定のために、関係機関と連携した各種相談事業を展開し、ひとり親家庭のための福祉施策の継続が必要となっています。

基本目標

ひとり親家庭の経済的、精神的安定と自立が図られるよう、各種制度による経済的支援や就労支援、充実した相談体制の確立に努めます。

施策の体系



■ 主要施策

1. 相談・指導の充実

母子・父子自立支援員^{*}や家庭相談員によるきめ細かな相談・指導体制により、ひとり親家庭の抱える様々な悩み事に対応します。

2. 自立の支援

日常生活の安定と自立を図るため、ひとり親家庭等日常生活支援事業などにより生活の支援に努め、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などのひとり親家庭自立支援給付金制度を利用して、職業的知識や基礎的技能の習得を支援します。さらに、県のひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、ニーズを把握するとともに就労支援に努め、これらの制度を自立支援に活用できるよう、周知活動を充実します。

3. 経済的負担の軽減

児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、県が実施する母子・父子寡婦福祉資金の貸付制度など、様々な支援制度を広く周知し、制度利用の促進を通じた経済的支援を主軸として、ひとり親家庭などの生活の安定・自立を促します。

4. 子どもへの支援

ひとり親家庭への学習支援事業の周知や進学相談等を行い、子どもたちの学力の向上を図り、将来への安定的な就労へとつなげます。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
母子・父子自立支援員相談回数	399回	600回
ひとり親家庭自立支援給付金の支給件数	5件	10件

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①自立に向けて関係機関へ積極的に相談を行いましょう。
- ②自立のための職業訓練の受講に努めましょう。

第4節 子育て支援

前期計画の成果

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度^{*}が施行され、本市においても「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。

保育施設については、平成24年度に私立保育園1園の耐震工事を実施し、他2園の増改築及び1園の創設工事についても、順次着工してきました。また、延長保育、一時預かり、病児病後児保育を継続して行うことで保護者の就労支援を行いました。障害児保育においては、保育士の加配を行い、子どもの育ちの保障や保護者の支援及び相談ができる環境整備を行いました。

児童虐待防止に向け、乳児家庭全戸訪問事業の実施及び相談業務の機能充実、強化を図るとともに、市民への啓発に努めました。また、要保護児童対策地域協議会^{*}を開催し、関係機関の連絡・情報共有を密に行い、子育てに困難を抱える家庭への支援体制づくりを進めてきました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
保育の充実など子育て支援に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	43.3%	51.1%	50.0%
地域子育て支援拠点 [*] 数	4箇所	4箇所	5箇所
学童保育の入所児童数	468人	507人	607人

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化し、多様な保育ニーズへの対応が求められており、更なる保育・教育施設の事業の充実及び職員の資質向上が求められているところです。また、子育ての不安や孤立化による児童虐待等を未然に防ぐために、親子が集える交流の場づくりや、放課後児童の健全育成を図るための居場所づくりなど、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整えていくことも今後検討していきます。現在、新制度の施行に伴い、市内8小学校区に設置している12学童保育所の施設の充実等、質の向上が求められています。

基本目標

本市では、平成26年度に策定した「小郡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちの健全育成のため、施策を実施していきます。また、子育ての不安や悩みを相談できる場を充実させていきます。

● 施策の体系



● 主要施策

1. 小郡市子ども・子育て支援事業計画の推進

(1) 小郡市子ども・子育て支援事業計画の推進

本計画は、「小郡市次世代育成支援地域行動計画」を継承し、『子どもの最善の利益』が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することをめざすものです。今後は社会全体で子育てを支援できる環境づくりを、家庭・地域・行政が協働して取り組み、地域に根ざした子育て支援策を推進していきます。

(2) 保育施設の充実

保育需要の動向に配慮した保育を実施するため、施設の整備、増改築を進めます。また、特別な配慮を必要とする児童やその家族の支援のため、施設の改修等を行っていきます。

必要に応じ、小規模保育事業などの施設整備についても検討を行います。

(3) 教育・保育事業の充実

市内の幼稚園・保育所・小規模保育所等における職員の資質向上を進めるとともに、保育士等の確保の支援に努めていきます。また、小学校等の関係機関との連携を図り、全ての子どもたちが教育・保育を保障される環境づくりを推進します。

(4) 学童保育の充実

老朽化した施設や増加する入所児童数に対応するために、増設を含めた学童保育所の計画的な施設整備を推進します。また、小規模運営委員会への支援に加え、連合会等の組織化を推進し支援していきます。

(5) 子育て支援事業の充実

利用者支援事業の取組みにより、情報提供や多様な相談に対応します。また、ファミリー・サポート・センター事業により、地域における、会員制の相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境の整備を推進します。

2. 児童の健全育成

(1) 児童相談機能の充実

家庭児童相談室や保育所の相談体制の強化を図るため、相談員及び保育士の資質向上に取り組めます。

また、幼稚園・保育所・地域子育て支援センター・つどいの広場など、子育てに関する不安や悩みの相談の場や保護者の交流の場の提供を行うとともに、子どもが抱える発達課題に早期に気づき療育につなげ、発育・発達を支援します。さらに、子育てに関する情報を、ホームページ及び冊子として整備するとともに、内容の充実を図っていきます。

(2) 児童虐待の防止

育児不安などから引き起こされる児童虐待を未然に防止するため、乳児家庭全戸訪問事業の実施及び子育てに関する相談業務の機能充実、強化を図るとともに、関連法規の趣旨普及を図り、早期発見に努めます。

また、児童虐待が疑われる場合は、関係機関との連携を密にし、その児童及び家族に対する支援を行います。

(3) 子どもの貧困の対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を

超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携し、必要な整備と教育の機会均等など今後の支援について検討を行います。

3. 乳幼児・子ども医療費助成の拡充

県の乳幼児医療費助成の推進をふまえ、本市においても乳幼児・子ども医療費の助成範囲の拡充を推進します。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
子育て支援に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	51.1%	56.0%
地域子育て支援拠点*数	4か所	5か所
学童保育所の支援単位数	12か所	16か所
認定こども園の数	0か所	1か所

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①家庭内の対話を大切にし、家庭教育の充実に努めましょう。
- ②子育てに関する悩みや問題は、気楽に相談機関を利用し、一人で悩まないようにしましょう。
- ③子育ての仲間づくりを積極的に進めましょう。
- ④子どもに関する地域活動やサークル活動に積極的に参加しましょう。
- ⑤事業所は、次世代育成支援事業主行動計画を策定し、育児休業制度の遵守、子育てへの配慮など、子育てをしながら働ける環境づくりに努めましょう。

第5節 障害者福祉

前期計画の成果

本市では平成26年度に「第4期小郡市障害福祉計画」を策定し、本市における障害者支援のあり方を定めました。

障害者支援については、小郡市障害者生活支援センター※「サポネットおごおり」の機能強化を図りながら、障害者スクール事業を通じボランティアの担い手育成を図りました。また、学校教育連絡会で教育関係者の連絡・情報共有を密にとった他に、講演会を実施することで障害者への理解促進を図りました。その他、小郡市自立支援協議会主催で行う就労セミナー実施による就労支援や、聴覚障害の方に教育・医療機関での手話通訳者による意思疎通支援などを実施してきました。

また、重度障害者の医療費（通院・入院費）助成を行い、経済的支援も推進してきました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
障害者への支援に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	41.0%	54.1%	50.0%
相談件数（相談支援事業）	2,066件	1,706件	3,000件
福祉サービス支給決定者数	343人	443人	550人

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

障害者支援については、障害者自立支援法が平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」に改正され、重度訪問介護の拡大や、ケアホームがグループホームに一元化されるなど、大きな制度改正となりました。

本市では、障害者基本法に基づき平成20年度に「小郡市障害者計画」を策定し、小郡市における障害福祉施策の基本を示しています。そしてその実施計画として「小郡市障害福祉計画」を策定し、小郡市障害者計画に記載されている施策を推進するための具体的な数値やサービス等の提供方法を示しています。

課題として、重度心身障害児の入所や短期入所の受け入れ施設が市内にないことや、心身障害者の在宅介護におけるグループホーム等の施設が不足している現状があるため、県と連携しながら、受け入れ体制の充実を図る必要があります。

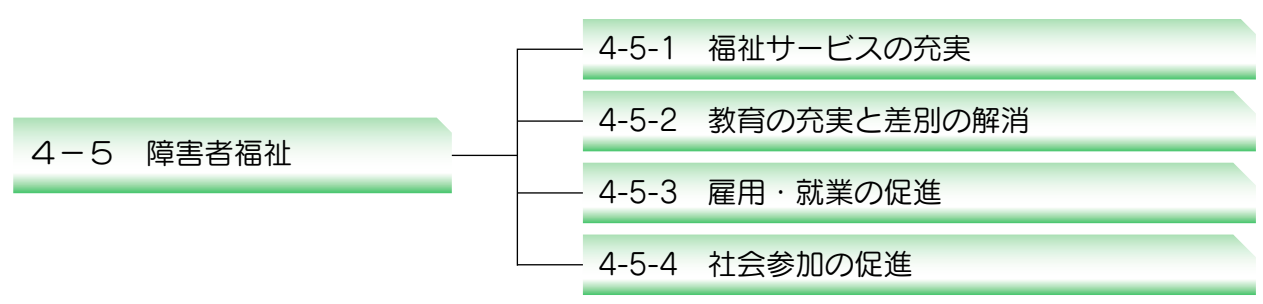
障害があっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会づくりが望まれていることから、市と関係機関が連携して様々な取組みを展開しています。

こうした状況に対応しながら、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいたきめ細かな支援を推進することが求められています。

基本目標

障害がある人もない人も、住み慣れた地域で自立した生活を送り、多くの人々とともに様々な活動にいきいきと参加できるよう、「小郡市障害者計画」や「小郡市障害福祉計画」に基づき、住みよいまちづくりを進めていきます。

施策の体系



主要施策

1. 福祉サービスの充実

地域における包括的な相談・支援体制が取れるよう、障害者生活支援センター^{*}の機能を充実します。また、障害者福祉に意欲のあるボランティアの育成を図り、福祉サービスの提供体制の拡充に努めます。さらに、生活習慣病など障害の原因となる疾病の発生予防と早期発見、重症心身障害児の早期療育体制の充実を図るなど、保健医療と福祉サービスの連携を図ります。

2. 教育の充実と差別の解消

障害者が、日常生活や社会生活において生じる社会的障壁をなくすため、市民に対して、障害者に対する理解を促進するための啓発と教育の充実を進めます。また、障害者差別解消法の施行に伴い、障害を理由とする不当な差別的取り扱いにより、障害者の権利利益が侵害されることのないよう、普及・啓発に取り組みます。

3. 雇用・就業の促進

障害者の一般雇用や福祉的就労を推進するとともに、就労の支援を行います。そのために、市内の就労移行支援事業所や就労継続支援(A型)事業所を増やします。

4. 社会参加の促進

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備のため、生活指導員や手話通訳の確保などを推進します。また、障害者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限活かしていきます。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値 (平成26年度実績)	平成32年度目標
障害者への支援に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	54.1%	58.5%
相談件数(相談支援事業)	1,706件	3,000件
福祉サービス支給決定者数	443人	550人

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①住み慣れた地域で生活を続けていくために、各種サービスを活用しましょう。
- ②積極的に社会参加し、社会との絆を持ち続けましょう。また、ボランティアなどとしても活動に参加していきましょう。
- ③事業所は障害者雇用への理解を深め、積極的に雇用しましょう。

第6節 人権・同和対策

前期計画の成果

隣保館・集会所では、随時、総合生活相談や地域交流事業を行うとともに、周辺地域住民に対して人権・同和問題に関する啓発事業を実施してきました。また、人権教育啓発センターでも公開講座の実施や人権センター通信の発行、講師派遣などを行ってきました。小郡市部落解放・人権政策確立要求実行委員会において、人権侵害救済法の早期制定を求め、国会議員等へ陳情を行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成 21 年度実績)	平成 26 年度実績	平成 27 年度目標
人権相談の利用件数	42 件	51 件	70 件
人権教育啓発センター利用件数	574 件	496 件	600 件
人権教育啓発センター利用者数	9,361 人	12,726 人	10,000 人
隣保館・集会所 利用件数	1,068 件	1,250 件	1,200 件
隣保館・集会所 利用者数	12,730 人	9,563 人	13,000 人

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市では、これまで「同和対策事業特別措置法」施行以来、生活環境の改善、保健福祉の向上、産業の振興、就労の安定、教育の向上などに取り組んできました。その結果、環境改善等のハード面については、一定の成果をみることができました。

しかしながら、依然として、根強い差別意識や人権侵害が存在しています。また、市民意識調査や生活実態等調査でも明らかになっているように、市民啓発や同和地区住民の教育や就労に関して、多くの課題を残しており、早急に改善していく必要があります。

このような状況の中、平成 12 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民一人ひとりの人権が保障される人権のまちづくりを推進しています。

この計画では「同和問題の解決」「男女共同参画社会の実現」「子どもの人権保障」「高齢者の人権尊重」「障害のある人の自立と社会参画」「外国人の人権保障」「様々な差別解消」などの分野別に人権課題を設定しており、関係機関・団体と連携しながら、あらゆる差別解消に向けて取組みを進めています。

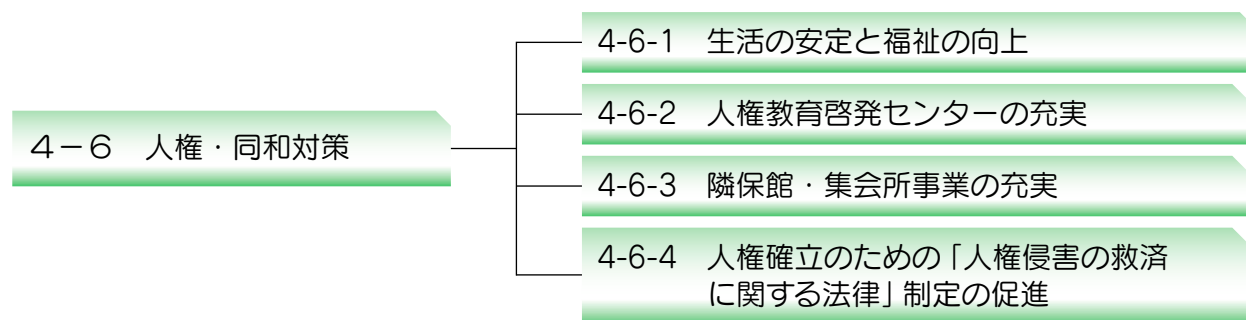
また、人権侵害の被害にあった人を法的に救済するため、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定に向けて、関係機関・団体と連携しながら取組みを進めていかなければなりません。

一方、「同和対策事業特別措置法」の下で整備された隣保館・集会所等の施設については、建設後 30～40 年が経過しており、バリアフリー化等の施設改修が今後の課題となっています。

基本目標

市民一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざします。そのために、地域の実態を的確に把握しながら、市民啓発や同和地区住民の教育、就労等の課題解決に向けて、人権・同和行政を総合的かつ計画的に推進します。

施策の体系



主要施策

1. 生活の安定と福祉の向上

地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、隣保館・集会所を中心として教育・就労・健康等に関する様々な支援や相談を行います。

さらに、ハローワークなどの関係機関と協力して就労のための各種情報の提供を行います。

2. 人権教育啓発センターの充実

人権教育・啓発を推進していくための拠点施設として、人権に関する様々な情報を収集・発信するとともに、視聴覚教材や書籍などを一括管理し、市民の利用促進を図ります。

また、人権講座の開催や講師の紹介・派遣などを行いながら、幅広く学習機会を提供していくとともに、効果的な人権学習教材の開発や人権相談等を実施し、本市の人権教育・啓発の充実を図ります。

3. 隣保館・集会所事業の充実

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、地域に密着したコミュニティセンターとして福祉と人権に視点を置いた各種取組みの充実を図ります。

また、地域住民の状況を的確に把握しながら、総合生活相談、地域交流事業や人権啓発事業を推進します。

また、障害者差別解消法の施行を考慮したバリアフリー化等の事業を推進します。

4. 人権確立のための「人権侵害の救済に関する法律」制定の促進

人権が侵害された場合における被害者救済のため、一日も早い「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けた取組みを促進します。

● 後期計画成果指標

指標の内容	基準値 (平成26年度実績)	平成32年度目標
人権相談の利用件数	51件	70件
人権教育啓発センター利用件数・利用者数	496件 12,726人	600件 13,000人
隣保館・集会所 利用件数・利用者数	1,250件 9,563人	1,300件 11,000人

● みんなでとりくむまちづくり

- ①人権研修会や人権のまちづくりの取組みに積極的に参加し、部落差別をはじめ、様々な人権問題について正しく学習しましょう。
- ②身元調査をなくし、結婚、就労などでの差別をなくしましょう。
- ③差別やいじめをいけないことだとはっきり言いましょう。



▲ 人権教育啓発センター



▲ 周辺啓発講演会

第7節 保健活動

前期計画の成果

総合保健福祉センター「あすてらす」を中心に、乳幼児健診を年48回、各種がん検診を総合健診として年32回実施しています。実施回数を充実することで乳幼児健診やがん検診の受診率を維持してきました。また、あすてらすフェスタなどのイベントの開催や、市制施行40周年事業の一環としてあすてらす内に露天風呂を設置するなど、あすてらすの拠点としての充実も図っています。

くわえて、市民一人ひとりが自主的・主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康運動リーダーの養成を行い、運動を中心とした健康づくりの促進を図りました。食事からの健康づくりを図るために、平成24年度に策定した「小郡市食育推進計画（おごおり食育プラン）」に基づき、健康クッキングなどの講習会も実施しています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
各種健・検診の受診率（乳幼児健診）	96.2%	95.2%	高水準の現状値を維持
各種健・検診の受診率（がん検診）	20.1%	21.4%	50%以上
予防接種の接種率（日本脳炎、インフルエンザを除く）	83.4%	88.7%	95%以上
健康運動リーダー養成数（区）	4区	37区	60区
健康運動リーダー養成数（人数）	25人	161人	120人以上
健康運動リーダーによる地域活動	1区	16区	60区

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

これまでは、健康診査による疾病の早期発見・早期治療といった二次予防に重点を置いて、保健事業を進めてきました。

ライフスタイルや食生活の変化により生活習慣病の若年化が進みつつあるため、食生活の改善をはじめとした食育への取組み、健康教育や健康相談、生活習慣改善指導などの一次予防に主眼をおいた事業を効果的、積極的に実施していく必要があります。

本市では、「あすてらす」において、市民の健康についての施策である健診事業や健康づくり事業など、高齢者をはじめとする全市民の健康づくりを行っています。

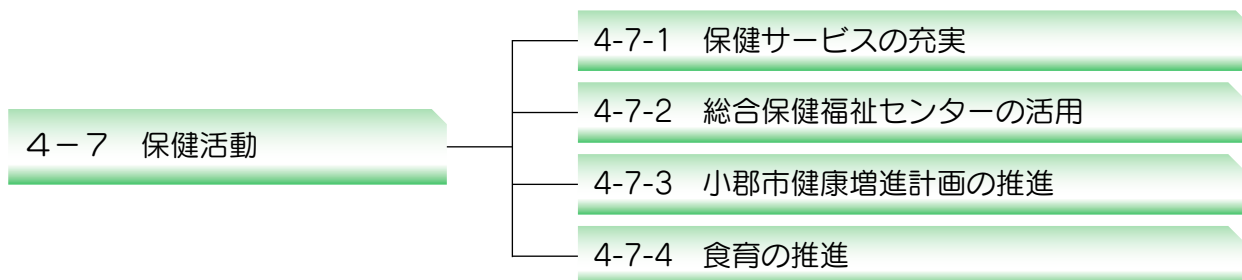
また、平成19年度に策定した小郡市健康増進計画（愛称：おごおり元気プラン）、平成24年度に策定した小郡市食育推進計画（愛称：おごおり食育プラン）に基づいて、市民の健康づくりを進めています。

今後は、健康づくりのためのサービスをさらに充実させ、一人でも多くの市民が自分の健康に意識を向け、健康づくりを進めている関係団体等と連携しさらに深めて、市民と一緒に健康づくりに取り組める体制を構築していく必要があります。

基本目標

市民一人ひとりが自分や家族の健康に意識を向け、健康づくりに取り組み、健康で明るい市民生活を送れるよう、各種保健サービスを充実させ、「おごおり元気プラン」に基づき、一次予防に重点を置いた施策を展開していきます。

施策の体系



主要施策

1. 保健サービスの充実

増え続けている生活習慣病の予防に向けた事業に取り組んでいきます。また、乳幼児健診やがん検診の受診率向上と内容の充実に努めるとともに、予防接種の接種率の向上を図ります。

また、未受診者の状況を把握しながら、周知・啓発を行います。

2. 総合保健福祉センターの活用

「保健福祉活動・地域保健活動の核」として、各行政区や校区の健康づくりの啓発拠点施設としての役割を推進するとともに、個人利用者の健康づくりについても支援します。

3. 小郡市健康増進計画の推進

小郡市健康増進計画（愛称：おごおり元気プラン）に基づく、総合的かつ効果的な健康づくりを推進するための、「一次予防」に重点をおいた計画の推進を図ります。

また、各行政区における市民一人ひとりの主体的な健康づくりに取り組むための「健康運動リーダー」をすべての校区において養成し、関係機関と行政が連携した社会全体で支援する体制づくりを推進します。

また、平成29年度に、第2次小郡市健康増進計画（平成30年度～平成39年度）策定に向け、現計画の検証と見直しを実施します。

4. 食育の推進

小郡市食育推進計画（愛称：おごおり食育プラン）に基づく、市民一人ひとりが食に対する理解や関心を深め、食生活の改善や生活習慣病の予防を行い健康な状態を維持することができるよう、適正な食生活に関する情報提供に努めます。そのために食生活アドバイザー等と協力し、様々な場での活動が展開できるよう条件整備に努めます。また、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、成長・発達段階に応じた食育を推進します。

また、これらの取り組みを今後も推進するため、平成29年度に、第2次小郡市食育推進計画（平成30年度～平成34年度）策定に向け、現計画の検証と見直しを実施します。

③ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
乳幼児健診やがん検診の受診率	乳幼児健診 95.2% がん検診 21.4%	乳幼児健診 高水準の 現状値を維持 がん検診 50%以上
予防接種の接種率 （日本脳炎、子宮頸がん、インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌を除く）	78.9%	95%
健康運動リーダー養成数	37区、161人	61区、122人以上
健康運動リーダーによる地域活動	16区	61区
（食育）中央研修参加者延べ人数	101人	180人

④ みんなでとりくむまちづくり

- ① バランスのとれた食事を摂りましょう。
- ② 適度な運動をしましょう。
- ③ 十分な休養を取りましょう。
- ④ がん検診などで自分の健康状態を知りましょう。



▲ 総合保健福祉センター「あすてらす」

第8節 医療体制

前期計画の成果

本市の地域医療体制は、特に、休日・夜間に、地区医師会の区域における在宅当番医制[※]、久留米保健医療圏における病院群輪番制[※]、久留米広域小児救急医療[※]など、充実した体制がとられています。

また、効率的かつ効果的な保健事業のために、国保連合会が開発したKDBシステム[※]を導入しました。

平成25年6月に小郡市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、平成27年1月に「小郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ発生に備えた体制整備に努めました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
救急や病院など医療体制の整備に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	43.6%	48.7%	55.0%

現状と課題

急速に進む高齢化や疾病構造の変化などにより、医療を取り巻く状況は日々変化しており、市民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本市には、7つの病院をはじめ医院、歯科などの各種医療施設が立地し、近隣の久留米市や筑紫野市には大規模な医療機関もありますが、救急医療体制の一層の充実を求める声も多く、久留米医療圏において、医療関係者の育成とともに医師や看護師等の体制充実が今後の課題であります。今後は、市民一人ひとりの健康のため、関係課と関係機関が横断的に情報を共有し連携を推進していく必要があります。

基本目標

身近な地域で安心して医療が受けられるよう、関係機関の協力・連携を深めながら、あらゆるニーズに対応できる地域医療体制を整備していきます。

施策の体系



■ 主要施策

1. 地域医療体制の充実

市民が適切な保健医療の機会に恵まれ、健康な生活を送ることができるよう、地域医療と行政とが連携を取る地域医療体制の充実を図ります。

また、久留米広域連携中枢都市圏^{*}において、将来的な救急医療体制などについて調査研究を行う取組みを進めます。

くわえて、久留米広域小児救急センターについて、長期的かつ安定的な診療体制の確立と、より高度な小児救急医療の提供を図るための支援を推進します。

2. 保健・医療・福祉・介護の連携強化

個人の生涯にわたる経年的な健康情報のデータ管理を行い、個人情報への配慮を充分に行いながら、市民が健やかな生活を送ることに資するよう、情報共有・連携を行います。

3. 新型インフルエンザ対策等の充実

普段から新型インフルエンザ等の発生に備えることが重要であるため、正しい予防の知識についての普及啓発に努めます。

また、発生時には国・県や近隣市町、医師会等関係機関との連携を図るとともに、市民への情報提供を迅速に行い、初期に被害を最小限にとどめられるよう対策を講じます。

くわえて、備蓄品の管理調整を行い、非常時における業務継続体制の整備に努めます。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
救急や病院など医療体制の整備に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	48.7%	55.0%

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つように努めましょう。
- ②応急手当の知識を身につけたり、救命救急講習を受講し緊急対応ができるようにしましょう。
- ③新型インフルエンザなどの予防のため、普段からうがい・手洗いをし、咳やくしゃみ等が出るときはマスクを着用しましょう。

第9節 社会保障制度

前期計画の成果

国民年金においては、保険料負担が困難な方のための特例や免除に関する制度について、市の広報紙に周知記事を掲載したり、パンフレット作成を行い、市民の制度への理解が深まるよう取り組んできました。

国民健康保険においては、第2期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査の受診率向上と、特定保健指導により、疾病や重症化予防を促進してきました。

介護保険においては、公平な認定事務のため、平成23年度に県の介護認定審査会アドバイザー事業、平成26年度に国の介護認定訪問審査会事業を活用し、介護認定の質の向上に努めました。

低所得者福祉においては、本市は福岡県下で生活保護率が最も低く、毎年おおむね5%台で推移している中、今後は、生活困窮者支援法の施行により、ハローワークなどと連携した就労支援も市の責務となり、一層の自立支援を推進していくこととなります。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
特定健診の受診率	39.1%	36.2%	65.0%
特定健診受診の啓発	年1回	年4回	年1回以上
点検効果率	0.19%	0.29%	0.30%
国保特別会計の決算状況	▲5.28億円	▲8.3億円	赤字の解消
介護保険の普通徴収による収納率	86.5%	87.9%	87.0%

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

【国民年金】

国民年金制度は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後をはじめ、障害や死亡の場合の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。保険料の収納事務は国が行っていますが、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、減免の相談、申請の受理、年金事務所へつなぐ進達事務などは市が行っています。

今後も、国民年金被保険者となる市民の正確な把握と、国民年金制度への理解を広めることにより、市民の受給権の確保に努めていくことが必要です。

【国民健康保険】

わが国の医療保険は、職域に応じ、事業所等で働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがあり、市民の健康管理と健康増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展などにより、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険の財政状況は厳しい状況にあり、小都市の国民健康保険においても累積赤字の増加が大きな課題となっております。

今後は、累積赤字の解消に向けて国民健康保険税の収納率の維持・向上を図るとともに、被保険者の健康づくりによる疾病の予防・早期発見と医療費の適正化が求められています。

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図り、75歳以上（65歳以上の重度障害者）の医療を国民みんなで支えるために平成20年度に始まった医療制度です。

保険者は福岡県後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の収納事務、資格取得、給付申請、各種相談、広域連合への進達事務などは市が行っています。

今後も保険料収納率の維持・向上を図りつつ、健康長寿講演会開催など被保険者の疾病予防の啓発に努め、健康寿命を延ばすための取組みが求められています。

【介護保険】

平成12年度に始まった介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、事業者によるサービス供給と利用者のニーズを適切に結びつけるケアマネジメントの仕組みにより、介護基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。しかし、急増する給付費の抑制やサービスの質の確保などの課題が顕在化しており、平成26年から、社会保障と税の一体改革が行われ、介護分野においては、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化することや、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げることが定められました。この改革において、高齢者と密接にかかわる市町村の役割は、より大きなものとなりました。

こうした改正を受け、今後も、介護予防の充実などにより給付費の削減を行いながら、制度の安定化に努めることが求められています。

【低所得者福祉】

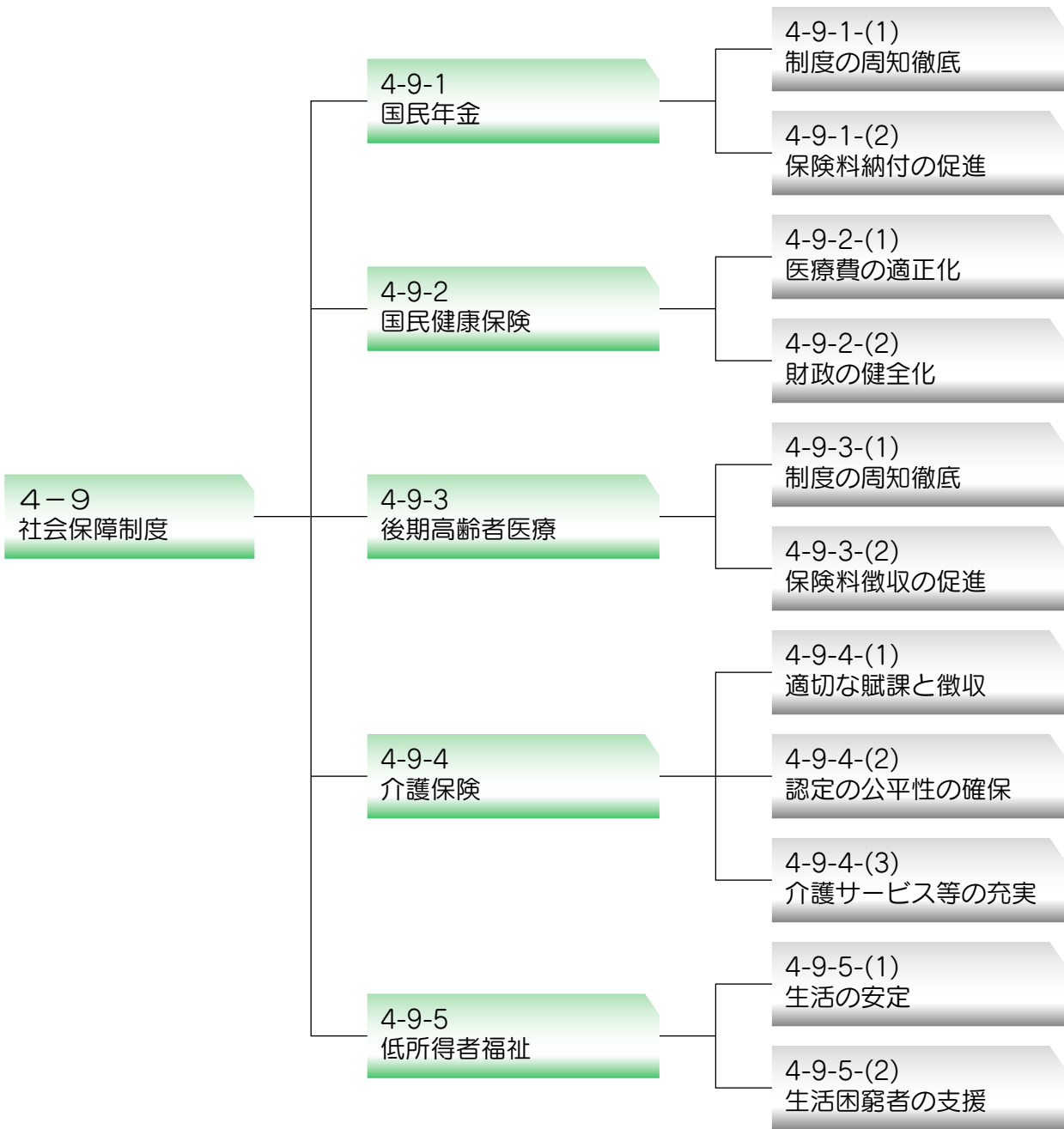
本市の平成26年度の生活保護率は5.5%（1パーミルは1,000分の1）で、平成20年度の2.4%から増加しています。しかしながら、平成26年度の福岡県や全国の生活保護率（県：26.0%、国：17.1%）と比較すると、低水準です。

低所得者世帯は、社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、民生委員児童委員などと連携しながら、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

基本目標

少子・高齢化が進む中、国民生活の基盤である社会保障制度の安定化を図るため、制度の周知や収納率の向上、給付費の削減に向けて取り組むとともに、低所得者世帯の自立を支援します。

施策の体系



主要施策

1. 国民年金

(1) 制度の周知徹底

「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」、「国民年金保険料免除制度」などについて、対象となる市民に適切に案内します。

(2) 保険料納付の促進

国民年金対象者の的確な把握と適用に努め

るとともに、保険料の適正な納付を促し、検認率の向上に努め、年金受給権の確保を図ります。また、学生納付特例や若年者納付猶予、免除申請などの受付処理を適正に行います。

また、年金（納付）記録に関する相談を受けるため、社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置を設置し、相談業務の拡充と保険料納付の促進を行います。

2. 国民健康保険

(1) 医療費の適正化

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上をめざします。また、レセプト点検効果率の向上に努めます。

(2) 財政の健全化

特定健診・特定保健指導の推進により被保険者の健康増進を図ります。また、定期的な税率等の見直しや口座振替の推進、ジェネリック医薬品の普及に努め、国民健康保険財政の健全化を図ります。

3. 後期高齢者医療

(1) 制度の周知徹底

後期高齢者医療は原則として75歳以上の方が被保険者ですが、65歳以上の障害者(1～3級)は任意で加入・脱退することができるため、公費医療の関連も踏まえ、対象となる市民に適切に案内します。

(2) 保険料徴収の促進

後期高齢者医療保険料は資格取得後、条件が整えば特別徴収(年金天引)となります。普通徴収となる方については口座振替の推進、滞納整理の実施拡大を行い、保険料の収納向上を図ります。

また、減免制度の周知も踏まえ、納付相談しやすい環境づくりと、きめ細やかな対応を行います。

4. 介護保険

(1) 適切な賦課と徴収

介護保険滞納者は利用時期や給付の制限を受けることになるため、十分な制度の理解に努めるとともに、滞納整理の実施拡大を行い、保険料の収納向上を図ります。そのため各種パンフレットの配布や広報等への掲載頻度を増やすとともに、困窮者に対しては納付相談しやすい環境を整えるなど、収納意欲の向上をめざす取り組みを進めていきます。

(2) 認定の公平性の確保

公平で透明性の高い認定事務のさらなる実現のために、要介護認定の平準化事業を充実させます。また、介護サービス事業者の質の向上を図り、日頃から接している従事者等による適切なサービスの提供・説明を、利用者や家族等に十分できるよう広く情報の提供等に努めます。

(3) 介護サービス等の充実

介護保険サービスの適正な運用を図るとともに、地域密着型サービス施設の整備状況に対し、サービス提供量に不足が見込まれる場合、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時に適正な整備に向けた検討を行います。

5. 低所得者福祉

(1) 生活の安定

1) 生活保護制度の適正な運用

生活保護は、国民の最後のセーフティネットとなる制度です。その運用に当たっては、漏給防止や濫給防止のため、関係機関(民生委員児童委員、ハローワーク、警察署等)との連携を図るとともに、他法他施策の適正な活用の徹底、収入及び資産の把握の徹底、扶養義務調査の徹底、レセプト点検、計画的な調査訪問活動等により適正な運用に努めます。

2) 社会保障制度の活用

生活保護の決定及び実施に当たっては、他法他施策の優先活用が前提となっているため、生活保護の相談の中で、社会保障制度や福祉資金貸付制度を説明し、その活用を図ります。

(2) 生活困窮者の支援

1) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施します。

自立相談支援事業の中で相談支援員や就労支援員を配置し、相談者のニーズに応じた支援をハローワーク、社会福祉協議会等の関係機関と連携して行い、自立の促進を図ります。

2) 就労の促進

生活困窮者に対して、就労支援員等によりハローワークなどと連携したきめ細やかな状況に応じた就労支援を行うことにより、就労の促進を図ります。

3) 住宅環境の確保

離職等により経済的に困窮し住宅を失った、又は失う恐れのある人に対して住居確保給付金を支給し、住宅の確保を促進します。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
特定健診の受診率	36.2%	60.0%
特定健診受診の啓発、点検効果率	年4回、0.29%	年2回以上、0.50%
国保特別会計の決算状況	▲8.3億円	赤字の解消
介護保険の普通徴収による収納率	87.9%	89.0%

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①各種社会保障制度の働きを理解し、保険料を確実に納付しましょう。
- ②健康は自分で守るという意識を持ち、疾病予防と健康増進に努めましょう。また、頻回、重複受診をやめ医療費の無駄を減らしましょう。
- ③特定健康診査や特定保健指導を積極的に受診しましょう。
- ④健診結果を活用して自分の体の状態を理解しましょう。
- ⑤市や社会福祉協議会の各種経済安定化制度を利用し、生活の安定と自立をめざしましょう。また、各種相談・指導サービスを積極的に利用しましょう。

第5章

生きる力を育む教育と地域文化づくり

第1節 幼児教育

前期計画の成果

教育委員会による幼稚園訪問や、園内研修を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の推進を行い、培ったものを小学校へとつないでいけるよう情報提供を行い、連携を図りました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
幼児の教育の充実に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	51.8%	60.0%	55.0%

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市には、公立幼稚園が2園と私立幼稚園が3園あり、豊かな情操のかん養と集団活動を通して、「生きる力の基礎を育てる幼稚園教育の推進」を目標に教育を行っています。現在、幼稚園への就園促進のため、子ども・子育て支援新制度^{*}に移行しない私立幼稚園の園児に対して私立幼稚園就園奨励費を交付し、保護者の負担軽減に努めています。

また、本市には公立保育所3箇所と私立保育所10箇所があります。保育所は、乳幼児が人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に大半の時間を過ごすところであるため、平成21年度から施行された保育所保育指針に沿って保育内容の充実を図り、人格形成の視点をふまえた保育を実施しています。

今後は、国の子ども・子育て支援新制度の動向を注視していくとともに、幼児教育の拠点となる幼稚園・保育所だけでなく、家庭、学校、地域社会が一体となり、一人ひとりの個性や成長に合わせた幼児教育を推進していくことが求められます。また、公立幼稚園の今後のあり方について検討を進めていく必要があります。

基本目標

人を思いやる優しい心を持った子どもたちを育むため、家庭、幼稚園・保育所をはじめ、地域が一体となって幼児の成長に関わっていきます。

施策の体系



■ 主要施策

1. 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

保育や、遊びなどの幼児期にふさわしい豊かな体験を通して、道徳性の芽生えを養うなど、生きる力の基礎を育成する幼稚園教育を推進します。

保育所においては、保育所保育指針に基づいた養護や教育を進め、健康・安全及び食育を計画的に実施していきます。

また、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所と小学校との密接な連携を図るとともに、さらに家庭、地域社会と相互に協力して幼児教育を進めていきます。

さらに、小1プロブレム^{*}解消のためのアプローチカリキュラムの開発と普及を支援します。

2. 幼稚園就園の支援

保護者の負担軽減のため、私立幼稚園就園奨励費を交付し、幼稚園への就園を促進します。

3. 公立幼稚園のあり方の検討

公立幼稚園の今後のあり方について、附属機関である小郡市幼児施設審議会の答申を踏まえ検討します。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
幼児の教育の充実に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	60.0%	60.0% （現状の満足度を維持）

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①幼稚園や保育所と家庭の役割を理解し、基本的な生活習慣や公衆マナーなどのしつけは、家庭が主体的責任を持って行いましょう。
- ②親や大人が子どもの手本となるような、規律正しい生活を送りましょう。
- ③読み聞かせなどを中心に、親子の対話を大切にしましょう。
- ④テレビやゲームからできるだけ距離を置いた生活をし、昔ながらの遊びを通して、情操豊かな子どもに育てましょう。

第2節 学校教育

前期計画の成果

学校・家庭・地域が連携して「小郡の子ども共育10の実践」を推進してきました。

「確かな学力」の育成のため、学力向上推進委員会を開催し、各校の情報共有を図るとともに、小学校低学年を中心に少人数学級を推進し、教育相談員の派遣などを通じて個に応じた指導を行っています。また、ALT派遣による小学校全学年での英語活動、久留米高専と連携した情報教育などの、時代に合った教育や、個別の指導計画に基づく特別支援教育など、児童個別の指導の充実も図っています。

「豊かな人間性」を養うため、道徳教育推進協議会を開催し、各校の実践力を高めました。

「健やかな体」の育成のため、各校において体力向上プランを作成し、体力向上検証委員会を開催して情報交流を図りました。また、大学教授を招き、授業の改善にも取り組んできました。

児童生徒の登下校の安全確保やあいさつ運動などについて、学校運営協議会*（コミュニティ・スクール）などを通して、地域や家庭との連携を図っています。また、いじめ問題に対し、「いじめ防止基本方針」を策定し、関係機関と連携を図る組織を立ち上げるなど、情報共有を推進しました。

開かれた学校づくりのため、学校自己評価・学校関係者評価の実施・公表・説明を行い、学校運営協議会などを通し、地域との連携を図りました。

学校施設の大規模工事についても、平成24年度に大原小、25年度に三国小、26年度に小郡小と順次実施し、学校施設の充実を図ってきました。

学校給食については、現在、3小学校（味坂、立石、御原）が自校式給食を実施しており、他の小学校についても順次給食施設の整備を図っていく予定です。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
学校支援ボランティア活動参加のべ人数	4,182人	5,681人	5,100人
小・中学校の大規模改造実施棟数	—	5棟	7棟 (平成24～27年度)

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市では、「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小郡市民の育成」を教育目標に、確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成と専門性の高い教職員の育成、さらに地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

今日、社会的には、少子高齢化やグローバル化が急速に進むことへの対応とともに、少年犯罪の凶悪化、いじめ・不登校児童生徒の増加や教職員の時間外勤務の多さなど課題への対応の必要性が指摘されております。

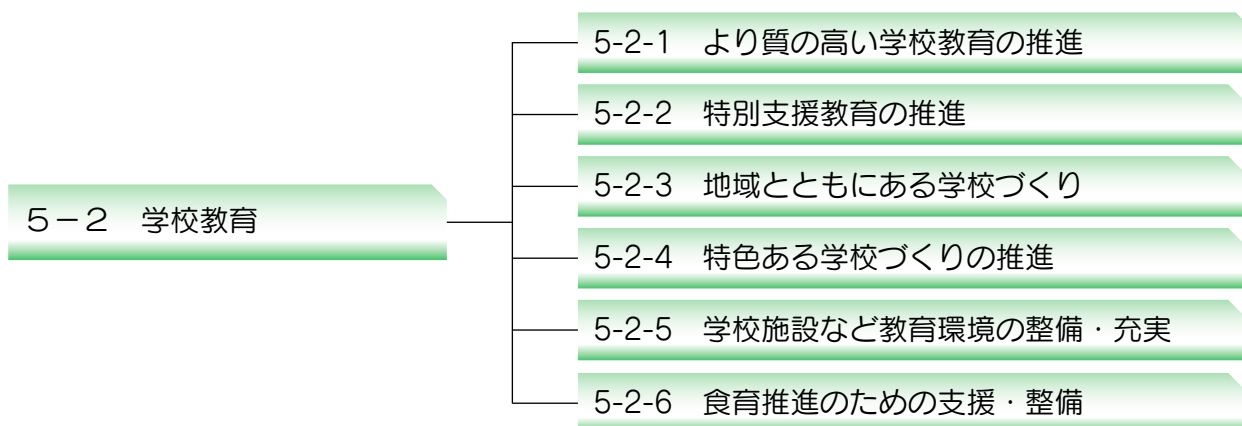
このような中、これからの学校教育では社会の変化に主体的に対応し、高い志や意欲を持った自立した人間として、他者と協働しながら未来を切り拓く生きる力を育てることが重要です。特に、児童生徒が一生涯学び続けることができる意欲や学び方を身に付けさせることが大切です。そのためには、知育・徳育・体育などの教育活動の充実、特別支援教育の充実、教職員の資質の向上、地域とともにある特色ある学校づくりの推進、教育環境充実のための学校施設整備に取り組むことが求められています。

また、学校教育の充実による食育の推進と小学校自校式給食施設及び学校給食センターの計画的な整備に取り組む必要があります。

基本目標

自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、他と協力して未来を切り拓いていく力を持った子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域が一体となって「生きる力」を育む教育を実践します。そのために、教育力向上をめざし、教職員の資質の向上を図る研修を充実させていきます。

施策の体系



主要施策

1. より質の高い学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するため、基礎的・基本的な知識や技能の習得と活用力の育成をめざします。また、小・中学校への少人数学級の検討を行います。さらに、国際化・情報化社会に対応した小学校英語活動や情報教育を行います。

特に情報教育においては、教職員の研修を実施し、教科指導へのICTの効果的な活用をはじめ、児童生徒への情報活用能力の育成と情報モラル教育を推進します。

さらに、教職員が子どもと向き合えるようにするため、業務改善の支援や人的配置などの条件整備をはじめ、関係機関と連携した取組みを進めます。

(2) 豊かな心の育成

「豊かな人間性」を養うことを目的に、道徳教育を行うための指導や支援を行います。

いじめ・不登校の早期発見・早期対応と早期解消を行うための情報提供や場の提供などの

支援を行います。そのため、いじめ・不登校の解消や厳しい家庭環境にある子どもへの支援なども含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置の拡大に努めるとともに、関係機関と連携した組織的な取組みを推進します。

(3) 健やかな体の育成

「健やかな体」を育成するために、児童生徒の体力の実態に基づいた体力向上プランの作成を推進し、授業や学校行事などの改善に向けて情報提供等の支援を行います。

(4) 教職員の資質の向上

学力実態の分析を生かし授業改善をめざす校内研修や、教職員の創意工夫が活かされる協働的な学校運営体制システムづくりを推進します。また、多様な研修の場の提供と教育課題の解決をめざす調査研究の実施を推進するとともに、教職員のメンタルヘルスに配慮した支援などを行います。

2. 特別支援教育の推進

特別支援教育については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援を推進するとともに、特別支援教育支援員の配置の充実に努めます。

3. 地域とともにある学校づくり

学校運営協議会^{*}や学校支援地域本部を活用した学校支援体制の確立を図ります。さらに、地域とともにある学校づくりを推進するために、地域の諸機関と連携を図りながら児童生徒の地域行事などへの参加も積極的に促進します。

また、児童生徒の登下校の安全確保に向けた取り組みの充実に努めるため、地域や団体、警察などの関係機関、ボランティアと積極的な連携を進めます。また、学校支援ボランティアによる指導により、教育内容の充実に努めます。

4. 特色ある学校づくりの推進

国際化社会、情報化社会、少子高齢社会の中、たくましく生きていく人材を育てるために、小規模校の特色ある学校づくりの支援を行うとともに、伝統文化に関する学習の推進を行います。

5. 学校施設など教育環境の整備・充実

(1) 学校などの空調設備の整備の推進

空調設備が整備されていない学校などへ空調設備の整備を推進します。

(2) 老朽校舎の改造整備の促進

学校施設の大規模改造事業は、老朽化の著しい施設より順次実施し、施設の整備・充実に努めます。

(3) 教育設備及び備品の充実

IT機器に関しては、計画的に機器の更新を実施するとともに、電子黒板などの指導に必要な教材備品の充実に努めます。

6. 食育推進のための支援・整備

(1) 学校給食における食育の推進

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で、学力向上や健全な心身と豊かな人間性を育んでいけるよう食育を推進します。

今後も学校教育を通して、正しい食習慣や栄養のバランスへの意識を培うとともに、食事の重要性を理解し、協調性・社会性を育むように推進します。また、食育の観点から学校給食に地域の農産物を活用し、児童生徒に地域の食文化や、安全な食材を提供していただいている生産者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食育の「生きた教材」として地域との連携を促進します。

(2) 学校給食に伴う施設の整備

学校給食センターの老朽化に伴い、適正な維持管理に努めながら、できる限り早期に小学校自校式給食施設の年次的整備を進めます。

また、学校給食衛生管理基準に沿って、大量調理施設用の調理機器などを導入し、安全で安心できる学校給食の提供を図ります。あわせて、中学校学校給食センターの建設に向けた計画の推進を図ります。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
学校支援ボランティア活動参加のべ人数	5,681人	6,000人
小・中学校の大規模改造実施棟数 (平成28年度～32年度)	—	6棟

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①学校と家庭の役割を理解し、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣は家庭でしっかり身につけさせるとともに、家族の一員としての役割を持たせましょう。
- ②PTAを中心に保護者と教職員の交流を図るとともに、学校行事などに積極的に参加することを通して教育活動や学校運営の充実に向けて支援しましょう。
- ③地域住民として子どもの安全確保、子どもの居場所づくり、職場体験等に協力するとともに学校運営を積極的に支援しましょう。

第3節 青少年教育

前期計画の成果

青少年育成市民会議を中心として、地域の関連団体と連携し、青少年がたくましく成長できる環境づくりに努めました。ジュニアリーダー研修の支援や、子どもの居場所づくりや多様な体験の提供のため、アンビシャス広場と校区公民館・自治公民館の連携を支援してきました。また、青少年教育に関して、随時啓発活動を実施しました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
子ども会リーダー育成研修会参加者数 (一泊二日の宿泊研修)	18人	26人	30人
青少年に関する事業の参加者数	447人	265人	550人
家庭教育支援事業(講座・教室・講演会) の開設数	21講座	61講座	28講座

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

少子化や核家族化など社会環境の変化の中で、幼少期から塾や習い事、長時間のゲーム利用など個人主義のライフスタイルとなり、家族の絆、身近な地域社会との人間関係が希薄になってきています。また、青少年を取り巻く環境は、有害なインターネットなどの情報や凶書の氾濫、少年による凶悪・粗暴な事件の多発、少年による危険ドラッグ等の薬物乱用など、きわめて憂慮すべき状況にあります。

このような社会背景の中で、青少年が自分の夢を確立し、地域社会でボランティアやリーダーとして地域活動に参加し、地域での仲間づくりや地域の課題に取り組むことが求められています。

平成18年の教育基本法の改正で、「家庭教育」、「幼児教育」に関して、保護者や行政の努力義務が新しい条文として規定されました。さらに、平成20年6月には「社会教育法」の改正、平成25年に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」により、社会全体でのきめ細やかな家庭教育支援が求められています。

「青少年は地域で育む」という視点に立って、各種体験活動などを通して青少年の社会参加を促し、次世代を担う青少年の健全育成のために望ましい地域環境づくりが求められています。

基本目標

団体活動を通して、社会の一員として自覚を高めることができる、青少年活動を支援します。また、家庭、学校、地域、関係団体が連携し、青少年の健全育成に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 青少年育成活動団体の支援

市内の社会教育活動団体・青少年健全育成団体などの特色ある活動の支援を行うとともに、連携を図ることで、地域に根差した青少年活動を進めます。また、子ども達の居場所づくりや交流の場として、自治公民館の開放を支援し、校区公民館の活用を促進します。

2. 人材の育成

子どもの体験学習や研修会・交流会を状況に応じて主催・共催で実施することで、子ども達が地域で主体的に活動できるジュニアリーダーとなるように全市的な育成を図ります。子ども達の地域活動、レクリエーション、スポーツ活動、伝統文化の継承、社会から求められている活動等について、家庭・学校・地域と連携しながら支援します。また大人に対しても、子ども会の保護者向け研修会の開催や、青少年育成市民会議が行う講演会への参加を促すことで、子ども会育成者や地域支援者の育成を図ります。

3. 家庭教育の支援

社会全体でのきめ細やかな家庭教育支援を進めるため、子育て保護者向けの家庭教育講座、出前講座、家庭教育相談窓口など、数多くの学習・相談の機会を提供し、家庭教育・子育て支援を推進します。また、子どもの健やかな成長を促進するため、家庭での規則正しい生活習慣づくりの取組みを推進します。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
青少年に関する事業の参加者数	1,349人	1,500人

みんなでとりくむまちづくり

- ①地域であいさつ運動を展開するなど、家族や近隣住民とのコミュニケーションを深めましょう。
- ②青少年や地域のいろいろな世代との交流の場に積極的に参画しましょう。
- ③大人が他人の子どもを叱ることのできる地域づくりに取り組みましょう。

第4節 人権・同和教育

前期計画の成果

市民一人ひとりの人権が保障される明るい社会の実現のために、「人権のまちづくり」が行う啓発活動支援や、教育関係者に対する研修、「七夕人権考座」、「不登校学習会」などの講座の開催など、啓発の充実に努めました。また、「学び場支援事業」を市内すべての小・中学校において実施し、児童生徒一人ひとりの学力保障の取組みを推進してきました。

平成24年度には人権・同和問題市民意識調査を実施し、本市における人権意識の現状を把握するとともに、そこから見出された課題について検証を行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
研修会時のアンケートによる満足度	90.0%	90.5%	93.0%
人権問題解決のための取組みに対する満足度（市民アンケート調査結果より）	63.4%	64.8%	65.0%

現状と課題

本市では、平成7年に「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、同和教育の推進に取り組み、平成11年には「人権教育のための国連10年」小郡市行動計画を策定し、同和教育をはじめあらゆる人権教育を積極的に進めてきました。また、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を受け、市民と市が協働して一人ひとりが差別をなくす市民に変わり、差別のない小郡市を築いていくために、平成19年には「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この計画に基づき人権課題の解決に向け取り組んでいます。

しかし、平成24年度に実施した小郡市人権・同和問題市民意識調査では、学校教育で同和問題に関する正しい学習を行うことへの期待と成果が反映された一方で、約半数の市民が同和問題を「他人事」として捉えている等、意識の浸透が進んでいないことが明らかになりました。また、講演会・講座の開催や、啓発冊子を作成することにより、市民への啓発を図りながら地域人材の発掘・育成に努めているものの、こうした行政による取組み自体が十分に認知されていない実態も明らかとなっています。

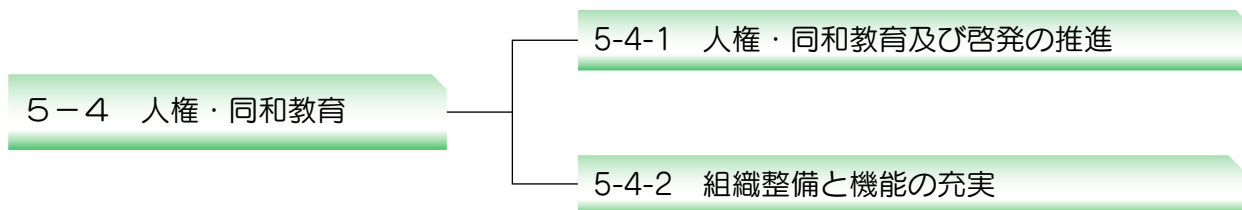
誰もがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等な社会の確立に向けて、＜差別をしない＞のではなく、＜差別をなくす＞態度を培うための、地域に根ざしたより効果的な啓発活動を充実させ、人権尊重の精神のかん養に努めることが求められています。

基本目標

同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、教育・啓発を通し人権を守り育てる個人を育み、かつその個人を育むことのできる地域社会の創造に向け、人権のまちづくりに取り組んでいきます。

学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権であるという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの学力と進路の保障に努めていきます。

施策の体系



主要施策

1. 人権・同和教育及び啓発の推進

(1) 学校における人権・同和教育の推進

校長のリーダーシップと教職員の共通理解による組織的、継続的な人権・同和教育を推進するため、管理職、人権・同和教育担当者や新転任教職員の研修及び校内研修の充実を図ります。学校教育と子どもの学力を支えている家庭と地域の教育力を支援するとともに、放課後学習支援活動としての「学び場支援事業」をより充実させ、学力保障を確かにする取組みを進めます。

また、市内各学校は、「人権のまちづくり」等の推進組織への参画を通して、地域に開かれた教育を進め、人権意識の高揚に努めます。さらに、保護者の人権意識を高めるため、市内各学校のPTAにおいて研修の充実を図ります。

(2) 地域における人権・同和教育の推進と指導者の育成

「人権のまちづくり」等の推進組織を支援するとともに、関連活動組織との連携を深めながら、地域に向けた啓発を充実させるとともに、人材の発掘・育成に努めます。

また、市職員や関係諸機関職員等の特定職業従事者に対しては、人権・同和教育研修の充実を努め、職員一人ひとりが同和問題をはじめ様々な人権問題を解決していく主体者となるように育成していきます。

(3) 人権・同和教育啓発事業の推進

「人権のまちづくり」等の推進組織と連携することにより、地域に密着した、草の根的な啓発アプローチを検討・実施していきます。また、「人権のまちづくり」等の推進組織が実施する人権フェスティバル等の事業を支援し、さらなる充実を図ります。

人権教育啓発センターとの連携を強化し、人権・同和教育の推進に関する情報交換を行いながら、市民のニーズにあった啓発冊子などの啓発資料を作成するとともに、それを活用した啓発活動の充実及び指導者育成研修や七夕人権考座など各種講座での研修に力を注いでいきます。

2. 組織整備と機能の充実

地域の実態に応じた人権・同和教育の推進をより積極的・機能的に行っていくために、「人権のまちづくり」と「校区人権問題啓発推進委員会」・「協働のまちづくり」組織との整合性を図り、学校・家庭・地域・行政が連携した啓発の推進をめざします。校区内の関係各機関等のネットワーク化を図るとともに、市全体での推進体制確立に向けて研究協議を進め、活動を支援していきます。

また、小郡市・三井郡での合同研修などで交流・連携を図るとともに、小郡市人権・同和教育研究協議会（市同研）等、研究・研修団体の組織の整備と機能の充実に向け、支援を行っていきます。

❑ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
研修会時のアンケートによる満足度	90.5%	93.0%
人権教育の推進に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	64.8%	65.0% （現状の満足度を維持）

❑ みんなでとりくむまちづくり

- ①人権・同和問題に関心を持ち、研修会や講演会などに積極的に参加し、学習を深めましょう。
- ②差別やいじめなどを自分の問題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に寄与しましょう。



▲ 学び場支援事業



▲ 人権のまちづくり（三国中校区の文化行事）

第5節 生涯学習

前期計画の成果

多様な学習機会の提供により、市民の自己実現や生きがいづくり、社会参加を推進する取組みを進めてきました。女性の再チャレンジ支援事業や、たなばた学遊倶楽部による高齢者向けの講座の多数開設を行いました。

公民館の設置されていなかった大原校区に対し、大原校区公民館（仮称）の開館を決定し、建設に向け取組みを始めました。

また、図書館事業については、「読書のまちづくり日本一」をめざし、平成24年度からモデル校を設定しての「家読[※]」の推進を行っています。くわえて、リニューアルした三国校区公民館図書室において図書の出しを行い、利用拡大を図りました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
支援講座（女性・高齢者・団塊世代・障害者・パソコン・男の料理教室等）の開設数	30 講座	26 講座	35 講座
小中学校、学童、幼稚園、子ども会等へのボランティア派遣件数	20 件	46 件	30 件
自治公民館専任館長数	50 人	63 人	55 人
生涯学習ボランティア、高齢者ボランティア講座の利用又は派遣件数	33 件	49 件	45 件
図書貸出冊数	426,393 冊	389,143 冊	435,000 冊

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

各個人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、またその成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。継続的な学習へのニーズに応えられる環境整備、すなわち学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりが必要です。

本市では、市民への学習に関する情報提供・学習相談等をはじめ、生涯学習センターを社会教育施設の拠点として位置づけ、7つの校区公民館と69の自治公民館などで、市民ニーズに即した講座や各種団体サークル、個人の活動への支援など様々な事業を展開しています。生涯学習の課題は社会の変化に対応して目まぐるしく変化しているため、変化に対応した施策を実施していく必要があります。

学校教育面では、生涯学習ボランティア・生涯学習課講座の受講生・地域住民が学校に出向いての学校支援活動が定着してきています。

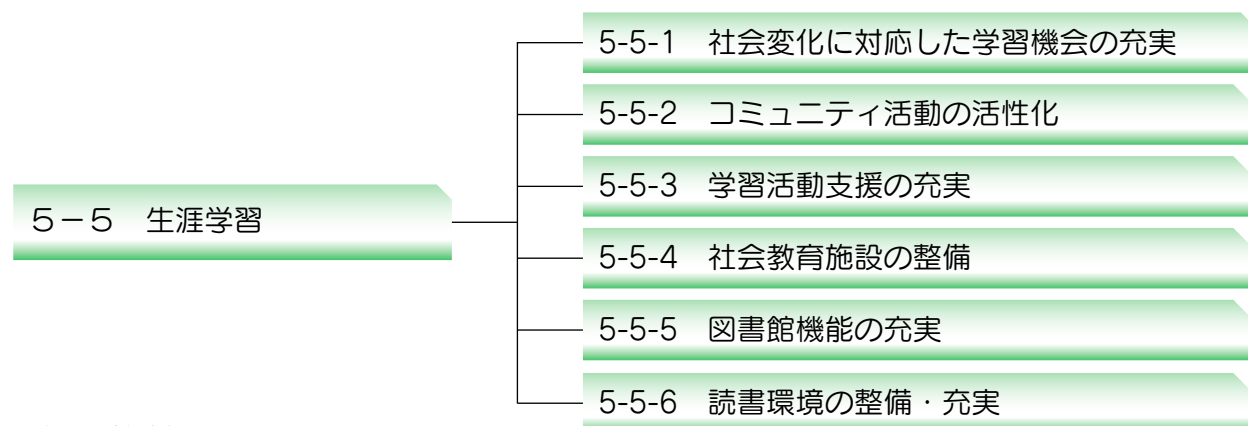
急激に変化している現代社会の中で、地域の多様な課題を解決するためには、行政・NPO・ボランティア団体・民間企業などが連携・協働していくことが必要です。そのためには、地域の人材育成、自主学習グループへの支援、地域ボランティアとして学習成果を生かすことのできる社会システムづくりが重要です。

図書館では、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所等と連携し、より多くの市民に読書が浸透する試みを進める必要があります。

基本目標

市民一人ひとりが自己実現を図り、生きがいや心の豊かさをもって生活ができるよう学習機会を充実します。また、個人の学習成果が社会に還元され社会全体の持続的な教育力の向上につなげるため、学習機会や支援体制を整備します。

施策の体系



主要施策

1. 社会変化に対応した学習機会の充実

個人の要望だけではなく、社会の要請、地域の課題、社会変化に対応した多様な学習機会を子どもから高齢者に至るまでの全階層に提供するとともに、参加への啓発活動を推進します。また、各個人の学習成果を生かす機会を充実し、男女共同参画や地域・社会活動参加を促進し、まちづくりに活用します。

2. コミュニティ活動の活性化

コミュニティ活動の拠点として公民館運営の一層の活性化に努めるとともに、自治公民館長の学習会や施設整備の支援を行います。また、各校区公民館の特色を活かした取組みを促進し、各自治公民館との交流を図ることで、各校区内コミュニティ活動を推進します。

各校区公民館においては「市民との協働のまちづくり」の拠点施設として、協働のまちづくり事業との連携を図ります。

3. 学習活動支援の充実

主催講座の受講生が自主グループとして、地域や学校でボランティアとして活動できるよう育成・支援を行います。また、生涯学習ボランティア制度の周知を図るとともに、ボランティアを必

要としている地域や学校と、社会参加したい人々の双方向にボランティア情報を提供します。

4. 社会教育施設の整備

老朽化の進んでいる校区公民館・生涯学習センターを子どもから高齢者まで学べる環境づくりの視点で整備に努めるとともに、大原校区公民館（仮称）の完成及び活用を図っていきます。また、のぞみが丘小学校の児童数減に伴う余裕教室を、のぞみがおか生楽館の会議室としての活用を図っていきます。

5. 図書館機能の充実

すべての市民に「ひらかれた図書館－親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」としてサービスの向上をめざします。

「第3次小郡市子ども読書活動推進計画」、「教育施策要綱」、「図書館サービス基本方針」、「図書館の望ましい運営と数値基準」に基づき、効率的・効果的な運営を行い、これにともなう施設の整備・充実も進めます。

「地域の知の拠点」また「地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点」として市民へサービスを提供します。

6. 読書環境の整備・充実

「読書のまちづくり日本一」をめざして、資料の充実はもとより移動図書館車の巡回、図書宅配サービス、ブックスタートなど市民が利用しやすい読書環境の整備・充実を行います。

また、「家読^{*}」の推進や図書館と学校との連携をさらに強化し、効果的な読書活動を図るため、現状に関する検証などを実施し、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所等での読書環境の整備・充実を行います。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
生涯学習センター・各校区公民館主催講座の回数	917回	983回
図書貸出冊数	389,143冊	400,000冊

■ みんなでとりくむまちづくり

- ① いろいろな講座、講演会、地域行事・イベント、団体活動などに積極的に参加し、仲間づくりを行うとともに、まちづくりに関する活動に参加しましょう。
- ② 学習活動で培った知識や技術、経験などを学校支援活動や地域活動に生かしましょう。
- ③ 家庭内で読書に親しむとともに、読書ボランティア等、市民の活動できる場に積極的に参加しましょう。



▲ 読み聞かせの様子（ふれあい館三国図書室）

第6節 文化活動

前期計画の成果

文化団体活動の支援を主として行ってきました。中でも、ハーモニー in おごおりの参加団体は目標数を達成しました。また、文化会館の設備の更新も随時行っています。文化団体活動の振興のため、情報発信を行っています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成 21 年度実績)	平成 26 年度実績	平成 27 年度目標
ハーモニー in おごおりの参加団体数	33 団体	40 団体	35 団体
文化協会会員数	1,066 人	835 人	1,250 人

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市では、各種文化芸術団体が積極的に活動を続け、市民文化祭や隔年行事の芸術祭、音楽祭、さらには市民ミュージカルの上演など活発な活動が行われており、芸術・文化の振興・発展と底辺拡大に貢献しています。しかし、一部には会員の高齢化や減少がみられるため、リーダー養成や次世代を担う後進の育成が求められ、自主的な運営活動を展開することが望まれています。

本市出身の文学者故野田宇太郎氏の功績を市内外に広く顕彰するため、貴重な文学資料を集めた野田宇太郎資料館を開設し、展示・保存していますが、展示室の老朽化への対応を検討する必要があります。また、毎年野田宇太郎生誕祭を開催し、県内外から1,200編以上の献詩の応募があつています。

小郡音楽祭は創設から25年目を迎えますが、市民生活に浸透し、市民による音楽創作活動の総合的発表の場として、活発な音楽活動が展開されています。この音楽祭は、市民の文化に対する認識と理解を深めるとともに、地域文化の振興・発展を図る重要な一翼を担っています。

文化会館については、建設後28年を経過し老朽化しているため、施設の整備・修繕を行い、地域文化の核となりうる環境を整えていく必要があります。また、各種文化団体組織の自立、活性化及び相互の連携が課題となっています。

基本目標

市民一人ひとりが市民自身の生み出す豊かな文化に触れ、また、自分自身が文化の担い手となりえるよう、文化団体の自主的な運営を支援し、活動場所となる施設の整備を進めます。また、地域文化情報を市内外に発信し、文化の振興・発展に努めます。

施策の体系

5-6 文化活動

5-6-1 芸術文化の普及・振興

5-6-2 文化施設の整備・活性化

5-6-3 野田宇太郎文学資料館の充実

■ 主要施策

1. 芸術文化の普及・振興

市広報、生涯学習ニュース、ホームページ等の積極的活用により、文化事業協会、市民文化祭、小郡音楽祭の催し物を広く市民に広報し、地域文化の振興発展を促進します。

また、市民主体の文化活動を支援するとともに、魅力ある自主事業に取り組みます。

さらに、高松凌雲顕彰会が行う活動に対して支援を行うとともに、学校教育などへの活用を図ります。

2. 文化施設の整備・活性化

文化会館の老朽化による修繕、時代に対応した設備更新を年次的に進め、安心・安全・快適な文化施設づくりを促進します。併せて文化事業内容の質・量の充実を図り、利用者の満足度を上げ、文化事業の活性化に努めます。

3. 野田宇太郎文学資料館の充実

資料のデータベース化と保存処理を完了させ、市民の貴重な財産として保存するとともに、活用・公開をめざします。

また、常設展示や企画展示を充実させて、野田宇太郎氏の業績を市の内外に広報PRしていきます。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
市民文化祭及びハーモニー in おごおりの参加団体数	87団体	100団体

■ みんなでとりくむまちづくり

①個人の芸術・文化活動をまちづくりに活かせるよう協力しましょう。

②文化グループ活動に参加するとともに、新たな地域文化の創造に取り組みましょう。

第7節 文化財

前期計画の成果

平成23年度に埋蔵文化財調査センター独自のホームページを開設し、イベントや講座・講演会の情報発信を行ってきました。地域や校区公民館と連携したイベントも行っています。

また、平成24～26年度に文化財の市指定・登録を3件行いました。

松崎地区の油屋は、平成15年度に策定した油屋整備基本構想に基づき、構造上危険であった中油屋の解体・復原を進めてきました。

小郡官衙遺跡群については、平成23年度に保存管理計画、平成24年度に整備基本計画を策定しました。

小郡市埋蔵文化財調査センターと九州歴史資料館の連携も、事業の一部において、展示や体験学習・イベント開催を連携して行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
国・県・市指定文化財の指定・登録件数	19件	22件	22件
歴史・文化の保全・活用に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	61.0%	65.7%	65.0%

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市には、国指定史跡の小郡官衙遺跡群をはじめとして、国・県・市により22件の文化財が指定・登録されているほか、未指定の文化遺産が数多く残されています。

小郡市埋蔵文化財調査センターは、市内の発掘調査や歴史・民俗調査を行い、発見した資料の整理・収蔵を行っています。また、文化財を活かした学習の場となるように展示室・収蔵スペースを設け、さらに研修室・体験学習室では様々な講演会・古代体験講座などを開催し、教育普及活動を通して市民文化の向上に努めています。

文化財保護法の改正に伴い、市文化財保護条例の改正を行い、登録有形文化財、伝統的建造物群、文化的景観の新たな項目を加えました。今後は、この分野の指定追加が課題です。また、今後文化財を地域外にも発信して教育・まちづくり・観光などに広く活用していくことも課題です。

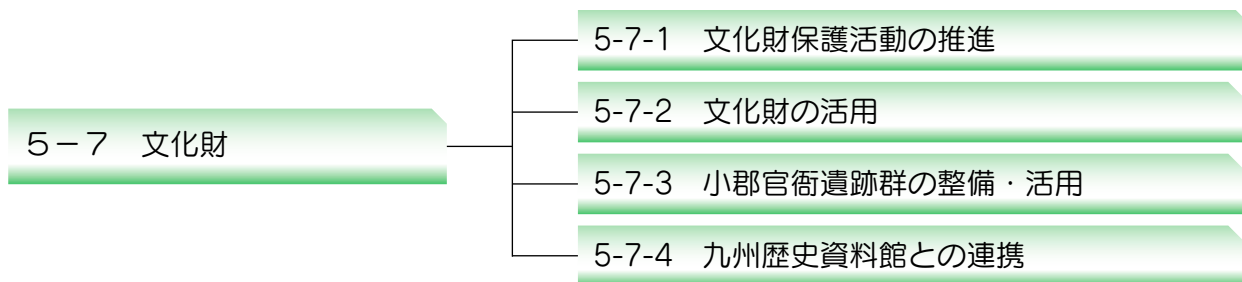
市の指定文化財である油屋は、座敷部分の復原を終了しましたが、主屋は構造上危険な箇所があり、現在は限定的な公開にとどまっているため、広く公開できるよう整備を進める必要があります。さらに、小郡官衙遺跡は公有化されたものの、一部に未整備地が残っており、今後その部分の環境整備が課題として残っています。

本市には、無形民俗文化財の「早馬祭」や無形文化財の「上岩田注連ねり（人形じめ）」など、本市が指定する伝統行事や伝統芸能が残されています。こうした地域独自の伝統行事や伝統芸能は、コミュニティ形成のための重要な役割も担っており、その積極的な保存、育成が課題です。

基本目標

歴史に息づく文化財や文化遺産に関する認識を深め、地域や市民の総意で大事に守りながら、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外へ発信し、教育・まちづくり・観光などにも活用していきます。

施策の体系



主要施策

1. 文化財保護活動の推進

地域で大切に守られてきた文化財を指定・登録物件として追加指定・登録を行います。さらに、博物館構想についてその詳細を検討していきます。

2. 文化財の活用

文化財をホームページやQRコード、タブレットなどにより外部へ発信するとともに、文化財を観光や生涯学習に役立てられるよう環境づくりを進めます。

また、油屋については整備を推進し、構造上危険な個所等に関して、解体・復原を行います。

さらに、文化財を活用した地域社会のコミュニティ形成ができるよう、積極的な支援を行います。

3. 小郡官衙遺跡群の整備・活用

小郡官衙遺跡群全体の保存管理計画、整備基本計画にもとづき、既整備地を含めた公有地全体の年次的整備を検討します。

4. 九州歴史資料館との連携

小郡市埋蔵文化財調査センターは、福岡県立九州歴史資料館と展示品の交換、講演会の共催、体験学習、指導者交流などを実施し、両館が地域文化の発信基地を担うとともに、文化財保護につながる連携を進展させます。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
国・県・市指定文化財の指定・登録件数	22件	25件
文化財の保全・活用に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	65.7%	66.0% （現状の満足度を維持）

みんなできとりくむまちづくり

- ①地域の歴史遺跡や伝統芸能についての知識を深めましょう。
- ②市の歴史文化についての学習を進めるとともに、個人や法人が所有する文化財を大切に残しましょう。
- ③地域の伝統芸能や祭りなどに積極的に参加し、伝統芸能の継承に努めましょう。

第 8 節 スポーツ・レクリエーション

前期計画の成果

本市のスポーツ・レクリエーションに係るスポーツ推進基本計画を平成 26 年度に策定しました。

本市のスポーツ施設は、県内外から、様々な種目の大会や練習試合などで盛んに利用されており、特に、小郡市体育館と小郡運動公園については年間約 15 万人の利用があります。

市内の施設については、小郡運動公園内陸上競技場の 2 種公認のための改修工事を行いました。また、野球場についても利便性向上のため、8 色フルカラー LED スコアボードを整備しました。

また、各種スポーツ団体や指導者に向けて研修会・講習会を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ*「小郡わいわいクラブ」のあり方も検討・見直しを行いました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成 21 年度実績)	平成 26 年度実績	平成 27 年度目標
スポーツの振興に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	59.3%	63.0%	65.0%
各種団体・指導者向け研修会の開催	—	2 回/年	1 回/年
小郡市スポーツ振興委員会（仮称）の組織化	—	未組織	組織済み

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市では、40 年以上の活動実績のある体育協会を中心に、競技スポーツ、地域スポーツが盛んに行われています。市内には、小郡運動公園をはじめ体育館、武道場、地域運動広場などスポーツや健康づくりに利用できる施設が整っています。しかし、施設が古く維持管理に多くの時間と費用がかかっています。

市では体育協会と連携し、今後は、指導者の確保・育成や指導体制の確立を図り、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及体制の充実が求められています。

また、生涯スポーツの推進に向けて、スポーツ推進委員及び地域でスポーツを実施している各団体と連携を深めていく必要があります。

基本目標

スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

施策の体系

5-8 スポーツ・レクリエーション

5-8-1 スポーツ・レクリエーション活動の充実

5-8-2 スポーツ環境の整備・充実

主要施策

1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ推進基本計画に基づき、市民が生涯にわたってスポーツに親しむと同時に、スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域・住民の交流を促進するため、市主催事業・各種軽スポーツ事業の内容充実を図ります。

また、各分野でスポーツを実施している各団体とスポーツ推進委員の連携による事業や総合型地域スポーツクラブ※「小郡わいわいクラブ」を通して、市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに参加する機会を確保します。

さらに、プロスポーツの観戦・体験など運動公園を活用した事業を奨励し、スポーツを楽しむ機会を提供します。

2. スポーツ環境の整備・充実

(1) 施設整備

市民が安全にスポーツを行える環境を整備するため、既存施設の適正な維持・管理に努めます。また、総合体育館建設については、有識者を含めた建設委員会などの組織を設置し、建設に向けた取組みを進めます。

(2) 指導者の確保・育成

スポーツ推進基本計画に基づき、生活の中に定着したスポーツ・レクリエーションの普及をめざし、各種団体や指導者向けの研修会を開催します。あわせて、スポーツ振興の中心的役割を担うスポーツ推進委員が、地域でスポーツを実施している各団体との連携を図ることにより、地域スポーツ指導者等の育成・確保を図ります。

(3) 組織・体制の整備

スポーツ推進基本計画に基づき、生涯スポーツの振興を推進するスポーツ推進委員の活動の充実を図るとともに、各分野でスポーツを実施している各団体との連携を深め、地域のスポーツ活動の充実をはかります。

また、競技スポーツ振興のため、体育協会の育成強化と大会等への参加奨励を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」の育成を通して、市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
スポーツ・レクリエーションに対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	63.0%	63.0% （現状の満足度を維持）
各種団体・指導者向け研修会の開催	2回/年	2回/年

みんなできとりくむまちづくり

- ①スポーツやレクリエーションを定期的に行い、心身の健康を維持・増強しましょう。
- ②スポーツやレクリエーションを通じて同世代や異世代との交流を図り、ストレスの発散に努めましょう。
- ③スポーツ活動で培った知識や技術、経験などを活かし、指導者として地域住民の方に還元しましょう。

第9節 交流

前期計画の成果

多文化共生のために実施している、年間6回開催している国際理解講座への参加者数は、増加しています。また、市内・近郊の外国人のための「フレンドシップ交流会」を、関連団体と連携して開催しています。くわえて、平成24年度に「暮らしの便利帳（多文化共生ガイドブック）」を改訂し、平成25年度から公共施設などで配布しています。

幼稚園、小・中学校のすべてにおいて、外国語指導助手（ALT）を派遣し、外国語活動を実施しています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
国際理解講座の1講座あたりの参加者数	17人 (105人／6講座)	25人	20人

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

政治・経済・文化・スポーツなどのグローバル化が進むなか、これからは、国際的な視野で活動できる人材の育成が急務であり、そのための環境づくりが求められています。

本市では、市民の国際感覚や意識の深化を図るため、国際理解講座やホームステイの受入れ支援を行っています。また、ともに暮らす外国人が住みやすいように、日本語教室を設置すると同時に、英語、中国語、韓国語の対訳つきの暮らしの便利帳を配布しています。さらに、おごおり国際交流協会を中心に外国人との交流が行われており、市もその支援を行っています。今後も、市内に在住する外国人が暮らしやすく、また、市民との交流が促進されるようなより一層の取組みが必要です。

中学校での外国語教育では、外国語への習熟と異文化理解を深めるため、外国語指導助手（ALT）と連携して授業を行っており、地元外国人をゲストティーチャーとして迎えた授業も行っています。新学習指導要領により小学校での外国語教育が行われることになったため、各小学校内で英語活動を推進する英語活動サポーター1名を教職員から選出しており、今後も、外国語指導助手（ALT）と連携した取組みが必要です。

基本目標

多文化共生のまちづくりをめざして、年代に応じた多様な国際交流や学習を進め、国際化に対応できる人材の育成や市内の環境づくりを進めていきます。また、すべての市民がいいきと生活を送れるよう、多様な交流の場の創出に努めます。

施策の体系

5-9 交流

5-9-1 国際交流と多文化共生の推進

5-9-2 国際理解教育の推進

主要施策

1. 国際交流と多文化共生の推進

外国文化への理解を深めるため、市民の国際理解事業及び国際交流事業への参加を推進し、市内在住外国人との交流を促進します。また、外国人が住みやすい環境をつくるため、多文化共生のまちづくりをめざします。

国際交流や多文化共生のまちづくりの指針となる計画の策定をめざします。

2. 国際理解教育の推進

外国語指導助手（ALT）による小・中学生への英語授業や異文化理解などの国際理解教育等を通して、国際的な視野の育成に取り組みます。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
国際理解講座の1講座あたりの参加者数	25人	30人

みんなでとりくむまちづくり

- ①国際理解講座などの国際交流事業に参加しましょう。
- ②在住外国人とあいさつをするなど交流に努めましょう。
- ③地域で行われる様々な行事やイベント、ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。



▲ 国際理解講座

第10節 男女共同参画社会

前期計画の成果

平成25年度に第2次小郡市男女共同参画計画を策定し、計画に基づいた施策推進を行っています。広報紙やセミナーを通じた啓発活動や、おごおりフォーラムを始めとする啓発活動、市の審議会等への参画など男女共同参画の推進に取り組むおごおり女性協議会への支援など、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
各行政区における女性区長及び女性自治公民館長の割合	1.6% (2人/128人)	0.8%	5.0%
審議会等における女性委員の割合	26.4%	36.9%	36.0%
母子生活支援施設入所措置世帯数	2世帯	2世帯	0世帯

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

本市では、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成13年には「男女共同参画社会推進審議会」を発足させ、平成20年には「小郡市男女共同参画推進条例」を施行し、平成25年度には「第2次小郡市男女共同参画計画（平成26年度～平成35年度）」を策定しました。

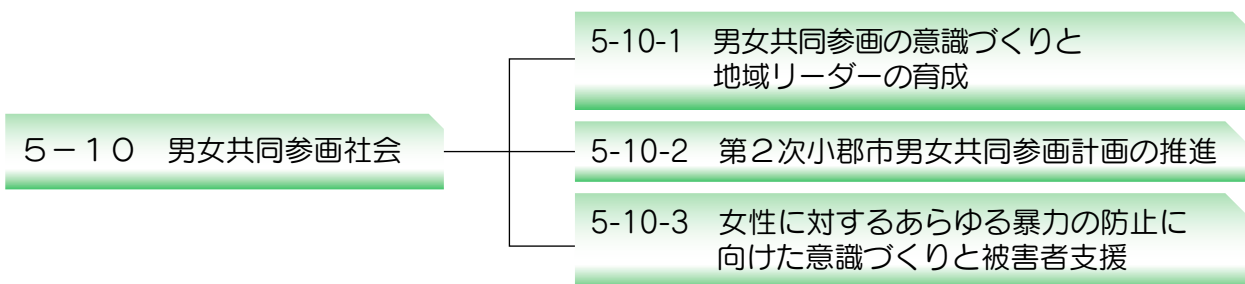
男女共同参画社会の実現は、性別に関わらずすべての人の人権を尊重するとともに、少子高齢化の進展などの社会の様々な課題に対応し豊かな社会をつくるためにも重要な課題です。しかし、固定的な性別役割分担意識や社会経済条件の格差が根強く残っているのが現状です。

女性の社会進出の進展により、意識や価値観の多様化が進み、職場や学校、地域など、社会のあらゆる分野で女性の活躍が顕著になる中、社会意識の改革や実践活動の促進、環境や体制の整備を一層進めていくことが求められています。

基本目標

男女がお互いに人権と能力を尊重しながら社会的責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が社会参加しやすい環境づくりを進めます。また、女性に対する暴力の根絶に向け、啓発活動を充実させます。

施策の体系



■ 主要施策

1. 男女共同参画の意識づくりと地域リーダーの育成

男女共同参画は、あらゆる立場の市民にとって必要であるという意識づくりのために、広報、講演会などによる啓発を行います。また、男女共同参画を理解し、実践につながるように、地域のリーダーとなる人や団体を育成・支援します。

2. 第2次小郡市男女共同参画計画の推進

教育、人権、健康、福祉及び労働など、生活のあらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れ、地域の課題解決、地域活性化に向けて、市民と協働して、小郡市男女共同参画推進条例に基づく「第2次小郡市男女共同参画計画」を推進します。

男女がともに市の政策・方針決定の過程に参画するために、審議会などにおける女性委員の割合が第2次小郡市男女共同参画計画で定めた目標値になるよう女性の参画を推進します。

また、男女共同参画の視点に立った行政運営のために職員の意識向上を図ります。

3. 女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた意識づくりと被害者支援

女性に対するあらゆる暴力を根絶、予防するために広報、講演会などの啓発活動を行います。

ドメスティック・バイオレンス^{*}（DV）については、「おごおり女性ホットライン」を継続するとともに、関係する窓口や機関と連携して、被害者支援の充実を図ります。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
審議会等における女性委員の割合	36.9%	36.0%以上
母子生活支援施設入所措置世帯数	2世帯	0世帯

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①男女共同参画の講演会に参加するなど学習に努め、理解を深めましょう。
- ②家庭、地域、職場などにおいて、性別による固定的な役割分担を見直して改善しましょう。
- ③家庭、地域、職場などの方針決定の場へ性別に関わりなく参画できるように女性の積極的な参画を促しましょう。
- ④市の政策・方針決定の過程に男女の意見を反映させるため、性別に関わりなく積極的に審議会などへ参画しましょう。

第6章

新たな小郡市の地域自治体制づくり

第1節 市民と行政の協働

前期計画の成果

市民の知る権利を保障するため、小郡市情報公開条例に基づき、情報公開制度の運用をしてきました。また、請求された情報の公開だけでなく、広報紙やホームページ等により、積極的な情報の発信も行ってきました。さらに、ホームページに「市長への手紙」コーナーや問い合わせフォームを設け、公聴活動の充実に努めています。

議会についても、議会報の発行、本会議等の傍聴、会議録の閲覧を行っており、議会ホームページ上でも本会議・常任委員会中継を開設するなど、議会情報を積極的に発信しています。

市民と協働のまちづくりとして、附属機関への公募委員の登用、パブリックコメント^{*}の実施、ワークショップの開催などを推進することで、市民参画の推進を図っています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成 21 年度実績)	平成 26 年度実績	平成 27 年度目標
公募委員を登用した附属機関等の数	4	15	10
市役所ホームページアクセス数	21,486 アクセス/月	29,320 アクセス/月	25,000 アクセス/月

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

地方自治体は、地方分権の時代を迎え、様々な分野で市民と行政との協働によるまちづくりの必要性が高まっています。このことから、本市においても、まちづくりの担い手としてボランティア育成やNPO活動への支援等の充実が課題となっています。

今後も、積極的な行政情報の提供とさらなる市民参画の推進により、市民と協働によるまちづくりの実現に向けた取組みを進めていくことが必要です。

基本目標

市民、ボランティア、NPO等と行政が、それぞれの役割分担のもと、相互に補完し合いながら、パートナーとして対等・協力の関係で活動することにより、市民との協働によるまちづくりを実現していきます。また、積極的な行政情報の提供と情報の共有化により、市民の参加機会の拡充や意見反映ができる体制づくりに努めます。

施策の体系



■ 主要施策

1. 市民と行政の協働

行政主導のまちづくりから脱却し、市民と行政のパートナーシップによる市民との協働のまちづくりを進めていきます。各種計画づくりにあたっては、多様な方法により市民参画を進め、市民の理解と協力を得ながら策定し、実施にあたっては協働での取組みにつなげていきます。また、各種審議会など附属機関への公募委員の積極的な登用やまちづくりに関するワークショップの開催、パブリックコメント[※]の実施など、市民の意向を施策に反映させる仕組みを充実させていきます。

2. 広報・公聴体制の充実

市政の周知と市民からの情報を充実させた広報おごおり・広報おごおり「お知らせ版」を定期的に発行します。また、市民をはじめとした様々な人々への情報提供にあたっては、ホームページの活用を図るとともに、(一社)小郡市観光協会やNPO法人地域インターネットフォーラムのホームページ、ツイッターとの連携を図っていきます。あわせて、「市長への手紙」などの公聴活動を推進します。

3. 情報公開の推進

市民との協働のまちづくりを推進するため、市民ニーズに即した行政情報の公開を推進し、市民との情報の共有化を図ることで、市民と行政が一体となった情報公開体制を構築します。また、市民による情報公開室の活用を促進します。

■ 後期計画成果指標

指標の内容	基準値(平成26年度実績)	平成32年度目標
公募委員を登用した附属機関等の数	15	17
市役所ホームページアクセス数	29,320アクセス/月	32,500アクセス/月

■ みんなでとりくむまちづくり

- ①市の計画に関心を持ち、自分のこととして捉え、パブリックコメントなどを通じて、自分の意見を発信していきましょう。
- ②市や議会からの情報には目を通し、まちづくりに関心を持ち、関われることには積極的に関わっていきましょう。
- ③各種審議会などの委員に積極的に応募し、日頃考えていることなどについて議論しましょう。

第2節 新たな地域自治

前期計画の成果

地域自治の新たな課題に対応するため、小学校区を単位とする協働のまちづくり組織の設立を促進し、全小学校区に協働のまちづくり組織が設置されました。協働のまちづくり組織においては、防災、青少年育成、健康福祉、環境衛生の取組みや地域交流の取組みなどが実施されています。また、それぞれの地域が持つ課題に対応するため、自治会バスの取組みや防犯の取組みを実施している協働のまちづくり組織もあります。さらに、平成26年度に「小郡市協働のまちづくり実施計画」の策定を行い、本市における協働のまちづくりの必要性や協働のまちづくりを実現していくための具体的な方法を定めました。

協働のまちづくりの推進に合わせて、行政委嘱事務制度^{*}の見直しを行うなど、新たな市民参画による行政と市民が一体となって取り組むまちづくりを推進しました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
地域のコミュニティ協議会（仮称）の設置数	—	8 組織	4 組織
地域活動・市民活動へ参加しているもしくは参加したい人の割合（市民アンケート調査結果より）	66.9%	68.3%	75.0%
NPO団体数	9 団体	18 団体	12 団体

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

中央集権的な時代から地方が主役となる地方分権の時代へ、さらには行政と市民の協働へと時代は大きく動いています。

本市には61の行政区があり、様々な地域活動の基本的な単位となっていますが、その構成組織は小さい行政区では27世帯から大きい行政区では1,466世帯（平成27年6月1日現在）と大小さまざまであり、それぞれが問題や課題を抱えています。各行政区では、地域内の清掃活動や祭り、レクリエーション活動などを通して様々な自治活動が行われていますが、一方では、市民の生活範囲の広域化や価値観の多様化、隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下、昔ながらの地域コミュニティの崩壊などにより、自治活動を継続していくことが次第に困難な状況になってきています。こうした中で、あらためて地域コミュニティを中心とした地域の力を結集し、地域の課題を地域の力で解決していくという「共助」の体制づくりとして、小学校単位でのまちづくり組織が設置されました。

私たちの住んでいる地域社会において、少子高齢化に伴う子育て支援、高齢者の介護、障害者の自立支援の課題など、地域で求められる公共サービスを、市民や自治会、まちづくり組織、ボランティア、NPOなどが行政と一緒に、みんなで担い、支え合っていくことが必要になっています。

そのためには、地域の課題や問題点を協議し合える場所が必要であり、地域の実情や特性に応じて支え合いのあり方を検討していく体制づくりとして、今後も推進していく必要があります。

基本目標

小学校区を単位として設置された協働のまちづくり組織の部会活動等を通じて、地域の助け合い、支え合いによる「共助」の体制づくりを行っていくことで、市民主体の新たな地域自治の実現をめざします。

施策の体系



主要施策

1. 協働のまちづくり

「小郡市協働のまちづくり実施計画」に定められた協働のまちづくり組織への支援として、協働のまちづくり事業支援金の拡充、校区推進員の配置によるまちづくり活動の事務的支援、情報提供などによる住民参画の拡充と意識改革による市職員の参画促進を実施し、その活動の充実と定着化を図ります。

また、協働のまちづくりの推進と並行して、行政事務委嘱制度（区長制度）の見直しを継続して行い、より多くの市民に参画いただける体制づくりを推進します。

加えて、協働のまちづくり組織と既存の活動団体との整理統合、連携協力関係の構築を図り、可能な限り各種補助金の一元化を行うことで、より透明性の高い財政支援を進めていきます。

2. 協働のまちづくり条例（仮称）の制定

協働のまちづくりにおける校区まちづくり組織の位置づけ、市の責務等を明確にし、協働のまちづくり事業の継続的、発展的な推進を図るため、「小郡市協働のまちづくり条例（仮称）」を制定します。

3. 市民活動の活性化

新たな公共サービスの担い手として期待されるNPO、ボランティアその他の地域活動団体などと協働することにより、地域課題の解決にあたる市民提案型協働事業を実施します。

また、市民提案型協働事業における採択事業を広く広報することにより、各団体の活動充実を図ります。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
協働のまちづくり条例（仮称）の制定	未制定	制定
市民提案型協働事業により実施する協働事業の延べ数	0事業	15事業

みんなでとりくむまちづくり

- ①身近な課題に対して「自助」、「共助」、「公助」を基本に解決を図るよう努めましょう。
- ②地域におけるまちづくり活動に関わるとともに、ボランティア活動にも積極的に参加しましょう。

第3節 健全な行財政運営

前期計画の成果

平成23年度から、行政評価^{*}システムを活用し、事務事業評価を実施しています。また、評価・整理していく中で、様々な分野に関わる施策については、プロジェクトチームを作り、部課をまたがる課題に対応してきました。

「第2次小郡市行政改革行動計画」に基づき、市税等のコンビニ納付を導入したことで、納付の利便性が高まり、市民サービスの向上が図られました。

また、差押を中心とした滞納整理を行い、市税・国民健康保険税の滞納額の圧縮に努めました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
行財政運営の簡素化に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	39.7%	47.0%	50.0%
普通会計地方債現在高	200億円	183億円	175億円
市税の収納率(現年分)	98.1%	98.8%	98.5%
市税の収入未済額	520百万円	401百万円	498百万円
国保税の収納率(現年分)	92.3%	93.8%	92.7%
国保税の収入未済額	492百万円	414百万円	480百万円

※太枠は目標を達成した指標項目

現状と課題

平成12年の「地方分権一括法」の施行など、地方分権が推進されてきましたが、平成26年の地方分権改革推進本部において、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目的とした議論が行われ、今後さらに自立した行財政基盤づくりが求められます。

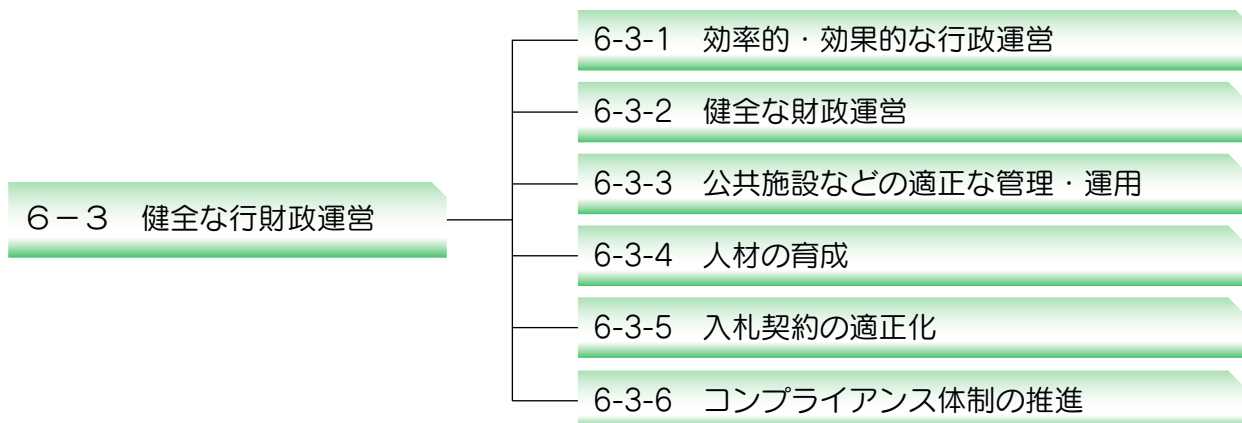
本市では、平成14年に「小郡市行政改革大綱」、平成16年に「財政構造対策緊急計画」、平成18年に「小郡市行政改革大綱集中改革プラン」、平成24年に「第2次小郡市行政改革行動計画」を策定し、不断に行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めてきました。今後も市民の理解を得ながら、時代に適合した行財政改革を行う必要があります。

財政見通しについては、市税や各種譲与税、交付金などの歳入環境は引き続き厳しい状況が見込まれており、自主財源確保のために市税の適正かつ公平な課税に努め、税収の確実な収納に繋げることが求められています。一方、歳出は少子高齢化に伴う恒常的な扶助費や特別会計への繰出金の増加など厳しい状況が続くことが予想され、財政健全化に向けた継続的な取り組みが必要です。

基本目標

健全な財政基盤を確保し、市民本位のまちづくりが行えるよう、さらに行財政改革を進めていきます。また、職員の意識改革を行い、効率的・効果的で透明性の高い行政運営を行います。

施策の体系



主要施策

1. 効率的・効果的な行政運営

行政組織内の改革とともに民間委託等についても検討を深めていきます。また、行政評価[※]システムを活用し、PDCAマネジメントサイクル[※]を確立させ、効率的・効果的な行政運営を実現するとともに、行政機能や意思決定システムを改革し、効率的な組織を構築します。さらに、さまざまな分野に関わる施策については、プロジェクトチームを作るなど、行政内部の横の連携を図りながら検討を進めます。

2. 健全な財政運営

中長期的な財政計画を構築し、事業、施策及び計画の目標達成のために行政評価による事務事業の見直し、施策の優先順位検討・重点化による経費の削減に努めます。

財政健全化法及び公会計改革に則り財政状況の開示を進め、将来にわたり財政の健全化に努めます。

市税においては、課税対象の的確な把握と適正な課税を推進し、より一層の歳入確保に努めます。

滞納者に対しては、引き続き差押を中心とした滞納整理を行い、収納率の向上と収入未済額の圧縮に努めます。

3. 公共施設などの適正な管理・運用

公共施設などの総合的かつ計画的な管理の方針を定める「公共施設等総合管理計画」を定め、長期的な財政負担の軽減や平準化に努めます。

4. 人材の育成

あらゆる行政課題に対応した専門研修の実施や職員の自主研修の推進などにより、職員的能力向上に向けた機会提供や支援体制の構築に努めるとともに、人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの能力を組織の中で機能化、活性化させることによって、市の総合的な政策実現力の向上をめざします。

5. 入札契約の適正化

公共工事の入札契約については、公正性や競争性、透明性が確保された入札契約制度となるよう努めていきます。

6. コンプライアンス体制の推進

市のコンプライアンス体制を継続的に推進していくことによって、市民に信頼される市政運営を確保します。

また、小郡市コンプライアンス条例に基づき、常に法令を遵守することを基本としながら、市への不当要求行為等に対して組織的かつ的確な対応を行うとともに、公平かつ公正な職務の遂行を確保するよう努めます。

● 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
健全な行財政運営に対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	47.0%	51.5%
普通会計地方債現在高	183億円	170億円
市税の収納率（現年分） 収入未済額	98.8% 401百万円	98.94% 370百万円
国保税の収納率（現年分） 収入未済額	93.8% 414百万円	93.97% 410百万円

● みんなでとりくむまちづくり

- ①市の財政状況に関心を持ち、行財政改革の進展に注目しましょう。
- ②必要に応じて市民が持つ専門知識や技術を活かし、市をサポートしましょう。
- ③身近なことで、自分自身や地域でできるようなことは、自分たちで行いましょう。

第4節 広域行政

前期計画の成果

広域事務事業として、上水道、し尿処理、ごみ処理、消防、高等学校については一部事務組合による運営を行ってきました。また、小児医療や救急医療など、本市単独では実施が困難なものについても、広域で連携して取り組んでいます。

筑後田園都市推進評議会において、新たに高齢者等徘徊SOSネットワークや定住分野、スポーツ分野の部会に本市も参画し、本市単独では実施が困難な事業に取り組みました。

また、筑後川流域クロスロード協議会^{*}において、平成25年に、地域の一体的な発展と九州における個性の確立や、魅力と活力あふれる地域の創造、共通する課題の解決などをめざし、必要な方策をまとめた「筑後川流域クロスロード地域ビジョン」を策定しました。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
定住自立圏における連携事業	11事業	11事業	15事業

現状と課題

交通機関の発達により、日常生活圏が拡大し、近隣市町との交流も盛んになり、解決しなければならない共通した課題も生まれてきています。

本市は、4市2町で構成する久留米広域定住自立圏として、平成22年3月に中心市（久留米市）と協定を締結し取組みを進めてきました。そして、平成28年度からは久留米広域定住自立圏から新たな広域行政の枠組みである久留米広域連携中枢都市圏^{*}として、久留米市と連携協約を締結し取組みを進めていきます。

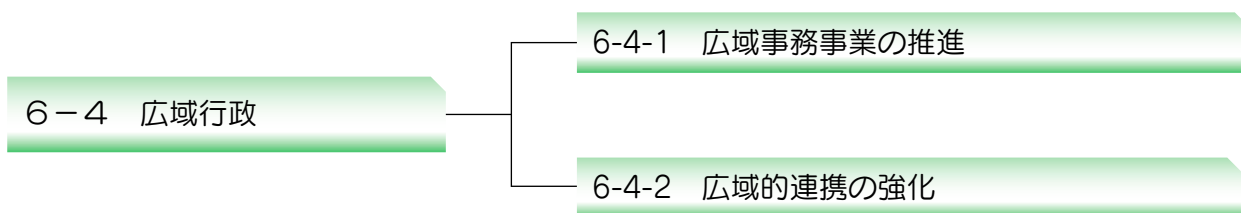
久留米市・小郡市・鳥栖市・基山町で構成する筑後川流域クロスロード協議会では、県境を越えた広域的な連携を行っており、圏域全体の発展のためには、さらなる連携強化が求められます。

今後も生活圏の拡大をはじめ、市民ニーズの多様化や地方分権の進展などに対応していくため、広域行政の一層の連携と推進が求められます。

基本目標

生活圏の拡大や多様な市民のニーズに対応した、効率的・効果的な行政運営を行うため、近隣市町とさらに連携を深めながら、広域行政を進めていきます。

施策の体系



主要施策

1. 広域事務事業の推進

効率的・効果的な行政運営のために、広域的な対応が可能な業務については一部事務組合による運営を行います。

2. 広域的連携の強化

地域の活性化や行政事務の効率化を推進するために、十分にその内容・効果を検討した上で、広域連携の仕組みを活用し、国の支援制度なども積極的に活かしながら市の活性化と効率的な地域運営に努めていきます。

後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
連携中枢都市圏*において連携協約を締結した事業の目標達成率 （目標達成事業／連携協約締結事業）	—	100%

みんなでとりくむまちづくり

- ①広域的なまちづくりについて関心をもち、ボランティアや意見交換などの場に参加しましょう。
- ②広域での交流を盛んにするため、広域的なグループ活動などに参加しましょう。



▲ 久留米広域連携中枢都市圏連携協約締結式

第5節 地方創生

現状と課題

わが国が平成20年をピークに人口減少局面に入中、本市も今後、緩やかな人口減少局面に入っていくと考えられています。

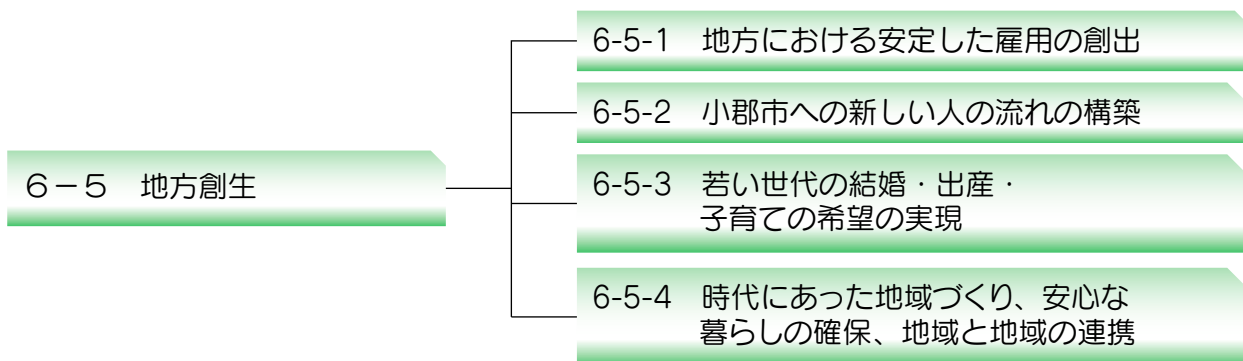
本市の人口動態をみると、自然増減については平成21年以降、出生数の減少に加え死亡数の増加により自然減傾向が続いています。社会増減については、転出数は平成20年以降減少傾向にありましたが、平成25年に増加し転入数を上回り、社会減となりました。こうした傾向は、本市においても人口減少局面が到来している可能性を示すものであり、人口減少及び地域社会の活性化についての対策を講じ、「しごと」と「ひと」の好循環を生み、それを支える「まち」を活性化させる「まち・ひと・しごと創生」を図る必要があります。

※本節は後期基本計画から新たに設けた節です。

基本目標

雇用の創出や子育て支援、地域づくりなどを通して人口減少・少子高齢社会に対応し、持続可能な活力ある地域社会を構築することをめざします。

施策の体系



主要施策

1. 地方における安定した雇用の創出

市内及び通勤圏内に、就学・雇用の場を確保することで、転出抑制を図ります。そのために、交通利便性を活かした企業誘致や市内商業の活性化、基幹産業である農業の後継者不足への対応を推進します。

2. 小郡市への新しい人の流れの構築

従来からの本市の強みである住宅開発等を推進するとともに、空き家対策等による住環境の向上を図り、快適で魅力のある選ばれるまちづくりを進めます。また、観光、スポーツ、文化等を通じた交流人口の増加や知名度向上に取組み、転入者の増加を図ります。

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現

出生数の増加及び子育て世代の本市への移住を促進するため、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、教育環境の更なる向上などの取組みを推進します。

4. 時代にあった地域づくり、安心な暮らしの確保、地域と地域の連携

地域により異なる様々な課題に対し、協働のまちづくりなどの地域連携による解決をめざします。また、少子高齢化、人口減少社会の到来を見据えた生活課題への取組みを進めることで、持続可能な活力ある地域社会の育成を図ります。

● 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）におけるKPIの達成率	—	100%

● みんなでとりくむまちづくり

- ①活力ある地域社会の構築にむけて、地域に関心を持ち、様々なまちづくり活動やイベントに参加してみましよう

第6節 計画の進行管理

前期計画の成果

行政評価^{*}システムを導入し、事務事業と施策の進捗や達成の管理のできる体制構築を行いました。また、施策評価結果については市のホームページで公表してきました。そして、評価結果については、施策のあり方に反映することで、よりよい行政マネジメントサイクルの構築を図っています。

前期計画成果指標の達成状況

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成26年度実績	平成27年度目標
第5次総合振興計画の成果指標の達成率	—	39.6%	100%

現状と課題

総合振興計画は、市民・学生アンケート調査や第5次小郡市総合振興計画策定に係る市民ワークショップ、各種団体へのヒアリングなどを通じて、市民の意見を計画に反映させるとともに、市民代表や学識経験者などで構成する「小郡市総合振興計画審議会」で議論を重ねた上で答申を受け、市議会の議決を経て策定しました。

総合振興計画は、市政運営の最上位計画です。市政運営が適切に行われているか、政策・施策・事業を常にチェックし、適切になされていない場合には、その理由を分析するとともに、必要に応じて適宜見直しを行っていく必要があります。

今後も、本市にふさわしい行政評価システムの構築を行い、第5次総合振興計画に設定している成果指標に基づき、各施策の進捗状況を客観的に評価していく必要があります。

こうした評価は、行政だけの自己完結型のものであってはならず、評価結果を広く市民に公表することも必要です。

基本目標

行政評価システムにより、市民との協働で策定された第5次総合振興計画の進捗状況を随時点検し、その評価結果を公表することで適切な市政運営をめざします。

施策の体系

6-6 計画の進行管理

6-6-1 行政評価システムの活用

主要施策

1. 行政評価システムの活用

効率的で効果的な行財政運営を実施していくために、本市の実情に即した行政評価システムを運用していきます。

また、行政評価システムを活用して、事務事業評価と施策評価を実施していくことで、施策と事

務事業の継続的な改善を進めるとともに、第5次総合振興計画の進行管理に係るPDCAサイクルを確立させ、効果的な計画の運用を図ります。

さらに、行政評価について市のホームページで公表することで市民への説明責任を果たしていきます。

● 後期計画成果指標

指標の内容	基準値（平成26年度実績）	平成32年度目標
第5次総合振興計画（後期基本計画）の成果指標の達成率	—	100.0%

● みんなでとりくむまちづくり

- ①行政に関するさまざまな情報を、広報紙やホームページなどで確認しましょう。
- ②本計画書の「みんなでとりくむまちづくり」に掲げた内容の実行に努めましょう。

資料編

小郡市総合振興計画審議会条例

昭和51年10月8日

条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として小郡市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて本市の総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募により選ばれた市民

2 前項第1号の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める諮問に係る事務が終了するまでの期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなくなったとき、又は委員の適格性を欠くにいたったときは、当該委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会は委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は審議会の議長となり、議事を司会する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出席の要求)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会の事務を分掌させるため審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 小郡市総合振興計画策定協議会条例(昭和43年小郡町条例第271号)は、廃止する。

附 則(昭和60年7月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

小郡市総合振興計画に関する規則

昭和51年10月18日

規則第22号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡市の総合振興計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 本市の健全な発展を促進するために策定する市行政全般にわたる総合的な計画で基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向を予測し、そのあるべき姿を想定するものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき市政の基本的施策について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき市政の基本的施策の実施について作成する計画をいう。

第2章 計画策定本部

(計画策定本部の設置)

第3条 総合振興計画について審議するため、庁内に計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第4条 本部は、市長、副市長、教育長、各部長及び部長相当職により組織する。

2 本部の本部長は、市長をもって充て、本部を統括する。

3 本部の副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長が不在の時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）を開くことができる。

第3章 策定委員会

(策定委員会の設置)

第6条 総合振興計画に関する事務の円滑な推進を図るため、庁内に策定委員会を設置する。

2 策定委員会の設置に関する必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 総合振興計画の策定

(策定原則)

第7条 総合振興計画は、本市発展のための基本的施策について行政全般にわたる計画的かつ効果的な行政執行の確保を図ることにより総合的成果をあげ得るよう策定しなければならない。

(市民参画)

第8条 市長は、総合振興計画の策定にあたっては、広報、広聴活動を通じ直接市民の意見要望等を聴取するとともに、これを反映させるよう努めなければならない。

(基本構想)

第9条 基本構想の計画期間は10年とし、10年ごとに改訂するものとする。

第10条 基本構想は、市長の指示に従い、総務部長が原案を作成し、本部にはかり、市長がこれを決定する。

(基本計画)

第11条 基本計画の計画期間は5年とし、5年ごとに改訂するものとする。

第12条 基本計画は、基本構想に従い総務部長が原案を作成し、本部にはかり、市長がこれを決定する。

(実施計画)

第13条 実施計画の計画期間は3年とし、1年経過毎に逐次後年度分を繰り入れていくこととし、常に3年の計画として保持するものとする。

第14条 実施計画は、基本計画に従い、部等の長が原案を作成し、総務部長が調整し、市長がこれを決定する。

(総合振興計画審議会への諮問)

第15条 市長は、第10条及び第12条の規定により基本構想及び基本計画を決定しようとするときは、これを小郡市総合振興計画審議会に諮問しなければならない。

(議会への提出)

第16条 市長は、第10条及び第12条の規定により基本構想及び基本計画を決定したときは速やかにこれを議会に提出し、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成22年小郡市条例第21号)第2条第2号により議会の議決を求めなければならない。

第5章 総合振興計画の実施

(実現責務)

第17条 総合振興計画に定められた事項は、これを実現するよう努めなければならない。

2 市長は、毎年度予算を編成するに当たっては、実施計画に基づきこれを編成するものとする。

(外部機関等との調整)

第18条 市長は、総合振興計画の実施について必要があるときは、外部機関及び団体との連絡調整を図り計画事項が円滑に執行できるよう努めなければならない。

(課等の長の報告等)

第19条 課等の長は、計画事項の執行に際しては、毎年その進捗状況を企画課長を経て市長に報告しなければならない。

第20条 課等の長は、総合振興計画に関する事務の参考となる資料を作成したときは、企画課長に送付するものとする。

2 企画課長は、総合振興計画に関し課等の参考となる資料を作成した時は、課等の長に送付するものとする。

(庶務)

第21条 総合振興計画に関する庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、総合振興計画に関し必要な事項は、市長が本部会議にかかって決定する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 小郡市長期総合振興計画実施計画に関する規則（昭和44年小郡町規則第54号）は、廃止する。

附 則（昭和61年8月20日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年8月1日から適用する。

附 則（平成12年3月28日規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月13日規則第16号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年7月27日規則第23号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月9日規則第28号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年11月22日規則第27号）

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

26小企第850号
平成27年3月31日

小郡市総合振興計画審議会
会長 丸山 泉 殿

小郡市長 平安正 知

第5次小郡市総合振興計画に関する諮問について

小郡市総合振興計画審議会条例(昭和51年小郡市条例第21号)第2条及び小郡市総合振興計画に関する規則(昭和51年小郡市規則第22号)第15条の規定に基づき、第5次小郡市総合振興計画後期基本計画の策定に関し、貴会の意見を求めます。

平成28年2月5日

小郡市長 平安正知 殿

小郡市総合振興計画審議会
会長 丸山 泉

第5次小郡市総合振興計画後期基本計画について（答申）

平成27年3月31日付26小企第850号により諮問を受けた第5次小郡市総合振興計画後期基本計画について、小郡市総合振興計画審議会条例（昭和51年小郡市条例第21号）第2条の規定に基づき、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

- 1 施策の推進にあたっては、本計画内容について、市民をはじめ、事業者、関係団体などへ十分に周知を行い、理解と協力を求め、基本理念である「市民との協働によるまちづくり」のもとに、市民と行政がともに目標の実現に向けて取り組んでいくよう要望します。
- 2 少子高齢社会・人口減少への対応については、地方創生の推進が重要であり、この度改めて設定した本計画の目標人口を達成するため、地域の活性化につながる施策の推進に努めるよう要望します。
あわせて、実施していく施策及び小郡市が有する魅力の発信に積極的に取り組み小郡市への人の流れにつなげていくよう要望します。
- 3 本計画においては、行政評価システムを活用し進捗状況の把握を行い、成果指標による進捗管理に努め、施策が効果的・効率的かつ着実に実行され、基本目標の達成及び「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」という将来像が実現されるよう要望します。

小郡市総合振興計画審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	所属団体・役職名	委嘱期間
第3条第1項第1号 【関係団体の役職員】	徳田 敏 春	農業委員会 会長	平成27年3月31日～ 平成27年7月20日
	草場 學		平成27年7月21日～審議終了
	安部 ミチ子	教育委員会 教育委員長	平成27年3月31日～審議終了
	【副会長】 伊藤 徹 一	区長会 会長	平成27年3月31日～審議終了
	西山 政 樹	みい農業協同組合 代表理事専務	平成27年3月31日～審議終了
	富崎 高 志	商工会 副会長	平成27年3月31日～審議終了
	大澤 靖 浩	一般社団法人みい青年会議所 副理事長	平成27年3月31日～審議終了
	吉塚 邦 之	社会福祉協議会 会長	平成27年3月31日～審議終了
	荒川 ますみ	民生委員児童委員協議会 副会長	平成27年3月31日～審議終了
	古川 哲 也	小郡三井医師会 理事	平成27年3月31日～審議終了
	塚本 桂 子	小中学校校長会代表 三国中学校 校長	平成27年3月31日～審議終了
山本 奈穂子	おごおり女性協議会 委員会委員	平成27年3月31日～審議終了	
第3条第1項第2号 【識見を有する者】	【会長】 丸山 泉	医療法人社団 豊泉会 理事長	平成27年3月31日～審議終了
	世利 洋 介	久留米大学 経済学部 教授	平成27年3月31日～審議終了
第3条第1項第3号 【公募により選ばれた市民】	西山 則 博	公募委員	平成27年3月31日～審議終了
	井上 久美子	公募委員	平成27年3月31日～審議終了

第5次小郡市総合振興計画後期基本計画策定の経過

期 日	項 目	内 容
平成26年 7月 1日	計画策定本部会議 (第1回)	・ 策定基本方針 (案) 決定 ・ 策定委員会設置要綱 (案) 決定
11月11日 ～ 12月19日	市民・学生アンケート調査実施	・ 市民2,000名、小学5年生全員、中学2年生全員を対象に実施
平成27年 1月24日	市民ワークショップ (第1回)	・ 分野別の5グループに分かれ、各分野の課題について議論 (34名参加)
2月15日	市民ワークショップ (第2回)	・ 分野別の5グループに分かれ、各分野の課題について議論 (34名参加)
2月23日 ～ 2月25日	各課ヒアリング実施	・ 第5次計画前期計画の施策内容検証についてヒアリングを実施
3月31日	総合振興計画審議会 (第1回)	・ 市長から委員の委嘱 ・ 会長及び副会長の選出 ・ 市長から審議会へ諮問 ・ 策定方針及びスケジュール説明 ・ 基礎調査等内容報告 ・ 前期計画施策について (主な論点) ・ 基礎調査のあり方 ・ 成果指標の検証と新規指標の設定 ・ 市の現状と課題
4月17日	策定委員会 (第1回)	・ 基礎調査等内容報告
5月13日	計画策定本部会議 (第2回)	・ 基礎調査等内容報告 ・ 第1回審議会報告
6月17日	策定委員会 (第2回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 検討
7月 1日	計画策定本部会議 (第3回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 検討
7月21日	総合振興計画審議会 (第2回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 審議 (主な論点) ・ 目標人口とそれに向けたまちづくり ・ 各種団体の活動
8月18日	計画策定本部会議 (第4回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 検討
10月 1日	計画策定本部会議 (第5回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 検討
10月13日	計画策定本部会議 (第6回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 検討
10月19日	総合振興計画審議会 (第3回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 審議 (主な論点) ・ 目標人口とそれに向けたまちづくり ・ 総合振興計画と地方創生
11月13日	計画策定本部会議 (第7回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 検討
11月26日	総合振興計画審議会 (第4回)	・ 序論 (案)、基本計画 (案) 審議 ・ 策定スケジュール説明 (主な論点) ・ 後期基本計画 (案) の総括
12月15日～ 平成28年 1月 8日	パブリックコメント実施	・ 後期基本計画 (案) についての意見募集
2月 1日	計画策定本部会議 (第8回)	・ 後期基本計画 (案) 決定
2月 5日	総合振興計画審議会答申	・ 審議会から市長へ答申
3月24日	3月定例市議会において原案承認	・ 後期基本計画について承認

用語解説

文中で「※」がついている用語についての説明です。各用語の下の【 】内には、その用語が使用されているページを掲載しています。

用語	説明
あ行	
家読 【P.32,113,115】	学校で行われる毎朝始業前の10分間に、児童生徒教職員全員で本を読む「朝の読書」で読書習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣づけようと2006年に書籍等の取次会社（株）トーハンが提唱し始めた読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うなどを勤めている。小郡市では、ブックスタートから家読へと、引き続き家庭でも読書を習慣づけることを推進している。
汚濁負荷量 【P.64】	河川水を汚濁する物質の総量のこと。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、汚濁負荷量＝水質×水量によって計算する。
か行	
学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) 【P.104,106】	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。 コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組みがおこなわれる。
企業会計方式 【P.69】	官庁会計方式が歳入歳出を次年度以降に繰り越さない方式であるのと異なり、赤字および黒字を次年度に繰り越し、事業体の経営状況に応じて建設・維持管理を実施していく方式。
機能別分団制度 【P.47】	能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員を規定する制度。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完している。通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員などと通称される。
行政委嘱事務制度 【P.128】	地方公共団体の首長等が、地域の代表者（区長）に諸業務を執行する職責を委嘱する制度。「行政委嘱員制度」「行政連絡員制度」等、地域により呼称は異なる。
行政評価 【P.33,130,131,137】	市が行っている様々な業務について、誰を対象にしている、何をどのようにしたいのか、その目的を個別に整理し、業務の結果、どれ程の成果や効果が上がっているかを評価することによって、より力を入れていくもの、やり方を改める必要があるものなどを明らかにし、今後の業務の改善につなげ、より良いものにしていくための仕組み。

用語	説明
グランドクロス企業誘致部会 【P.31,57】	福岡市、小郡市、鳥栖市、基山町及び久留米市で構成するグランドクロス広域連携協議会の部会。観光、医療資源活用研究に関する部会も設置し、情報共有化と具体的な協働活動を推進するための連携について、検討や取り組みを行っている。
久留米広域小児救急医療 【P.95】	筑後地域の小児科医の協力と医療機関の連携により、平成18年4月1日から久留米広域小児救急センターでの診療体制を整備し、夜間のより充実した小児救急医療体制を地域全体で支援する取組み。久留米広域市町村圏及び鳥栖・三養基地区の構成市町、吉野ヶ里町、国、県が財政支援を行っている。筑後地域などの医師会の小児科開業医や久留米大学病院、同大学医療センター、聖マリア病院が協力し、この支援事業が実現した。
景観行政団体 【P.71】	景観行政を司る行政機構。都道府県や中核市が主であるが、都道府県の同意を得た市町村についても景観行政団体となる。景観計画を策定し、該当区域の建築や広告看板の誘導・制限等を行う。
KDBシステム 【P.95】	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートをすることを目的として構築された。
建築協定 【P.37,39】	一定区域内の地権者等がその区域内の建築物の用途や高さ・壁面線・形態・色彩等に対する一定の基準を定め、遵守することを締結した住民協定。
恋人の聖地 【P.26,28,31,59】	NPO法人地域活性化支援センターが日本全国のプロポーズにふさわしいロマンチックな場所を「恋人の聖地」として認定しており、小郡市では、たなばた伝説の里として、平成25年10月に七夕神社及び縁結びに関連するスポットが「恋人の聖地」として選定された。
合計特殊出生率 【P.11】	ひとりの女性が一生に産む子どもの平均数。人口を維持するため必要な値は、およそ2.07とされる。
後退道路(セットバック) 【P.71,72】	都市計画区域内で建物を建てる時に、建築物を道路の境界線から一定の距離だけ後退させること。本市では、市道認定もしくは市の管理する道路について、建築基準法のセットバックを行うに際し、セットバック部分についての協議（寄付または自己管理）を行っている。
子ども・子育て支援新制度 【P.83,102】	平成27年4月より開始した、子ども・子育て関連3法に基づく制度。待機児童の解消を目的とした多様な保育の供給等を目的としている。
コンパクトシティ 【P.39】	土地利用の郊外化を抑制し、中心市街地の活性化を図ることにより、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す都市政策。
さ行	
在宅当番医制 【P.95】	地区医師会を実施単位として、医師会員が当番日に自らの診療所で診療を行うもの。

用語	説明
集落営農組織 【P.51,52,53,54】	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある。
小1プロブレム 【P.103】	小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。
障害者生活支援センター 【P.86,87】	すべての障害者（児）が地域で安心して暮らしていくために、専門の職員が種々の情報や経験を活かしながら、障害を持って暮らしていく上で必要なサービスの提供案内・支援をるところ。
3R(リデュース、リユース、リサイクル) 【P.64】	スリー・アール。環境と経済が両立した循環型社会を形成するための取り組み。リデュース（廃棄物の発生抑制）。リユース（再使用）。リサイクル（再資源化）。
総合型地域スポーツクラブ 【P.120,121】	地域の会員が「いつでも、どこでも、だれでも」の理念のもと、それぞれのニーズに応じて、質の高い指導者のもと活動が行えるスポーツクラブ。クラブでは、いろいろな種目を様々な人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができる。
た行	
第1種兼業農家 第2種兼業農家 【P.16】	農業所得のほうが兼業所得よりも多い兼業農家を第1種兼業農家、兼業所得のほうが農業所得よりも多い兼業農家を第2種兼業農家という。
地域子育て支援拠点 【P.83,85】	地域子育て支援拠点とは、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施することをいう。
地域包括ケアシステム 【P.78】	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター 【P.29,78】	「地域支援事業」のうち、地域の高齢者に対する包括的・継続的マネジメント、地域支援の総合相談、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを実施するため、市町村に設置が義務づけられた総合的な相談援助機関。
地区計画 【P.30,31,37,39,57】	地区計画は、一体的に整備、開発を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的に一つの計画として定めた都市計画のこと。地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる。
筑後川流域クロスロード協議会 【P.33,133】	久留米市、鳥栖市、小郡市、基山町の3市1町で構成され、九州自動車道と大分・長崎自動車道が交わるクロスポイントに位置するという利便性を活かし、経済・行政・文化・スポーツなど広範な連携と交流を通して、県境を越えた地域の一体的な発展を図ることを目的とした任意の協議会。

用語	説明
地方人口ビジョン 【P.3】	地方公共団体が、当該地域の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略 【P.3】	都道府県及び市町村が、雇用や新たな人の流れの創出など、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、「まち」に活力を取り戻す「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を定めた計画。
TPP(環太平洋経済連携協定) 【P.51】	環太平洋地域の諸国において、関税、サービス、投資の自由化等を目的とした包括的な経済連携協定。
都市計画支援システム 【P.31,72】	都市の整備、開発その他都市計画を適切に遂行するための都市計画情報データベースのこと。
都市計画法第34条11号 【P.37,39】	市街化調整区域は原則として開発を抑制する区域であるが、市街化区域隣近接部（市街化区域から500m以内）においては、「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づき、区域を指定して特定の開発を許容する規定。既に整備されている都市基盤の有効活用を図るため、既存集落において区域を指定して一戸建て専用住宅を許可するもの。
都市計画法第34条12号 【P.37,38,39】	市街化区域隣近接部以外の既存集落は、人口減少や少子高齢化等により、集落の活力が低下している。あるいはコミュニティの維持が困難になりつつあり、集落における活性化を図るため、「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づき、区域を指定して一戸建て専用住宅や集落の維持に必要な用途の建築を目的とする開発を許容する規定。
ドメスティック・バイオレンス 【P.125】	夫婦、恋人間など、親密な関係にある、または、あった男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。
な行	
認定農業者 【P.51,52,54】	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた法人を含む農業者のこと。
は行	
パブリックコメント 【P.33,126,127】	市の基本的な計画及び条例等の策定過程において、趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、市民等から広く意見を募集し、提出された意見を考慮して、意思決定を行うとともに、その意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続きのこと。
PDCAマネジメントサイクル 【P.131】	事業を「PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）」の流れで考え、実施結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方。

用語	説明
避難行動要支援者 避難支援等関係者 【P.12,46,47】	高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に配慮が必要な方を要配慮者（旧称：災害時要援護者）といい、そのうち、自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を避難行動要支援者という。また、避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施する方を避難支援等関係者という。
病院群輪番制 【P.95】	一定地域内の複数の医療機関が、交代で当番日に診療を行うもの。
ふるさとハローワーク 【P.61】	ふるさとハローワークは、公共職業安定所が設置されていない市町村において、地域住民の方々の就職促進及び利便性の向上を図ることを目的として、市町村と国が共同で設置し運営する施設。
ふれあいネットワーク 【P.31,75】	小地域を単位として、近隣の人や地域の団体等が、組織的に連携を図りながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して住みなれた地域で、暮らせるような地域づくりを進める活動。
補完性の原則 【P.5】	政策決定は、その影響を受ける市民、コミュニティに一番近い主体によって行われるべきというものであり、問題はより身近なところで解決すべきという考え方、個人の自立を前提とした社会の構成原理である。
母子・父子自立支援員 【P.81,82】	母子・父子自立支援員は母子・父子家庭や寡婦の悩み事や相談を受けつけ、個人それぞれのケースに応じて実情を把握し、問題解決や自立に必要な助言を行う人。
や行	
有収率 【P.67,68】	給水量（年間に当該給水区域に対して給水した実績水量）に対する有収水量（年間の料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量）の割合。施設の稼働状況がそのまま収益につながっているかどうかを確認できる指標。
ユニバーサルデザイン 【P.75,76】	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようあらかじめ、都市や生活環境をデザインするという考え方。障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方である「バリアフリー」と対比する形で用いられる。
要保護児童対策地域協議会 【P.83】	児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場。
ら行	
立地適正化計画 【P.39】	立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランであり、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるもの。

用語	説明
連携中枢都市圏 【P.96,133,134】	連携中枢都市と近隣の市町村が通勤・通学圏、医療圏、商業圏等の状況をふまえて、1対1の連携協約（地方自治法第252条の2第1項）を締結することにより形成される圏域。
6次産業 【P.26,53】	農業等第一次産業が、食品加工・流通販売等と一体的な展開をした経営形態。



TANABATA NO SATO
OGŌRI

**第5次小郡市総合振興計画
後期基本計画**

平成28年3月
福岡県小郡市

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1
電話 0942-72-2111(代) FAX 0942-73-4466